

地方財政の状況

令和7年3月

総務省

「地方財政の状況」についてのお問い合わせは、総務省自治財政局
財務調査課あて御連絡下さい。

電話番号 (03) 5253-5111 (代表)

内線 5649

総務省ホームページ <https://www.soumu.go.jp/>

目次

はじめに

第1部

令和5年度の地方財政の状況

1 地方財政の役割	3
(1) 国・地方を通じた財政支出の状況	3
(2) 国民経済と地方財政	5
ア 国内総生産と地方財政	5
イ 公的支出の状況	6
2 地方財政の概況	7
(1) 決算規模	7
(2) 決算収支	10
ア 実質収支	10
イ 単年度収支及び実質単年度収支	11
(3) 歳入	11
(4) 歳出	13
ア 目的別歳出	13
イ 性質別歳出	16
(5) 財政構造の弾力性	19
ア 経常収支比率	19
イ 実質公債費比率	21
(6) 将来の財政負担	21
ア 地方債現在高	21
イ 債務負担行為額	22
ウ 積立金現在高	22
エ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担	23
オ 普通会計が負担すべき借入金残高	24
カ 将来負担比率	24
3 地方財源の状況	26
(1) 租税の状況	26
(2) 地方歳入	27
ア 地方税	27
イ 地方譲与税	32

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

1

2

1

2

3

4

5

6

7

目次

ウ 地方特例交付金等	33
エ 地方交付税	33
オ 国庫支出金	34
カ 都道府県支出金	34
キ 地方債	34
ク その他の収入	35
4 地方経費の内容	37
(1) 生活・福祉の充実	37
ア 社会福祉行政	37
イ 労働行政	38
(2) 教育と文化	39
(3) 土木建設	40
(4) 産業の振興	41
ア 農林水産行政	41
イ 商工行政	42
(5) 保健衛生	43
(6) 警察と消防	45
ア 警察行政	45
イ 消防行政	45
5 地方経費の構造	46
(1) 義務的経費	46
ア 人件費	46
イ 扶助費	48
ウ 公債費	48
(2) 投資的経費	49
ア 普通建設事業費	49
イ 災害復旧事業費	51
ウ 失業対策事業費	52
(3) その他の経費	52
ア 物件費	53
イ 維持補修費	53
ウ 補助費等	53
エ 繰出金	53
オ 積立金	53
カ 投資及び出資金	54
キ 貸付金	54
6 一部事務組合等の状況	55
(1) 団体数	55

(2) 一部事務組合等の歳入歳出決算	55
7 公営企業等の状況	56
(1) 公営企業等	56
ア 概況	56
イ 事業別状況	63
(2) 国民健康保険事業	71
ア 都道府県	72
イ 市町村（事業勘定）	73
ウ 市町村（直診勘定）	75
(3) 後期高齢者医療事業	75
ア 市町村	75
イ 後期高齢者医療広域連合	75
(4) 介護保険事業	77
ア 保険事業勘定	77
イ 介護サービス事業勘定	78
(5) その他の事業	79
ア 収益事業	79
イ 交通災害共済事業	79
ウ 公立大学附属病院事業	79
(6) 第三セクター等	80
8 東日本大震災の影響	81
(1) 普通会計	81
ア 東日本大震災分の決算の状況	81
イ 特定被災県及び特定被災市町村等の決算の状況	82
(2) 公営企業会計等	82
9 健全化判断比率等の状況	83
(1) 実質赤字比率	83
(2) 連結実質赤字比率	83
(3) 実質公債費比率	83
(4) 将来負担比率	85
(5) 資金不足比率	85
(6) 個別団体の財政健全化	86
10 市町村の団体区分別財政状況	87
(1) 人口1人当たりの決算規模等	87
(2) 人口1人当たりの歳入	87
(3) 人口1人当たりの歳出	89

第2部

令和6年度及び令和7年度の地方財政

1 令和6年度の地方財政	93
(1) 地方財政計画	93
ア 通常収支分	93
イ 東日本大震災分	95
(2) 令和6年度補正予算及び一般会計予備費の使用	97
ア 令和6年度補正予算（第1号）とそれに伴う財政措置等	97
イ 令和6年度一般会計予備費の使用	99
2 令和7年度の地方財政	100
(1) 地方財政計画	100
ア 通常収支分	100
イ 東日本大震災分	102
(2) 公営企業等に関する財政措置	104
ア 公営企業	104
イ 国民健康保険事業	105
ウ 後期高齢者医療制度	106
エ 公営競技納付金制度の延長	107

第3部

最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

1 新たな地方創生の展開	111
(1) 地方創生2.0の「基本的な考え方」等	111
(2) 持続可能な地域社会の実現に向けた地方創生の取組	111
ア 地方への人の流れの創出・拡大	112
イ 地域経済の好循環による付加価値の創造等	112
ウ 過疎対策の推進	112
2 物価高等への対応	114
(1) 補正予算の対応	114
(2) 公共施設等の光熱費・施設管理の委託料等に関する対応	114
(3) 地方公務員の給与改定等	114
3 防災・減災、国土強靱化及び公共施設等の適正管理の推進等	116
(1) 令和6年能登半島地震の被災地への対応	116
(2) 防災・減災、国土強靱化の推進等	116
ア 防災・減災、国土強靱化の推進	116
イ 水道等の防災対策の推進	117
(3) 公共施設等の適正管理の推進	117
4 自治体DX・地域社会DXの推進	119
(1) マイナンバー制度及びマイナンバーカードの普及・利活用の推進	119

(2) 自治体DXの推進	119
ア 自治体DX推進計画等	119
イ 自治体フロントヤード改革	120
ウ 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化	120
(3) 地域社会DXの推進	120
(4) デジタル活用推進事業債の創設等	121
ア デジタル活用推進事業債の創設	121
イ 都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材	121
5 全世代型の社会保障制度の構築	122
(1) 社会保障の充実と人づくり革命	122
(2) 全世代型社会保障構築を目指す改革	123
(3) こども・子育て政策の強化	124
ア こども・子育て支援加速化プラン	124
イ こども・子育て政策に係る地方単独事業の推進	125
ウ 児童虐待防止対策体制の強化	125
6 財政マネジメントの強化	126
(1) 地方公会計の整備・活用及び地方財政の「見える化」の推進	126
ア 地方公会計の整備・活用の推進	126
イ 地方財政の「見える化」の推進	126
(2) 公営企業の経営改革	127
ア 公営企業の更なる経営改革の推進	127
イ 水道・下水道事業における広域化等の推進	128
ウ 公立病院経営強化の推進	128
(3) 経営・財務マネジメントの強化	129
7 地方行政をめぐる動向と地方分権改革の推進	130
(1) 地方自治制度の見直し	130
(2) 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私との連携	130
(3) 地方公務員行政に係る取組	131
ア 会計年度任用職員制度	131
イ 仕事と育児の両立支援（部分休業制度の拡充）	131
ウ 地方公共団体の人材育成・確保	131
(4) 地方分権改革の推進	131
ア 地方からの提案に関する対応方針等	131
イ 地方税財源の充実確保	133

図表索引

第1部 令和5年度の地方財政の状況

1 地方財政の役割

第1図 国・地方を通じた目的別歳出純計額構成比の推移	3
第2図 国・地方を通じた目的別歳出純計額の状況（令和5年度）	4
第3図 部門別国内総生産の状況（令和5年度）	5
第4図 公的支出の状況（令和5年度）	6

2 地方財政の概況

第1表 地方公共団体の純計決算額の状況	7
第5図 決算規模の推移	8
第2表 団体区分別決算額の状況	8
第6図 新型コロナウイルス感染症対策関連経費の状況	9
第7図 新型コロナウイルス感染症対策関連経費の推移	9
第3表 実質収支の状況	10
第8図 実質収支の推移	10
第4表 単年度収支及び実質単年度収支の状況	11
第5表 歳入純計決算額の状況	11
第9図 歳入純計決算額の構成比の推移	12
第10図 団体区分別歳入決算額の構成比の状況（令和5年度）	13
第6表 目的別歳出純計決算額の状況	13
第7表 目的別歳出純計決算額の構成比の推移	14
第11図 団体区分別の目的別歳出決算額の構成比の状況（令和5年度）	14
第8表 一般財源の目的別歳出充当状況	15
第12図 一般財源充当額の目的別構成比の推移	16
第9表 性質別歳出純計決算額の状況	16
第13図 性質別歳出純計決算額の構成比の推移	17
第14図 団体区分別の性質別歳出決算額の構成比の状況（令和5年度）	18
第10表 一般財源の性質別歳出充当状況	18
第15図 一般財源充当額の性質別構成比の推移	19
第16図 団体区分別経常収支比率の推移	20
第11表 経常収支比率の段階別分布状況	20
第17図 団体区分別実質公債費比率の推移	21
第12表 地方債現在高の状況	22

第 13 表	債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況	22
第 14 表	積立金現在高の状況	23
第 18 図	地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移	23
第 19 図	普通会計が負担すべき借入金残高の推移	24
第 20 図	団体区分別将来負担比率の推移	25

3 地方財源の状況

第 21 図	国税と地方税の状況（令和 5 年度）	26
第 22 図	国税と地方税の推移	27
第 15 表	住民税、事業税及び地方消費税の収入状況	27
第 23 図	地方税計、個人住民税、法人関係二税、地方消費税及び 固定資産税の人口 1 人当たり税収額の指数	29
第 24 図	道府県税収入額の税目別内訳の状況（令和 5 年度）	30
第 25 図	道府県税収入額の推移	31
第 26 図	市町村税収入額の税目別内訳の状況（令和 5 年度）	31
第 27 図	市町村税収入額の推移	32
第 16 表	国庫支出金の状況	34
第 17 表	地方債の発行状況	35
第 18 表	その他の収入の状況	36

4 地方経費の内容

第 28 図	民生費の目的別内訳の状況（令和 5 年度）	37
第 29 図	民生費の性質別内訳の状況（令和 5 年度）	38
第 30 図	労働費の性質別内訳の状況（令和 5 年度）	39
第 31 図	教育費の目的別内訳の状況（令和 5 年度）	39
第 32 図	教育費の性質別内訳の状況（令和 5 年度）	40
第 33 図	土木費の目的別内訳の状況（令和 5 年度）	41
第 34 図	土木費の性質別内訳の状況（令和 5 年度）	41
第 35 図	農林水産業費の目的別内訳の状況（令和 5 年度）	42
第 36 図	農林水産業費の性質別内訳の状況（令和 5 年度）	42
第 37 図	商工費の性質別内訳の状況（令和 5 年度）	43
第 38 図	衛生費の目的別内訳の状況（令和 5 年度）	44
第 39 図	衛生費の性質別内訳の状況（令和 5 年度）	44
第 40 図	警察費の性質別内訳の状況（令和 5 年度）	45
第 41 図	消防費の性質別内訳の状況（令和 5 年度）	45

5 地方経費の構造

第 42 図	人件費の費目別内訳の状況（令和5年度）	46
第 43 図	職員給の部門別構成比の状況（令和5年度）	47
第 44 図	人件費の歳出総額に占める割合の推移	48
第 45 図	人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合の推移	48
第 19 表	普通建設事業費の推移	49
第 46 図	普通建設事業費の目的別内訳の状況（令和5年度）	50
第 47 図	補助事業費の目的別内訳の状況（令和5年度）	50
第 48 図	単独事業費の目的別内訳の状況（令和5年度）	51
第 49 図	災害復旧事業費の状況（令和5年度）	52
第 20 表	その他の経費の状況	52
第 50 図	積立金及び積立金取崩し額の状況（令和5年度）	54

6 一部事務組合等の状況

第 51 図	一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況（令和5年度）	55
--------	---------------------------	----

7 公営企業等の状況

第 52 図	公営企業等の事業数の状況（令和5年度末）	57
第 21 表	事業全体に占める公営企業等の割合	57
第 53 図	決算規模の推移	58
第 22 表	公営企業等の経営状況	58
第 54 図	料金収入の状況（令和5年度）	59
第 55 図	建設投資額の推移	59
第 56 図	企業債発行額の状況（令和5年度）	60
第 57 図	損益計算書の状況	61
第 58 図	貸借対照表の状況	61
第 23 表	法適用企業の経営状況	62
第 24 表	資金不足額の状況	63
第 25 表	水道事業（法適用企業）の経営状況	64
第 26 表	工業用水道事業の経営状況	65
第 27 表	交通事業（法適用企業）の経営状況	66
第 28 表	交通事業のうちバス事業の経営状況	66
第 29 表	交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況	66
第 30 表	電気事業（法適用企業）の経営状況	67
第 31 表	ガス事業の経営状況	68
第 32 表	病院事業の経営状況	69
第 33 表	下水道事業の経営状況	70

第 34 表	その他の公営企業の経営状況（令和5年度）	71
第 59 図	国民健康保険事業の歳入決算額の状況（都道府県）（令和5年度）	72
第 60 図	国民健康保険事業の歳出決算額の状況（都道府県）（令和5年度）	73
第 61 図	国民健康保険事業の歳入決算額の状況（市町村（事業勘定））（令和5年度）	74
第 62 図	国民健康保険事業の歳出決算額の状況（市町村（事業勘定））（令和5年度）	74
第 63 図	後期高齢者医療事業の歳入決算額の状況（令和5年度）	76
第 64 図	後期高齢者医療事業の歳出決算額の状況（令和5年度）	76
第 65 図	介護保険事業の歳入決算額の状況（保険事業勘定）（令和5年度）	77
第 66 図	介護保険事業の歳出決算額の状況（保険事業勘定）（令和5年度）	78
第 35 表	経営健全化方針の策定要件に該当する第三セクター等の状況（令和5年度）	80

8 東日本大震災の影響

第 36 表	普通会計における東日本大震災分の歳入歳出純計決算額の状況	81
第 37 表	特定被災県及び特定被災市町村等における決算額の状況	82
第 38 表	特定被災県及び特定被災市町村等における地方債現在高等の状況	82

9 健全化判断比率等の状況

第 67 図	実質公債費比率の段階別分布状況（令和5年度）	84
第 68 図	将来負担比率の段階別分布状況（令和5年度）	85

10 市町村の団体区分別財政状況

第 39 表	団体区分別人口1人当たり決算額の状況	87
第 69 図	団体区分別歳入決算額の状況（人口1人当たり額及び構成比）（令和5年度）	88
第 70 図	団体区分別地方税の歳入総額に占める割合の状況（令和5年度）	88
第 71 図	団体区分別の目的別歳出決算額の状況（人口1人当たり額及び構成比） （令和5年度）	89
第 72 図	団体区分別の性質別歳出決算額の状況（人口1人当たり額及び構成比） （令和5年度）	90

第2部 令和6年度及び令和7年度の地方財政

1 令和6年度の地方財政

第40表 令和6年度地方財政計画歳入歳出一覧

その1 通常収支分96

その2 東日本大震災分97

2 令和7年度の地方財政

第41表 令和7年度地方財政計画歳入歳出一覧

その1 通常収支分103

その2 東日本大震災分104

第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

5 全世代型の社会保障制度の構築

第73図 令和7年度における「社会保障の充実」(概要)122

第74図 令和7年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)123

第75図 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(概要)124

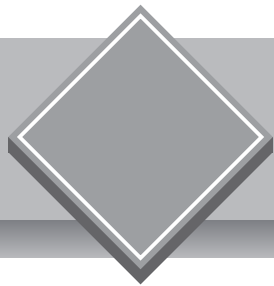
6 財政マネジメントの強化

第42表 公営企業の抜本的な改革の取組状況(令和6年3月31日時点)127

第43表 公営企業会計適用の取組状況(令和6年4月1日時点)128

7 地方行政をめぐる動向と地方分権改革の推進

第76図 令和6年の地方からの提案等に関する主な対応方針132



はじめに

本報告は、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第30条の2第1項の規定に基づき、内閣が、地方財政の状況を明らかにして国会に報告するものであり、以下の3部から構成されている。

第1部では、令和5年度の地方財政について、地方財政状況調査等に基づき、決算収支、歳入、歳出等を分析するとともに、令和5年度決算に基づく健全化判断比率等の状況等を明らかにしている。

第2部では、令和6年度及び令和7年度の地方財政の動向について取りまとめている。

第3部では、最近の地方財政をめぐる諸課題への対応について取りまとめている。

- ・各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。
- ・（＊）を付記した用語は、「用語の説明」に定義を記載している。
- ・提出された法律案、検討状況等については、特に断りがない限り、令和7年2月末の状況を基に記述している。
- ・各項目の詳細な計数等は、関連資料集に集録してある（以下のURL又は二次元バーコード参照）。





第1部

令和5年度の地方財政の状況



1

地方財政の役割

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等がそれぞれ異なっており、これに応じて様々な行政活動を行っている。

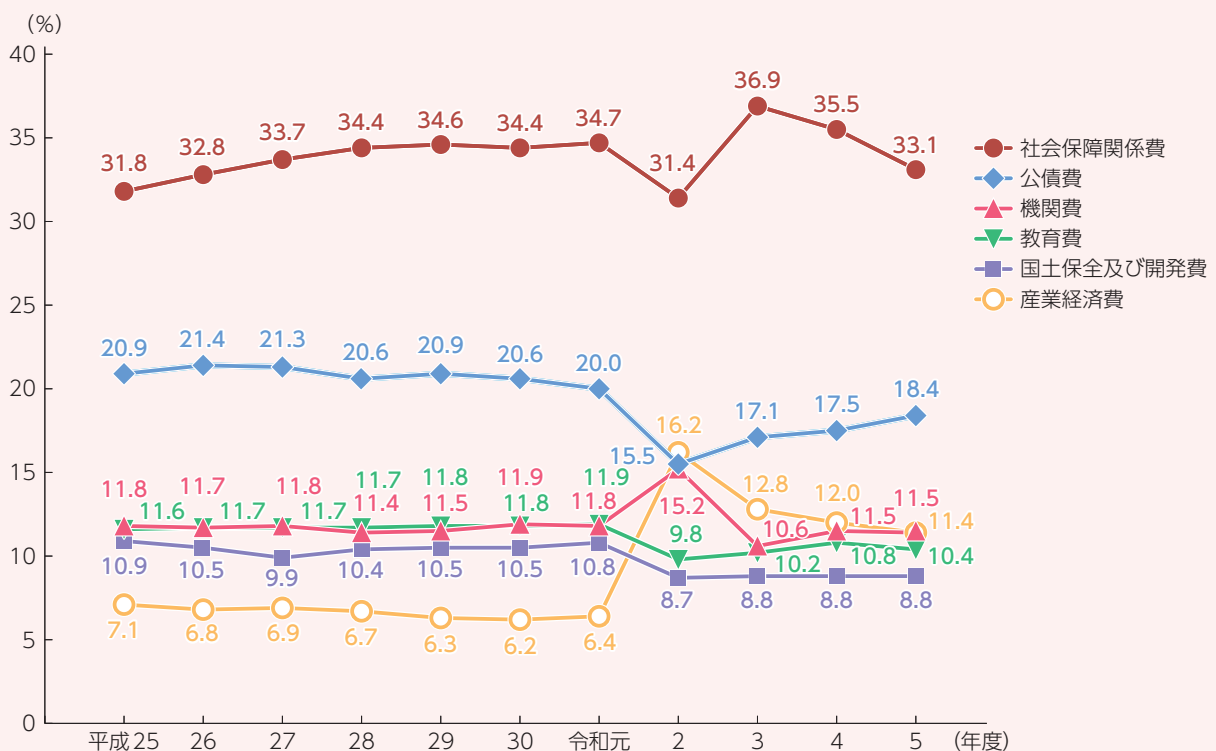
地方財政は、このような地方公共団体の行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合であり、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上、大きな役割を担っている。

(1) 国・地方を通じた財政支出の状況

国・地方を通じた財政支出について、令和5年度の国（一般会計及び6つの特別会計^{*1}の純計）と地方（普通会計（*））の歳出純計額は205兆9,325億円で、前年度と比べると、社会保障関係費、産業経済費の減少等により、1.2%減となっている。

目的別歳出純計額の構成比の推移は、第1図のとおりである。

第1図 国・地方を通じた目的別歳出純計額構成比の推移



(注) 1 機関費は、一般行政費、司法警察消防費等の合計額である。

2 産業経済費は、農林水産業費及び商工費の合計額である。

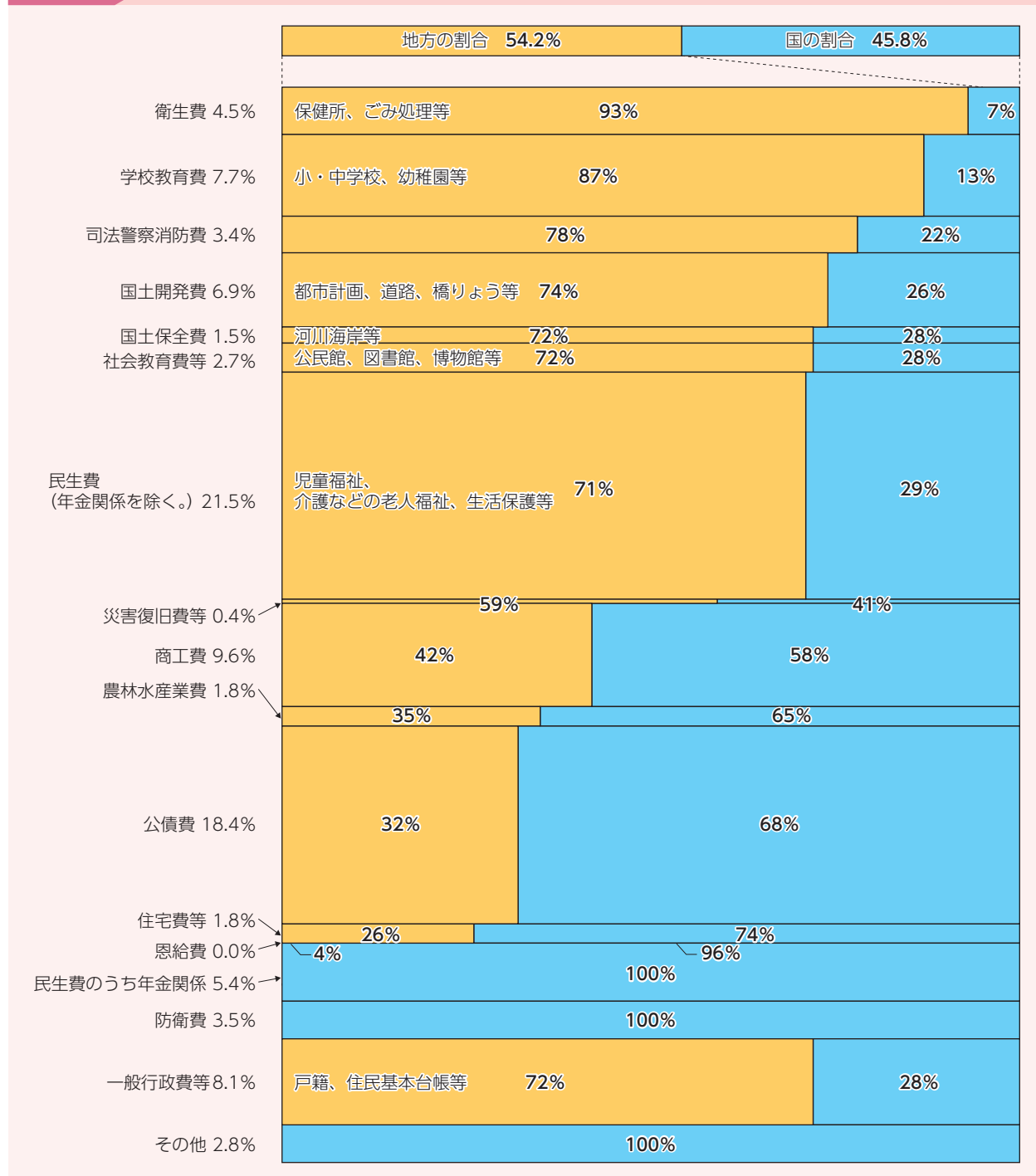
* 1 交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計（子ども・子育て支援勘定のみ）、食料安定供給特別会計（国営土地改良事業勘定のみ）、自動車安全特別会計（空港整備勘定のみ）及び東日本大震災復興特別会計

第1部 令和5年度の地方財政の状況

この歳出純計額を最終支出の主体に着目して国と地方とに分けてみると、国が94兆3,094億円（全体の45.8%）、地方が111兆6,231億円（同54.2%）で、前年度と比べると、国が2.7%増、地方が4.2%減となっている。

また、目的別歳出純計額の状況について、国と地方に分けて示したものが第2図である。防衛費、民生費のうち年金関係のように国のみが行う行政に係るものは別として、衛生費、学校教育費、民生費（年金関係を除く。）等、国民生活に直接関連する経費については、最終的に地方公共団体を通じて支出される割合が高いことがわかる。

第2図 国・地方を通じた目的別歳出純計額の状況（令和5年度）

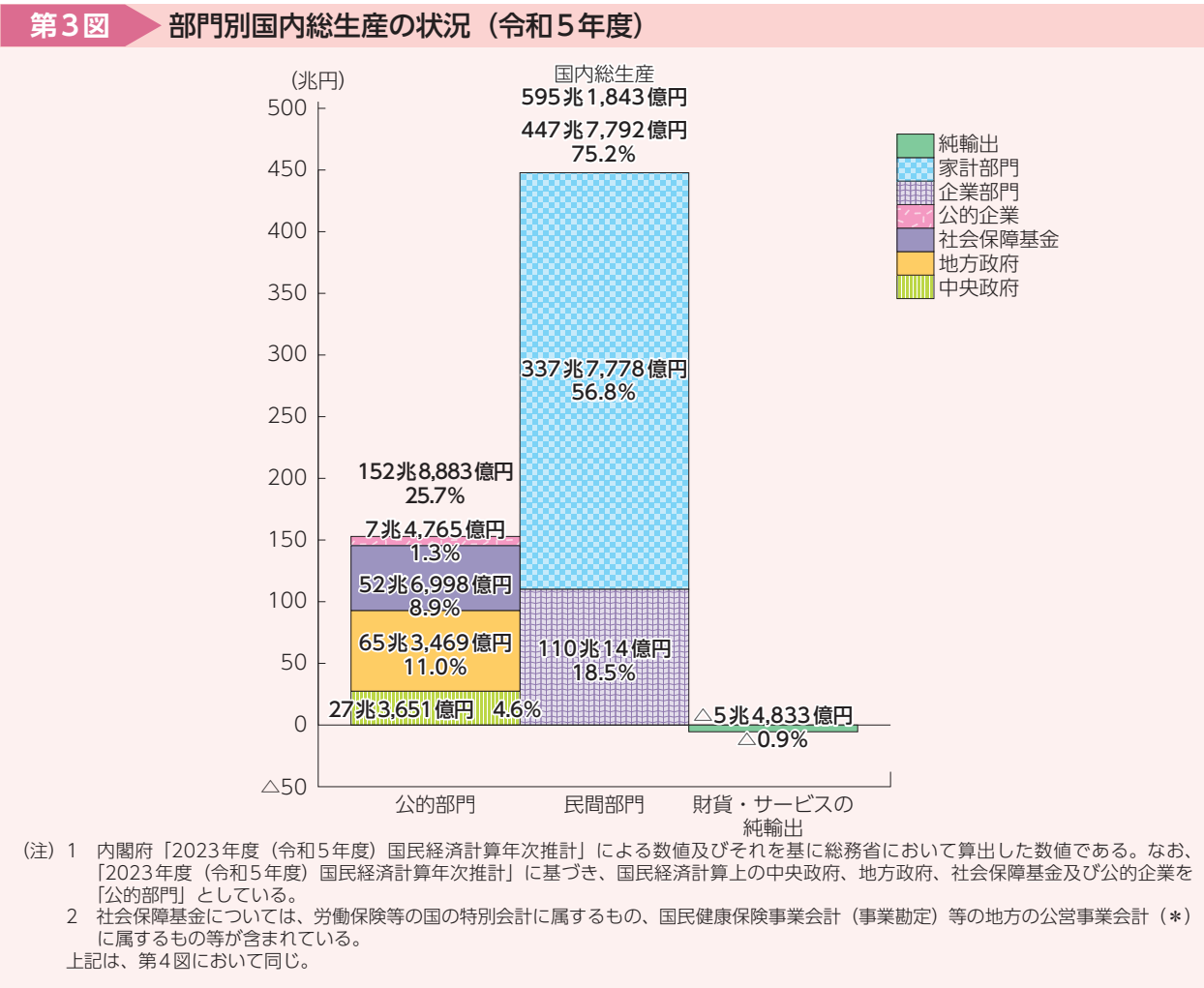


(2) 国民経済と地方財政

国内総生産（支出側、名目。以下同じ。）のうち、中央政府、地方政府、社会保障基金及び公的企業からなる公的部門は、資金の調達及び財政支出等を通じ、資源配分の適正化、所得分配の公正化、経済の安定化等の重要な機能を果たす経済活動主体である。その中でも、地方政府は、中央政府を上回る最終支出主体であり、国民経済上、大きな役割を担っている。

ア 国内総生産と地方財政

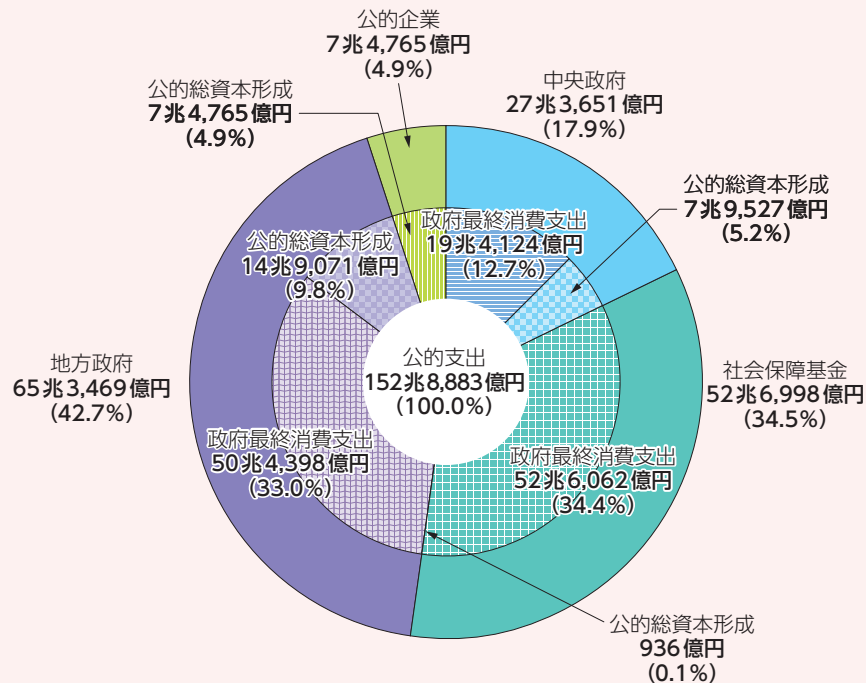
令和5年度における部門別国内総生産の状況は、第3図のとおりである。地方政府は国内総生産のうちの11.0%を占め、中央政府の約2.4倍となっている。



イ 公的支出の状況

令和5年度の公的部門による公的支出^{*2}の内訳は第4図のとおりであり、地方政府による支出が42.7%（前年度43.7%）を占め、最も大きな割合となっている。

第4図 公的支出の状況（令和5年度）



また、政府最終消費支出及び公的総資本形成に占める地方政府の割合をみると、政府最終消費支出においては前年度と比べると1.2ポイント低下の41.2%、公的総資本形成においては前年度と比べると0.3ポイント低下の49.0%となっている。

* 2 国・地方の歳出に含まれる経費の中で、移転的経費である扶助費、普通建設事業費のうち所有権の取得に要する経費である用地取得費、金融取引に当たる公債費及び積立金等といった付加価値の増加を伴わない経費などは除かれている。したがって、公的支出に占める中央政府及び地方政府の割合と歳出純計額に占める国と地方の割合は一致していない。

2

地方財政の概況

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分して経理されているが、特別会計の中には、一般行政活動に係るものと企業活動等に係るものがある。

このため、地方財政では、これらの会計を一定の基準によって、一般行政部門とそれ以外の部門（水道、交通、病院等の公営企業（*）や国民健康保険等の部門）に分け、前者を「普通会計」、後者を「公営事業会計」として区分している。

普通会計決算については、平成23年度から、「通常収支分」（全体の決算額から東日本大震災分を除いたもの）と「東日本大震災分」（東日本大震災に係る復旧・復興事業及び全国防災事業に係るもの）とを区分して整理しており、その概要は以下のとおりである。

(1) 決算規模

令和5年度の地方公共団体（47都道府県、1,718市町村、23特別区（*）、1,138一部事務組合（*）及び113広域連合（*）（以下一部事務組合及び広域連合を「一部事務組合等」という。))の普通会計の純計決算額（*）の状況は、**第1表**のとおり、歳入116兆6,936億円（前年度121兆9,452億円）、歳出112兆4,220億円（同117兆3,557億円）となっており、前年度と比べると、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の減少等により、歳入・歳出ともに減少している。

第1表 地方公共団体の純計決算額の状況

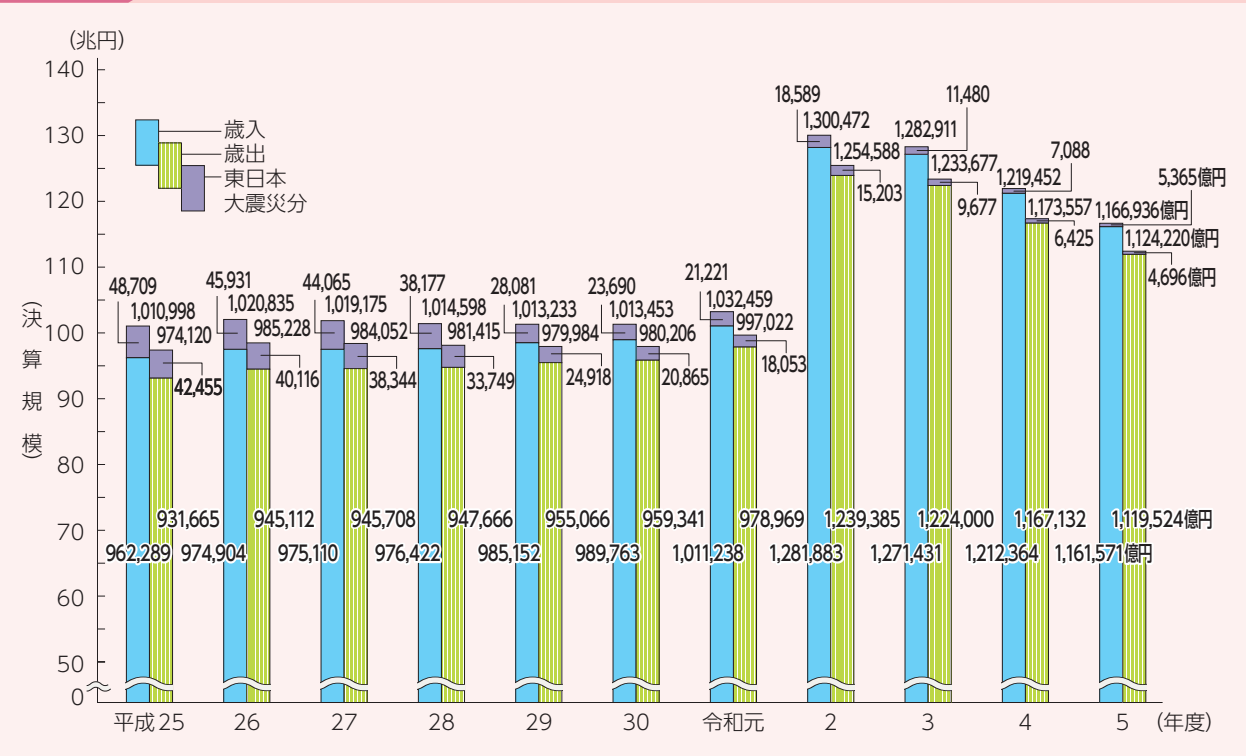
(単位 億円・%)

区 分	決 算 額		増 減 額	増 減 率
	令和5年度	令和4年度		
歳 入	1,166,936	1,219,452	△ 52,516	△ 4.3
通常収支分	1,161,571	1,212,364	△ 50,793	△ 4.2
東日本大震災分	5,365	7,088	△ 1,723	△ 24.3
歳 出	1,124,220	1,173,557	△ 49,336	△ 4.2
通常収支分	1,119,524	1,167,132	△ 47,608	△ 4.1
東日本大震災分	4,696	6,425	△ 1,729	△ 26.9

歳入については、地方税や地方交付税（*）が増加したものの、国庫支出金（*）の減少等により、前年度と比べると4.3%減となっている。歳出については、扶助費（*）が増加したものの、補助費等（*）、物件費（*）の減少等により、前年度と比べると4.2%減となっている。

また、決算規模の推移は**第5図**のとおりであり、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症対策関連経費等の影響により、歳入及び歳出は大幅に増加し、令和3年度以降は減少傾向にある。

第5図 決算規模の推移



決算額の状況を団体区分別にみると、第2表のとおりである。都道府県の歳入及び歳出は前年度から減少したものの、市町村（特別区及び一部事務組合等を含む。特記がある場合を除き、以下第1部及び第2部において同じ。）の歳入及び歳出は前年度から増加している。

第2表 団体区分別決算額の状況

(単位 億円・%)

区 分	決 算 額		増 減 額	増 減 率
	令和5年度	令和4年度		
歳 入				
都 道 府 県	584,890	637,357	△ 52,467	△ 8.2
市 町 村（純計額）	692,851	690,181	2,670	0.4
政令指定都市（＊）	163,891	165,186	△ 1,296	△ 0.8
特 別 区	48,870	47,460	1,410	3.0
中 核 市（＊）	105,401	106,338	△ 938	△ 0.9
施行時特例市（＊）	24,061	23,831	230	1.0
都 市（＊）	264,385	262,430	1,955	0.7
町 村（＊）	79,986	78,581	1,406	1.8
一部事務組合等	20,574	20,249	325	1.6
合 計（純計額）	1,166,936	1,219,452	△ 52,516	△ 4.3
歳 出				
都 道 府 県	566,473	617,395	△ 50,922	△ 8.2
市 町 村（純計額）	668,552	664,247	4,305	0.6
政令指定都市	161,300	162,498	△ 1,199	△ 0.7
特 別 区	46,806	45,295	1,512	3.3
中 核 市	102,252	102,839	△ 588	△ 0.6
施行時特例市	23,118	22,764	354	1.6
都 市	254,010	250,933	3,077	1.2
町 村	76,118	74,539	1,579	2.1
一部事務組合等	19,265	19,274	△ 9	△ 0.0
合 計（純計額）	1,124,220	1,173,557	△ 49,336	△ 4.2

(注) 市町村（純計額）は、市町村の決算額の単純合計から、一部事務組合等とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除したものの。

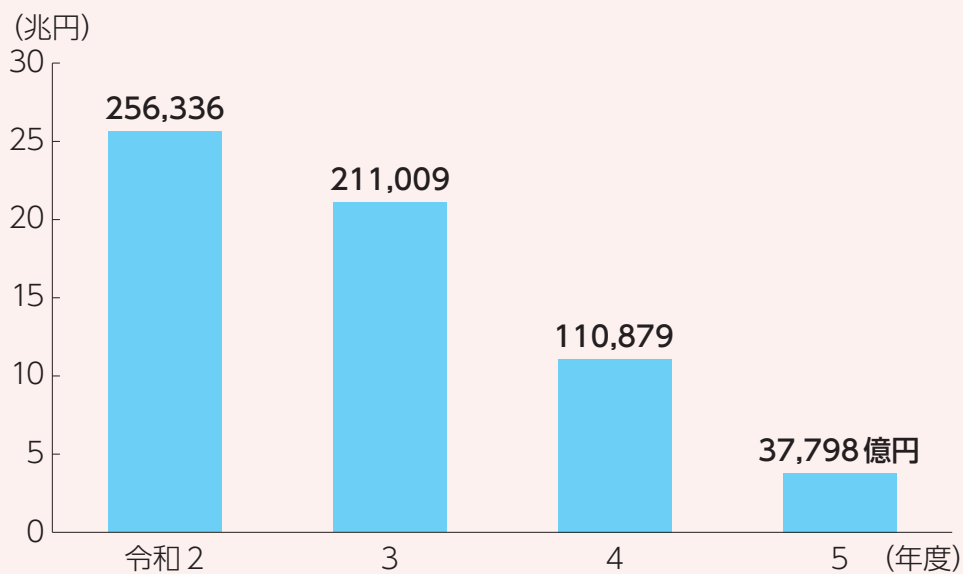
なお、地方公共団体の普通会計における新型コロナウイルス感染症対策関連経費の状況は、**第6図**のとおりである。当該経費の歳出については、純計額は3兆7,798億円となっており、病床確保支援に係る事業費の減少等により、前年度と比べると65.9%減となっている。

第6図 新型コロナウイルス感染症対策関連経費の状況

	令和5年度	令和4年度	増減率
歳出額	3兆7,798億円	11兆879億円	△65.9%
(主な事業)			
制度融資等の貸付金	1兆8,544億円	2兆4,970億円	△25.7%
病床確保支援事業	3,621億円	1兆6,839億円	△78.5%
ワクチン接種体制支援事業	3,276億円	1兆188億円	△67.8%
観光支援事業	1,323億円	6,189億円	△78.6%
宿泊療養施設及び自宅療養者支援事業	493億円	5,147億円	△90.4%
営業時間短縮要請等に係る協力金	75億円	8,036億円	△99.1%

令和2年度以降における新型コロナウイルス感染症対策関連経費の推移は、**第7図**のとおりである。

第7図 新型コロナウイルス感染症対策関連経費の推移



(2) 決算収支

ア 実質収支

実質収支（＊）の状況は、第3表のとおりである。

第3表 実質収支の状況 (単位 億円)

区 分	令和5年度		令和4年度		増減	
	団体数	実質収支	団体数	実質収支	団体数	実質収支
都 道 府 県	47	8,535	47	10,013	－	△ 1,478
市 町 村	2,992	18,463	3,006	20,698	△ 14	△ 2,235
合 計	3,039	26,998	3,053	30,711	△ 14	△ 3,713

(注) 市町村の実質収支は単純合計である。第8図において同じ。

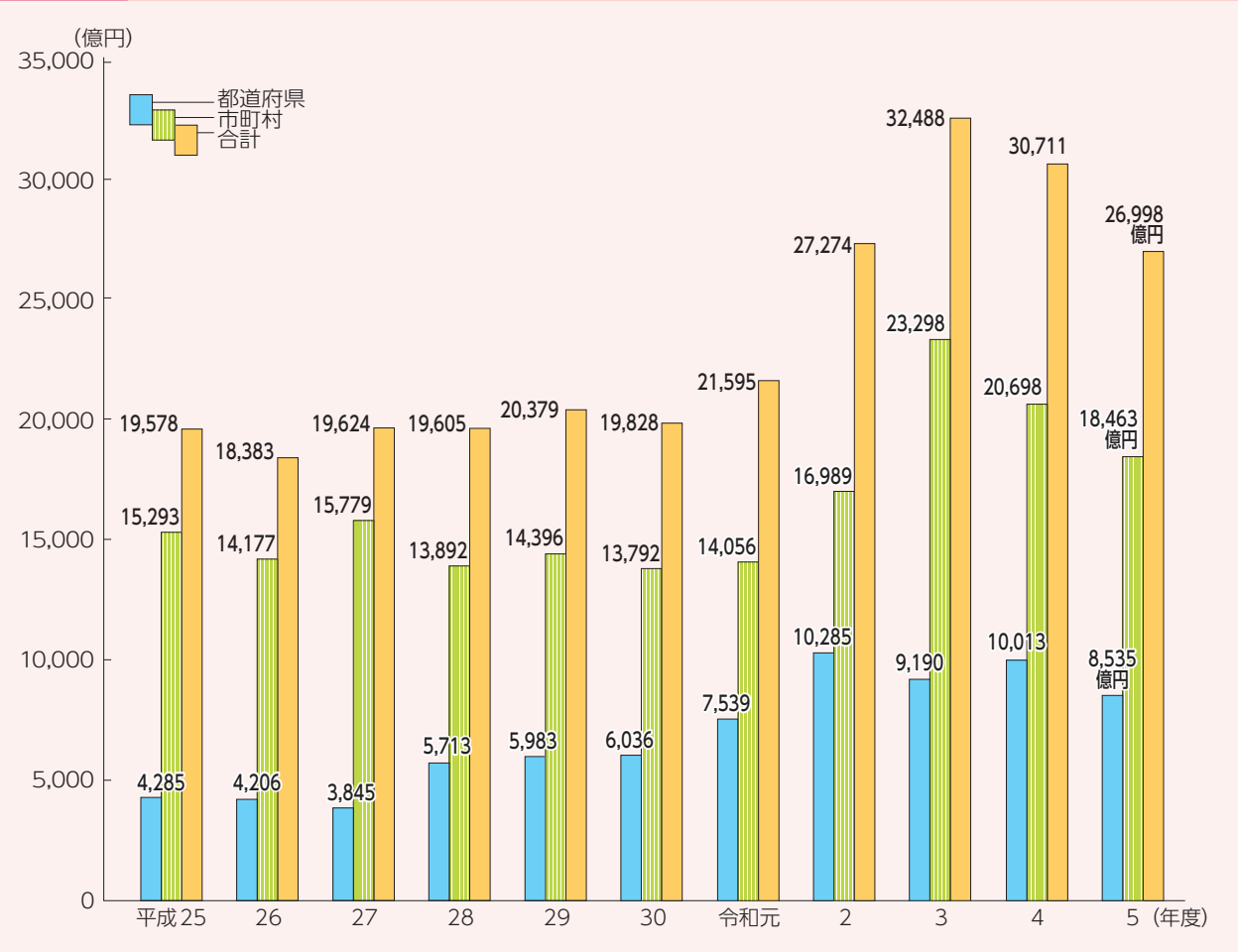
令和5年度の実質収支は2兆6,998億円の黒字であり、昭和31年度以降黒字となっている。

団体区分別にみると、都道府県においては8,535億円の黒字であり、平成12年度以降黒字となっている。市町村においては1兆8,463億円の黒字であり、昭和31年度以降黒字となっている。

実質収支が赤字である団体は、一部事務組合で2団体となっている。

なお、実質収支の推移は第8図のとおりである。

第8図 実質収支の推移



イ 単年度収支及び実質単年度収支

単年度収支（＊）及び実質単年度収支（＊）の状況は第4表のとおりであり、令和5年度の単年度収支は3,707億円の赤字、実質単年度収支は3,625億円の赤字となっている。

第4表 単年度収支及び実質単年度収支の状況

(単位 億円)

区 分	単年度収支			実質単年度収支		
	令和5年度	令和4年度	増減額	5年度	4年度	増減額
都 道 府 県	△ 1,478	823	△ 2,301	△ 987	827	△ 1,814
市 町 村	△ 2,229	△ 2,602	373	△ 2,638	△ 180	△ 2,458
合 計	△ 3,707	△ 1,779	△ 1,928	△ 3,625	647	△ 4,272

(3) 歳入

歳入純計決算額は116兆6,936億円で、前年度と比べると4.3%減となっている。

歳入純計決算額の主な内訳の状況は、第5表のとおりである。

第5表 歳入純計決算額の状況

(単位 億円・%)

区 分	決 算 額		構 成 比		増 減 額	増 減 率
	令和5年度	令和4年度	5年度	4年度		
地 方 税	446,209	440,522	38.2	36.1	5,688	1.3
地 方 譲 与 税 (＊)	27,752	27,621	2.4	2.3	130	0.5
地方特例交付金等 (＊)	2,169	2,227	0.2	0.2	△ 58	△ 2.6
地 方 交 付 税	190,070	186,310	16.3	15.3	3,760	2.0
小計 (一般財源 (＊))	666,199	656,679	57.1	53.9	9,520	1.4
(一般財源+臨時財政対策債 (＊))	675,645	673,081	57.9	55.2	2,563	0.4
国 庫 支 出 金	211,165	267,115	18.1	21.9	△ 55,950	△ 20.9
地 方 債	86,421	87,812	7.4	7.2	△ 1,391	△ 1.6
うち臨時財政対策債	9,445	16,402	0.8	1.3	△ 6,957	△ 42.4
そ の 他	203,150	207,845	17.4	17.0	△ 4,695	△ 2.3
合 計	1,166,936	1,219,452	100.0	100.0	△ 52,516	△ 4.3

(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。第9図、第10図において同じ。

地方税は、個人住民税や固定資産税の増加等により、前年度と比べると1.3%増となっている。

地方譲与税は、特別法人事業譲与税の増加等により、前年度と比べると0.5%増となっている。

地方特例交付金等は、地方特例交付金の減少等により、前年度と比べると2.6%減となっている。

地方交付税は、国税収入の決算等に伴う増加等により、前年度と比べると2.0%増となっている。

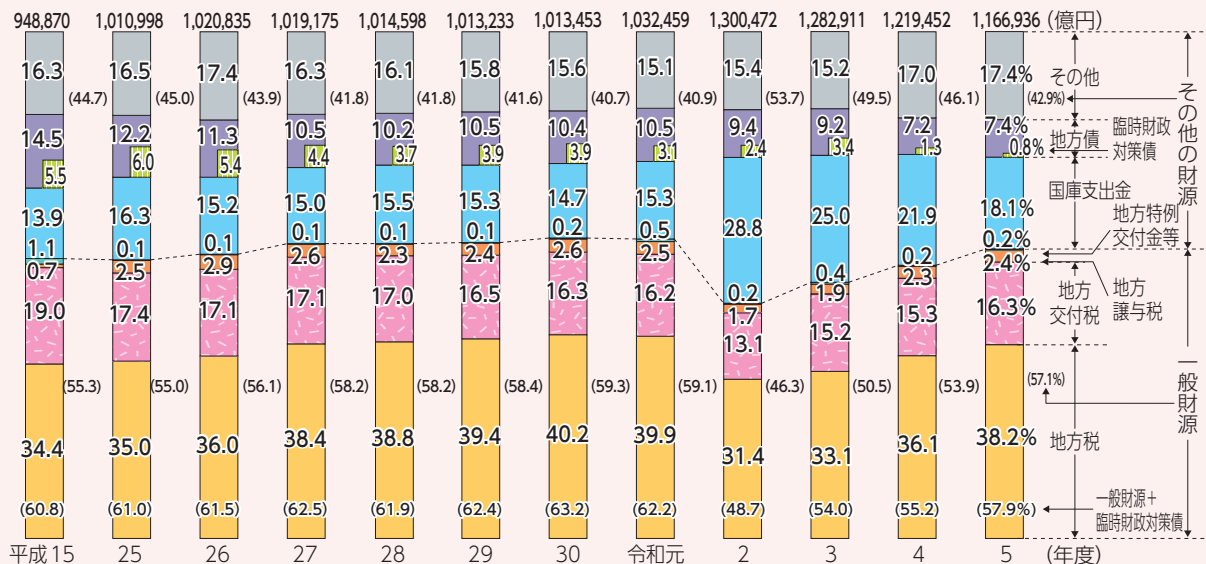
その結果、一般財源は、前年度と比べると1.4%増となっている。なお、一般財源に臨時財政対策債を加えた額は0.4%増となっている。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の減少等により、前年度と比べると20.9%減となっている。

第1部 令和5年度の地方財政の状況

地方債は、臨時財政対策債の減少等により、前年度と比べると1.6%減となっている。
 その他は、貸付金元利収入の減少等により、前年度と比べると2.3%減となっている。
 歳入純計決算額の構成比の推移は、**第9図**のとおりである。

第9図 歳入純計決算額の構成比の推移



地方税の構成比は、上昇の傾向にあったが、令和2年度に国庫支出金の増加等により大きく低下し、その後は令和元年度以前の水準に戻る方向へ推移している。

地方交付税の構成比は、地方税の増加等により低下の傾向にあったが、令和2年度に大きく低下し、その後は令和元年度以前の水準に戻る方向へ推移している。

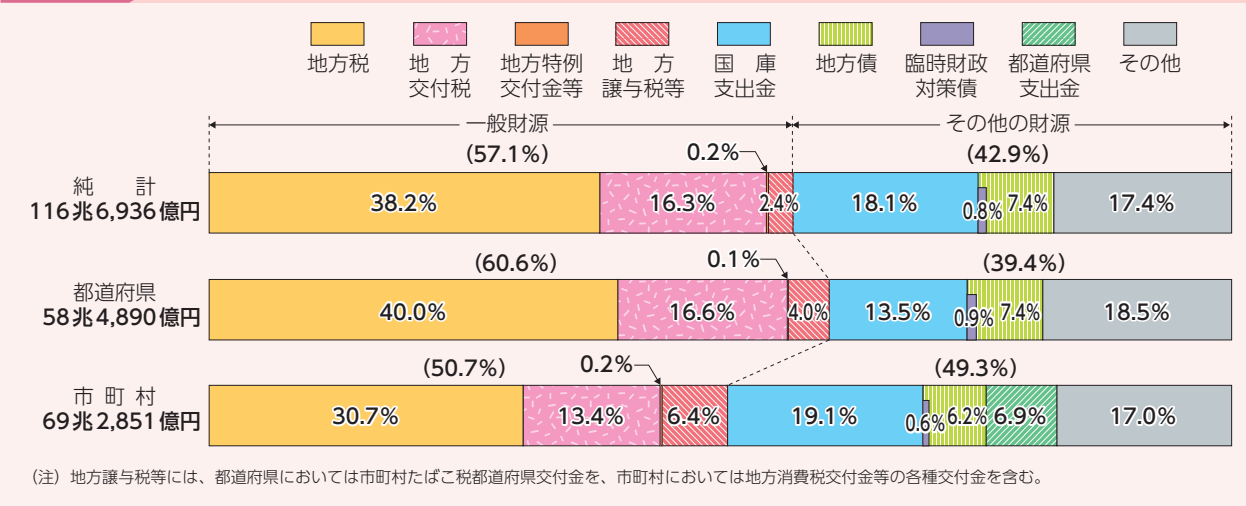
国庫支出金の構成比は、近年は15%前後で推移していたが、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増加等により大きく上昇し、その後は令和元年度以前の水準に戻る方向へ推移している。

地方債の構成比は、近年は臨時財政対策債の減少等により低下の傾向にある。

一般財源の構成比は、上昇の傾向であったが、令和2年度に大きく低下し、その後は令和元年度以前の水準に戻る方向へ推移している。

歳入決算額の構成比を団体区分別にみると、**第10図**のとおりである。

第10図 団体区分別歳入決算額の構成比の状況（令和5年度）



(4) 歳出

歳出の分類方法としては、行政目的に着目した「目的別分類」と経費の経済的な性質に着目した「性質別分類」が用いられるが、これらの分類による歳出の概要は、以下のとおりである。

ア 目的別歳出

(ア) 目的別歳出

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費（*）等到大別することができる。歳出純計決算額は112兆4,220億円で、前年度と比べると4.2%減となっている。

歳出純計決算額の主な目的別内訳の状況は、第6表のとおりである。

第6表 目的別歳出（*）純計決算額の状況

(単位 億円・%)

区 分	決 算 額		構 成 比		増減額	増減率
	令和5年度	令和4年度	5年度	4年度		
総 務 費	114,791	118,847	10.2	10.1	△ 4,057	△ 3.4
民 生 費	313,190	302,720	27.9	25.8	10,470	3.5
衛 生 費	86,051	122,250	7.7	10.4	△ 36,199	△ 29.6
労 働 費	2,687	2,656	0.2	0.2	30	1.1
農 林 水 産 業 費	33,687	33,624	3.0	2.9	63	0.2
商 工 費	84,164	103,163	7.5	8.8	△ 18,999	△ 18.4
土 木 費	124,124	124,444	11.0	10.6	△ 320	△ 0.3
消 防 費	21,038	19,873	1.9	1.7	1,165	5.9
警 察 費	33,418	33,304	3.0	2.8	114	0.3
教 育 費	177,358	177,681	15.8	15.1	△ 323	△ 0.2
公 債 費	122,705	123,964	10.9	10.6	△ 1,260	△ 1.0
そ の 他	11,009	11,030	1.0	1.0	△ 21	△ 0.2
合 計	1,124,220	1,173,557	100.0	100.0	△ 49,336	△ 4.2

第1部 令和5年度の地方財政の状況

衛生費は、病床確保支援、宿泊療養施設や自宅療養者への支援に係る事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費の減少等により、前年度と比べると29.6%減となっている。

商工費は、営業時間短縮要請等に応じた事業者に対する協力金の給付等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費の減少等により、前年度と比べると18.4%減となっている。

民生費は、低所得者世帯給付金の増加等により、前年度と比べると3.5%増となっている。

総務費は、地方公務員の定年引上げに伴う退職手当の減少等により、前年度と比べると3.4%減となっている。

公債費は、臨時財政対策債の元利償還金の減少等により、前年度と比べると1.0%減となっている。

目的別歳出純計決算額の構成比の推移は、**第7表**のとおりである。社会保障関係費の増加を背景に、全区分の中で民生費が最も大きな割合を占めている。

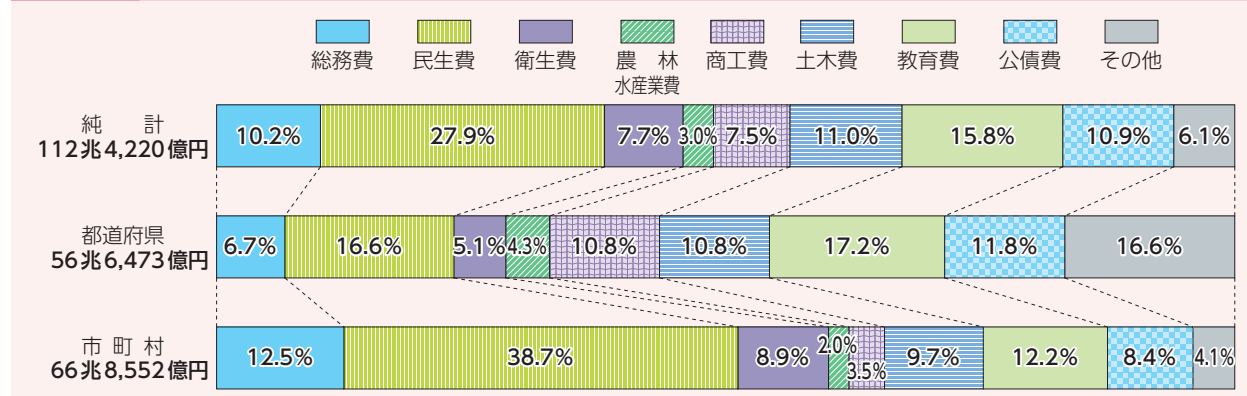
第7表 目的別歳出純計決算額の構成比の推移

(単位 %)

区 分	平成 25年度	26	27	28	29	30	令和 元年度	2	3	4	5
総 務 費	10.3	10.0	9.8	9.1	9.3	9.5	9.7	18.0	10.1	10.1	10.2
民 生 費	24.1	24.8	25.7	26.8	26.5	26.2	26.6	22.9	25.4	25.8	27.9
衛 生 費	6.1	6.2	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	7.3	9.2	10.4	7.7
労 働 費	0.6	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2
農林水産業費	3.6	3.4	3.3	3.2	3.4	3.3	3.3	2.7	2.7	2.9	3.0
商 工 費	6.1	5.6	5.6	5.3	5.0	4.9	4.8	9.2	12.1	8.8	7.5
土 木 費	12.4	12.2	11.9	12.2	12.2	12.1	12.2	10.1	10.3	10.6	11.0
消 防 費	2.0	2.2	2.1	2.0	2.0	2.0	2.1	1.7	1.6	1.7	1.9
警 察 費	3.2	3.2	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4	2.6	2.7	2.8	3.0
教 育 費	16.5	16.9	17.1	17.1	17.2	17.2	17.6	14.4	14.4	15.1	15.8
公 債 費	13.5	13.6	13.1	12.8	12.9	12.6	12.2	9.6	10.3	10.6	10.9
そ の 他	1.6	1.5	1.3	1.5	1.5	2.1	1.5	1.2	1.0	1.0	1.0
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
歳 出 合 計	974,120	985,228	984,052	981,415	979,984	980,206	997,022	1,254,588	1,233,677	1,173,557	1,124,220

目的別歳出決算額の構成比を団体区分別にみると、**第11図**のとおりである。

第11図 団体区分別の目的別歳出決算額の構成比の状況（令和5年度）



都道府県においては、政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等により、教育費が最も大きな割合を占め、以下、民生費、公債費、商工費及び土木費の順となっている。

市町村においては、児童福祉、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）等の社会福祉事務の比重が高いこと等により、民生費が最も大きな割合を占め、以下、総務費、教育費、土木費の順となっている。

(イ) 一般財源の充当状況

一般財源の目的別歳出に対する充当状況は、第8表のとおりである。

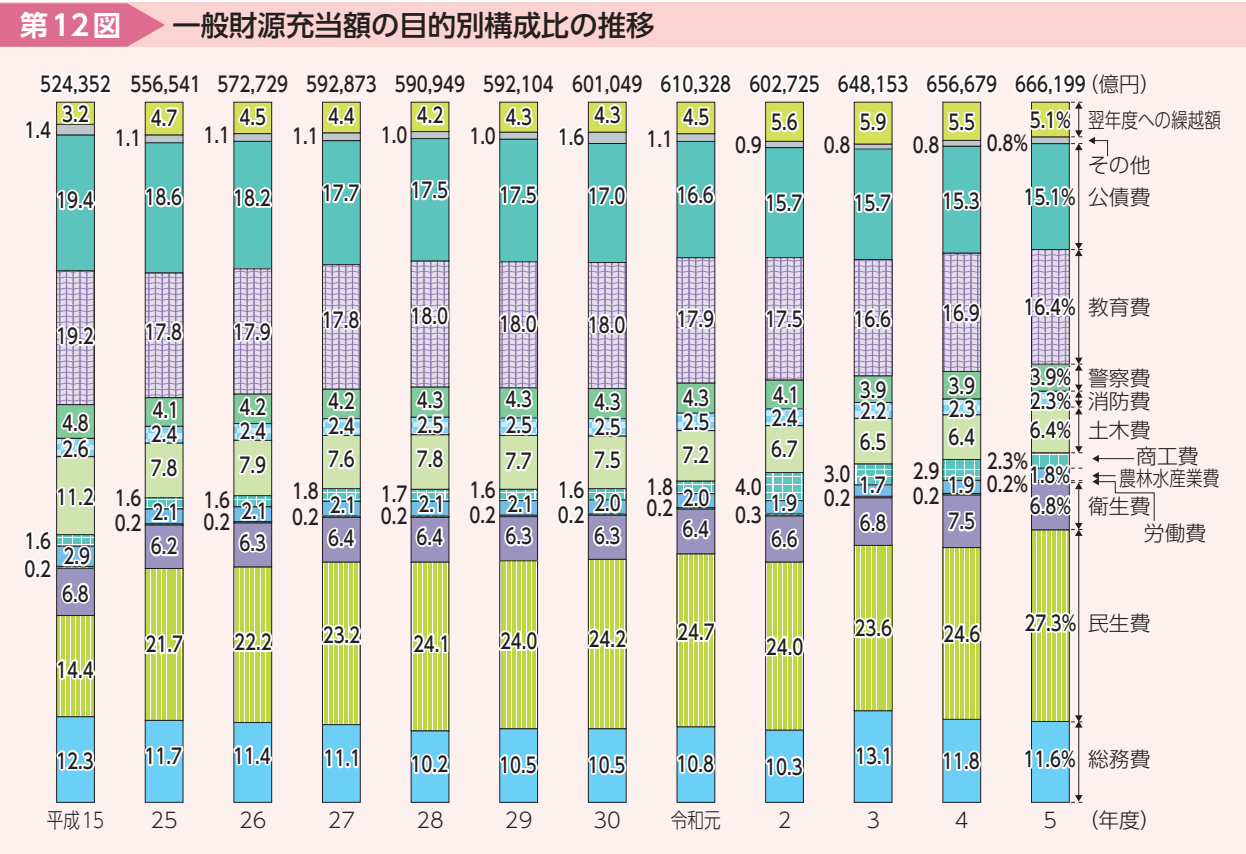
第8表 一般財源の目的別歳出充当状況 (単位 億円・%)					
区 分		令和5年度		令和4年度	
		決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
総 務 費		77,527	11.6	77,672	11.8
民 生 費		181,786	27.3	161,694	24.6
衛 生 費		45,349	6.8	48,985	7.5
労 働 費		1,437	0.2	1,413	0.2
農 林 水 産 業 費		12,190	1.8	12,359	1.9
商 工 費		15,159	2.3	18,726	2.9
土 木 費		42,394	6.4	42,111	6.4
消 防 費		15,360	2.3	14,934	2.3
警 察 費		26,151	3.9	25,805	3.9
教 育 費		109,099	16.4	111,293	16.9
公 債 費		100,850	15.1	100,543	15.3
そ の 他		5,006	0.8	4,799	0.8
翌 年 度 へ の 繰 越 額		33,890	5.1	36,344	5.5
一 般 財 源 計		666,199	100.0	656,679	100.0

(注)「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第12図において同じ。

目的別歳出純計決算額の構成比（第6表参照）と比べると、公債費、教育費、総務費等は一般財源充当額の構成比が大きく、商工費、土木費、農林水産業費等は一般財源充当額の構成比が小さくなっている。

一般財源充当額の目的別構成比の推移は、第12図のとおりである。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
1
2
3
4
5
6
7



イ 性質別歳出

(ア) 性質別歳出

地方公共団体の経費は、その経済的性質によって、義務的経費（*）、投資的経費（*）及びその他の経費に大別することができる。

歳出純計決算額の主な性質別内訳の状況は、第9表のとおりである。

第9表

性質別歳出（＊）純計決算額の状況

(単位 億円・%)

区 分	決 算 額		構 成 比		増減額	増減率
	令和 5年度	令和 4年度	5年度	4年度		
義 務 的 経 費	530,820	528,274	47.2	45.0	2,546	0.5
人 件 費	224,599	230,839	20.0	19.7	△ 6,240	△ 2.7
扶 助 費	183,753	173,686	16.3	14.8	10,067	5.8
公 債 費	122,467	123,749	10.9	10.5	△ 1,282	△ 1.0
投 資 的 経 費	156,348	151,271	13.9	12.9	5,078	3.4
普 通 建 設 事 業 費	150,791	145,802	13.4	12.4	4,989	3.4
うち補助事業(＊)費	73,894	74,183	6.6	6.3	△ 289	△ 0.4
うち単独事業(＊)費	69,137	63,977	6.1	5.5	5,160	8.1
災 害 復 旧 事 業 費	5,557	5,469	0.5	0.5	89	1.6
失 業 対 策 事 業 費	0	0	0.0	0.0	0	6.3
そ の 他 の 経 費	437,052	494,012	38.9	42.1	△ 56,960	△ 11.5
う ち 補 助 費 等	129,769	163,242	11.5	13.9	△ 33,473	△ 20.5
うち繰出金(＊)	59,346	57,715	5.3	4.9	1,631	2.8
合 計	1,124,220	1,173,557	100.0	100.0	△ 49,336	△ 4.2

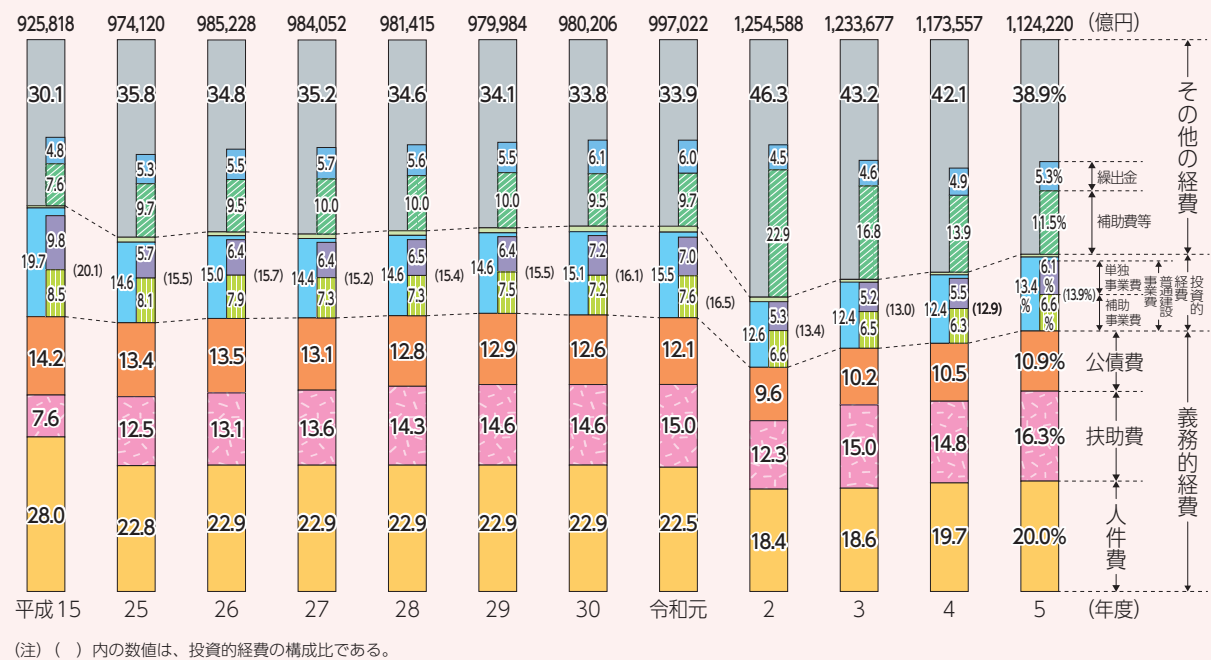
義務的経費は、低所得者世帯給付金の増加等による扶助費の増加等により、前年度と比べると0.5%増となっている。

投資的経費は、単独事業費の増加等による普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると3.4%増となっている。

その他の経費は、病床確保支援、宿泊療養施設や自宅療養者への支援に係る事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費の減少等による補助費等及び物件費の減少等により、前年度と比べると11.5%減となっている。

性質別歳出純計決算額の構成比の推移は、第13図のとおりである。

第13図 性質別歳出純計決算額の構成比の推移

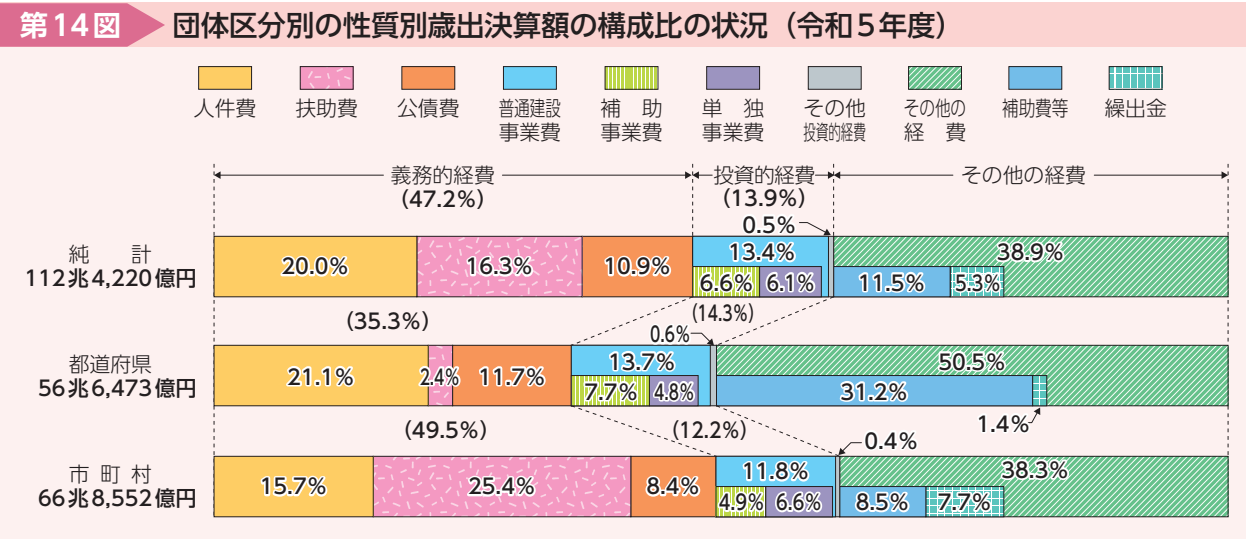


義務的経費の構成比は、近年は50%前後で推移していたが、令和2年度にその他の経費の構成比が上昇したことにより大きく低下し、その後は令和元年度以前の水準に戻る方向へ推移している。

投資的経費の構成比は、近年は15%前後で推移していたが、令和2年度以降は12%台～13%台で推移している。

その他の経費の構成比は、近年は35%前後で推移していたが、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策に係る補助費等の増加等により大きく上昇し、その後は令和元年度以前の水準に戻る方向へ推移している。

性質別歳出決算額の構成比の状況を団体区分別にみると、第14図のとおりである。



(イ) 一般財源の充当状況

一般財源の性質別歳出に対する充当状況は、**第10表**のとおりである。

第10表 一般財源の性質別歳出充当状況 (単位 億円・%)

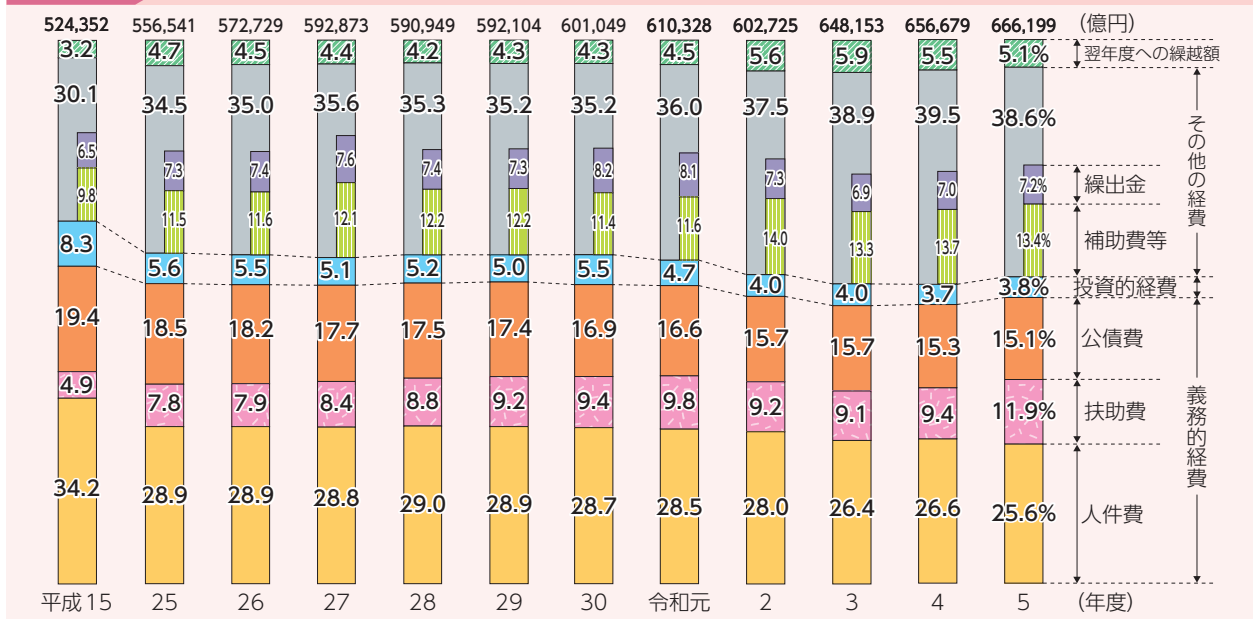
区 分	令和5年度		令和4年度	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
義 務 的 経 費	350,047	52.5	336,925	51.3
人 件 費	170,235	25.6	174,629	26.6
扶 助 費	79,166	11.9	61,952	9.4
公 債 費	100,646	15.1	100,344	15.3
投 資 的 経 費	25,027	3.8	24,479	3.7
普通建設事業費	24,513	3.7	24,018	3.7
災害復旧事業費	514	0.1	461	0.1
失業対策事業費	0	0.0	0	0.0
その他の経費	257,236	38.6	258,932	39.5
うち補助費等	89,021	13.4	89,923	13.7
うち繰出金	48,018	7.2	46,064	7.0
翌年度への繰越額	33,890	5.1	36,344	5.5
一 般 財 源 計	666,199	100.0	656,679	100.0

(注)「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含む。第15図において同じ。

性質別歳出純計決算額の構成比（**第9表**参照）と比べると、義務的経費は一般財源充当額の構成比が大きくなっており、投資的経費は一般財源充当額の構成比が小さくなっている。

一般財源充当額の性質別構成比の推移は、**第15図**のとおりである。

第15図 一般財源充当額の性質別構成比の推移



義務的経費充当分は、近年、扶助費充当分が上昇の傾向にあるものの、人件費充当分及び公債費充当分が低下の傾向にあり、全体として低下の傾向にあったが、近年は上昇している。

投資的経費充当分は、近年、低下の傾向にあったが、令和5年度は上昇している。

その他の経費充当分は、近年、全体として上昇の傾向にあったが、令和5年度は低下している。

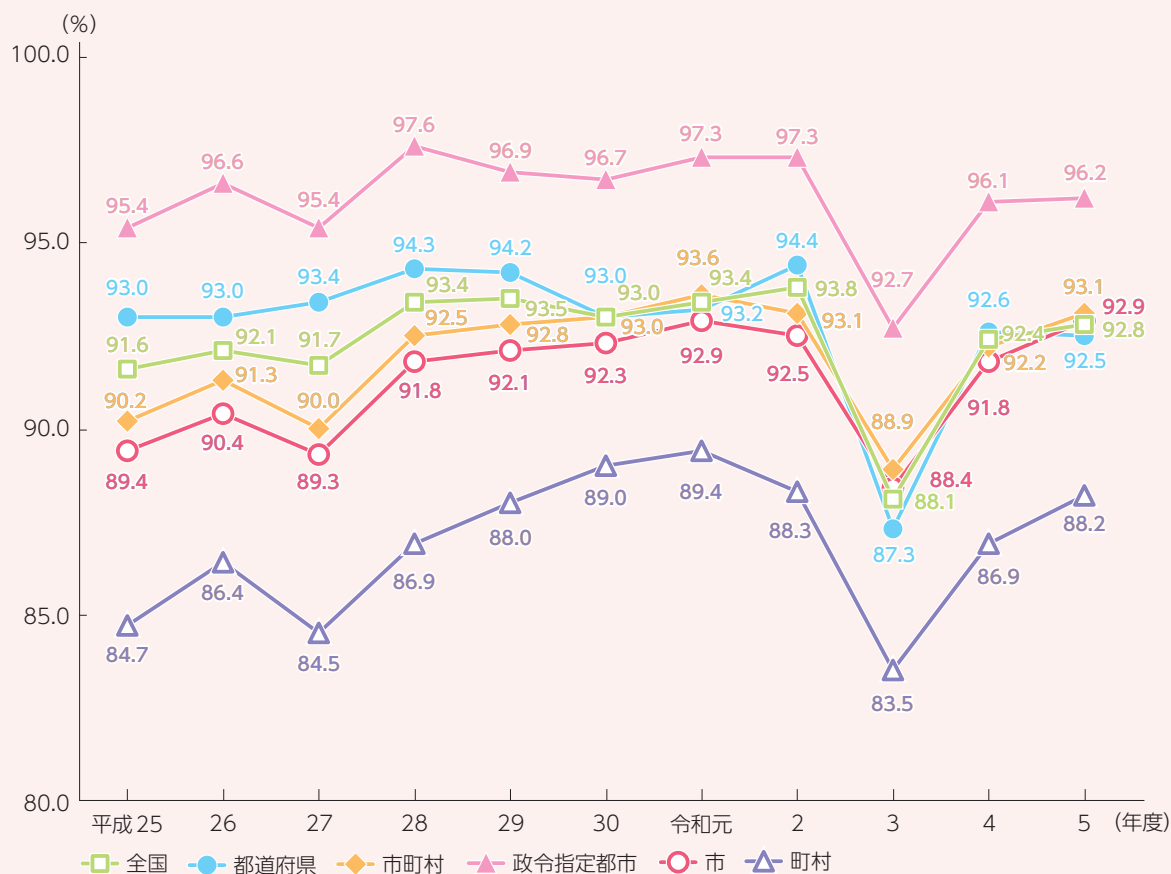
(5) 財政構造の弾力性

ア 経常収支比率

地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されなければならない。財政構造の弾力性の度合いを判断する指標の一つが、経常収支比率(*)である。

団体区分別の経常収支比率の推移は第16図のとおりであり、令和5年度の経常収支比率（特別区及び一部事務組合等を除く加重平均）は、経常経費充当一般財源の増等により、前年度と比べると0.4ポイント上昇の92.8%となっている。

第16図 団体区分別経常収支比率の推移



(注) 1 比率は、加重平均である。
2 全国、市町村及び市には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。

経常収支比率の段階別分布状況（団体数）は、第11表のとおりである。

第11表 経常収支比率の段階別分布状況

区 分		70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	合 計
令和5年度	都道府県	－ (－)	－ (－)	10 (21.3)	37 (78.7)	－ (－)	47 (100.0)
	市 町 村	17 (1.0)	99 (5.8)	647 (37.7)	926 (53.9)	29 (1.7)	1,718 (100.0)
	合 計	17 (1.0)	99 (5.6)	657 (37.2)	963 (54.6)	29 (1.6)	1,765 (100.0)
令和4年度	都道府県	－ (－)	1 (2.1)	5 (10.6)	40 (85.1)	1 (2.1)	47 (100.0)
	市 町 村	16 (0.9)	136 (7.9)	776 (45.2)	782 (45.5)	8 (0.5)	1,718 (100.0)
	合 計	16 (0.9)	137 (7.8)	781 (44.2)	822 (46.6)	9 (0.5)	1,765 (100.0)
増 減	都道府県	－	△ 1	5	△ 3	△ 1	－
	市 町 村	1	△ 37	△ 129	144	21	－
	合 計	1	△ 38	△ 124	141	20	－

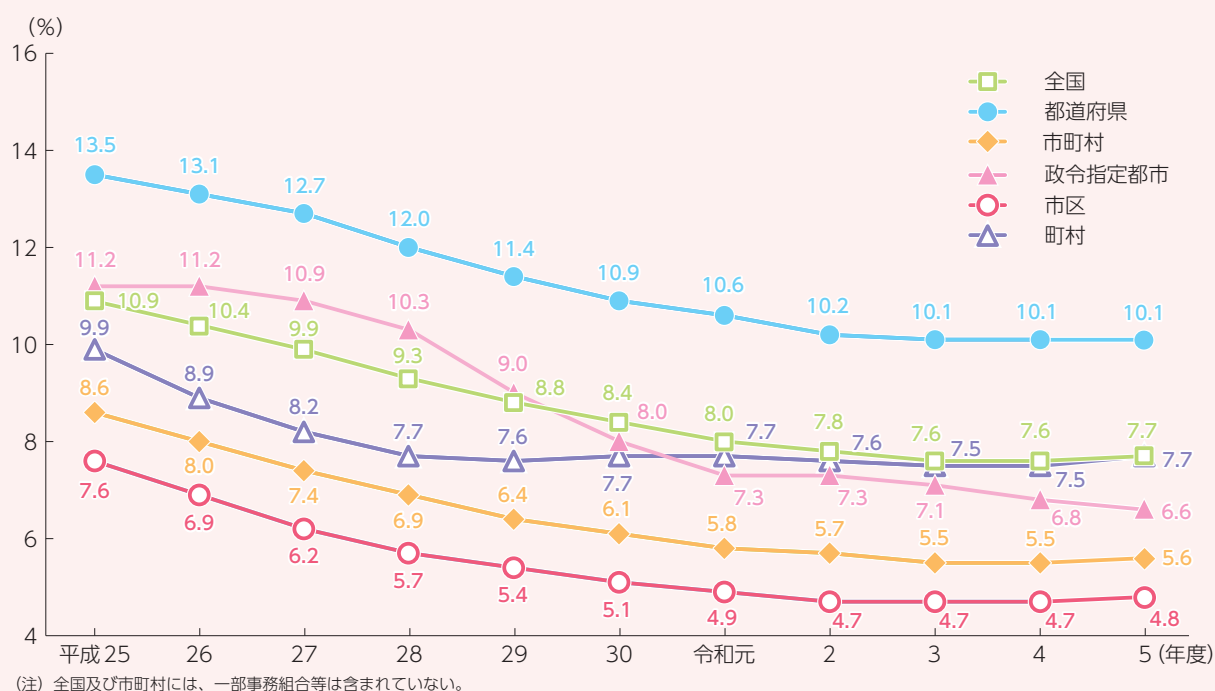
(注) 1 () 内の数値は、構成比である。
2 合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。

イ 実質公債費比率

地方債の元利償還金等の公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に乏しい経費であることから、財政構造の弾力性をみる場合、その動向には常に留意する必要がある。その公債費に係る負担の度合いを判断するための指標に、実質公債費比率（＊）がある。

団体区分別の実質公債費比率の推移は第17図のとおりであり、令和5年度の実質公債費比率（一部事務組合等を除く加重平均）は、前年度と比べると0.1ポイント上昇の7.7%となっている。

第17図 団体区分別実質公債費比率の推移



(6) 将来の財政負担

地方公共団体の財政状況をみるには、単年度の収支状況のみならず、地方債、債務負担行為（＊）等のように将来の財政負担となるものや、財政調整基金（＊）等の積立金のように将来の財政運営に資する財源を留保するものの状況についても、併せて把握する必要がある。これらの状況は、以下のとおりである。

ア 地方債現在高

地方公共団体における地方債現在高の状況は第12表のとおりであり、令和5年度末における地方債現在高は139兆6,175億円で、臨時財政対策債の現在高の減少等により、前年度末と比べると1.5%減となっている。また、臨時財政対策債を除いた地方債現在高は90兆5,714億円で、前年度末と比べると0.8%増となっている。

なお、地方財政状況調査においては、満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金（＊）への積立額は歳出の公債費に計上するとともに、地方債現在高に当該積立額相当分を含まない扱いとしているが、これを含む場合の地方債現在高は153兆2,107億円となっている。

第12表 地方債現在高の状況

(単位 億円・%)

区 分	令和5年度末			令和4年度末	増減額	増減率
	都道府県	市町村	計			
地方債現在高	847,319	548,856	1,396,175	1,417,384	△ 21,209	△ 1.5
地方債現在高 (臨時財政対策債除き)	540,397	365,317	905,714	898,524	7,190	0.8

イ 債務負担行為額

地方公共団体は、翌年度以降の支出を約束するために、債務負担行為を行うことができる。

この債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額の状況は、第13表のとおりである。

第13表 債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況

(単位 億円・%)

区 分	令和5年度			令和4年度	増減率
	都道府県	市町村	計		
物件の購入等に係るもの	35,193 (57.8)	60,259 (39.5)	95,452 (44.8)	85,064	12.2
債務保証又は損失補償に係るもの	1,780 (2.9)	2,178 (1.4)	3,958 (1.9)	3,283	20.6
そ の 他	23,909 (39.3)	89,929 (59.0)	113,838 (53.4)	105,827	7.6
合 計	60,882 (100.0)	152,367 (100.0)	213,248 (100.0)	194,174	9.8

(注) 1 () 内の数値は、構成比である。

2 「債務保証又は損失補償に係るもの」には、履行すべき額の確定したものを計上している。

ウ 積立金現在高

地方公共団体の積立金現在高の状況は第14表のとおりであり、令和5年度末における積立金現在高は28兆8,723億円で、前年度末と比べると4.5%増となっており、これは主として、地方税が当初見込みから増加したことを踏まえ、各地方公共団体が、将来の普通交付税の減額精算のための備えとして積み立てたもの、令和5年度においては、定年引上げに伴う退職手当支給額の年度間の増減に備えるための交付税措置がなされたこと、令和5年度補正予算（第1号）により「臨時財政対策債償還基金費」として普通交付税が増額交付されたことにより、制度的に基金残高の増加が想定されているもの等によるものである。

その内訳をみると、年度間の財源調整を行うために積み立てられている財政調整基金は、前年度末と比べると2.0%増、地方債の将来の償還費に充てるために積み立てられている減債基金（満期一括償還地方債に係るものを除く。）は2.2%増、将来の特定の財政需要に備えて積み立てられているその他特定目的基金（*）は、6.4%増となっている。

第14表 積立金現在高の状況 (単位 億円・%)

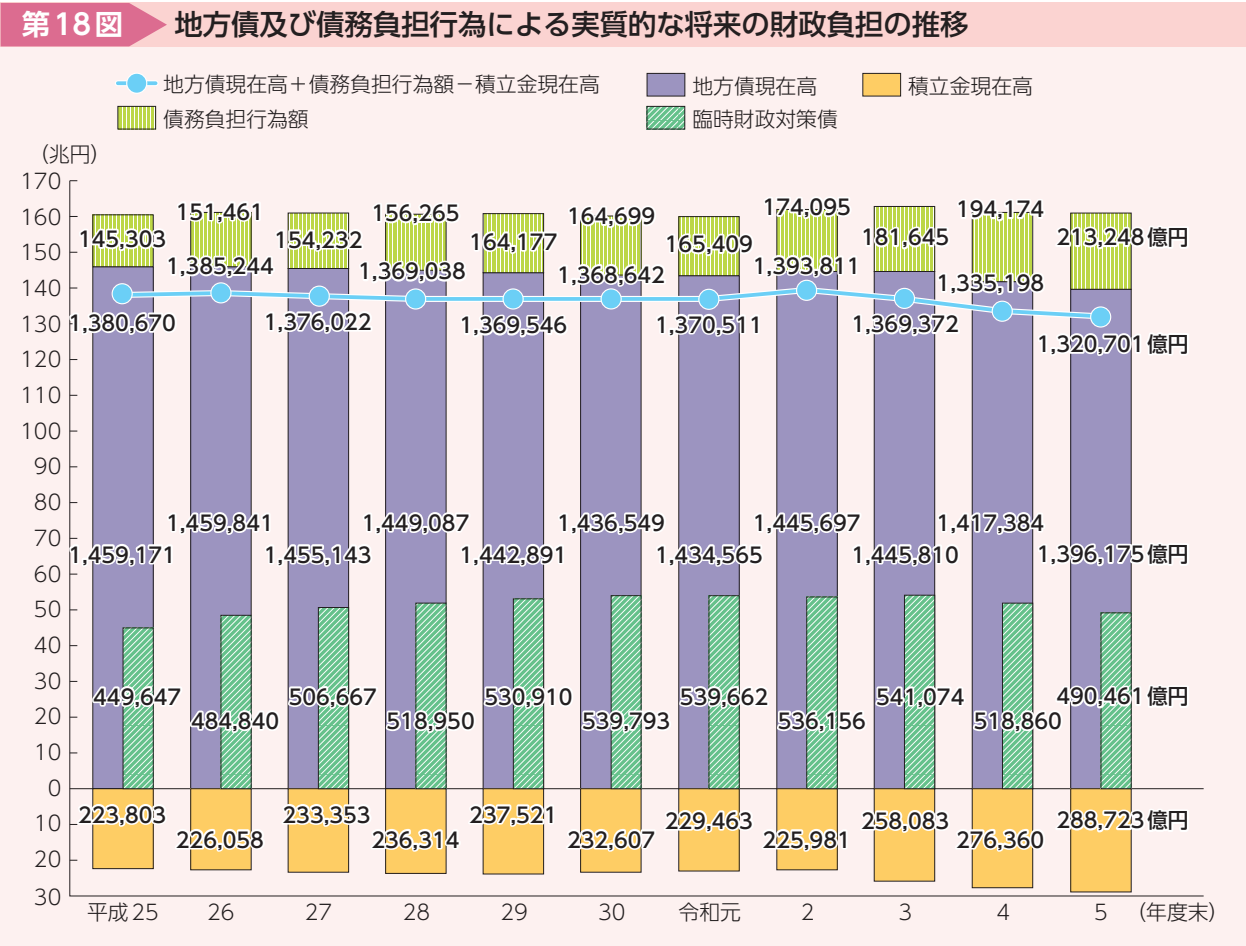
区 分	令和5年度末			令和4年度末			増減率		
	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計
財政調整基金	24,798 (26.0)	70,365 (36.4)	95,163 (33.0)	24,385 (27.2)	68,950 (36.9)	93,335 (33.8)	1.7	2.1	2.0
減債基金	13,308 (14.0)	16,606 (8.6)	29,915 (10.4)	13,096 (14.6)	16,171 (8.7)	29,267 (10.6)	1.6	2.7	2.2
その他特定目的基金	57,226 (60.0)	106,420 (55.0)	163,645 (56.7)	52,189 (58.2)	101,569 (54.4)	153,758 (55.6)	9.7	4.8	6.4
合 計	95,332 (100.0)	193,391 (100.0)	288,723 (100.0)	89,669 (100.0)	186,691 (100.0)	276,360 (100.0)	6.3	3.6	4.5

(注) () 内の数値は、構成比である。

Ⅱ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担

地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた地方公共団体の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移は、第18図のとおりである。令和5年度末においては、地方債現在高は1.5%減、債務負担行為額は9.8%増、積立金現在高は4.5%増となったことにより、地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担は132兆701億円で、前年度末と比べると1.1%減となっている。

団体区分別にみると、都道府県においては81兆2,869億円、市町村においては50兆7,832億円で、前年度末と比べると、それぞれ1.9%減、0.2%増となっている。

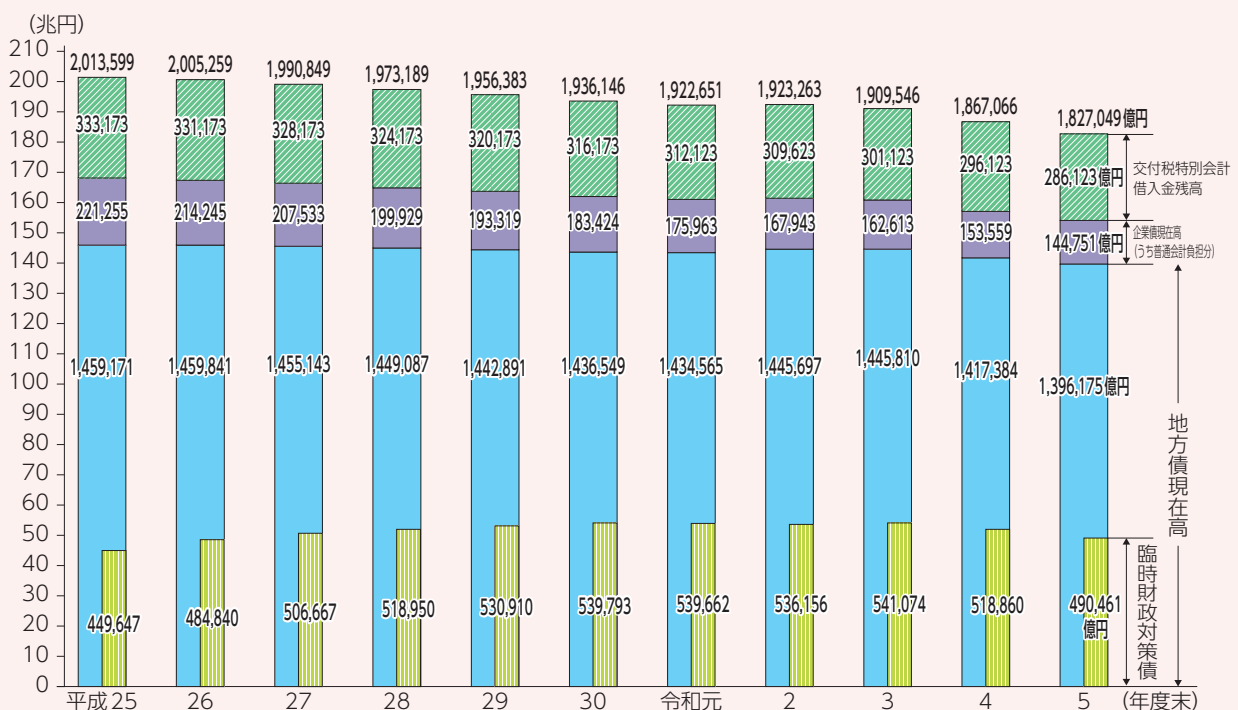


オ 普通会計が負担すべき借入金残高

普通会計が将来にわたって負担すべき借入金という観点からは、地方債現在高のほか、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金や、公営企業において償還する企業債のうち、経費負担区分の原則等に基づき、普通会計がその償還財源を負担するものについても併せて考慮する必要がある。

この観点から、地方債現在高に交付税特別会計借入金残高と企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものを加えた普通会計が負担すべき借入金残高の推移をみると、**第19図**のとおりである。近年は減少傾向にあるものの、依然として180兆円を超える高い水準にあり、令和5年度末における普通会計が負担すべき借入金残高は182兆7,049億円で、地方債現在高の減少等により、前年度末と比べると2.1%減となっている。

第19図 普通会計が負担すべき借入金残高の推移



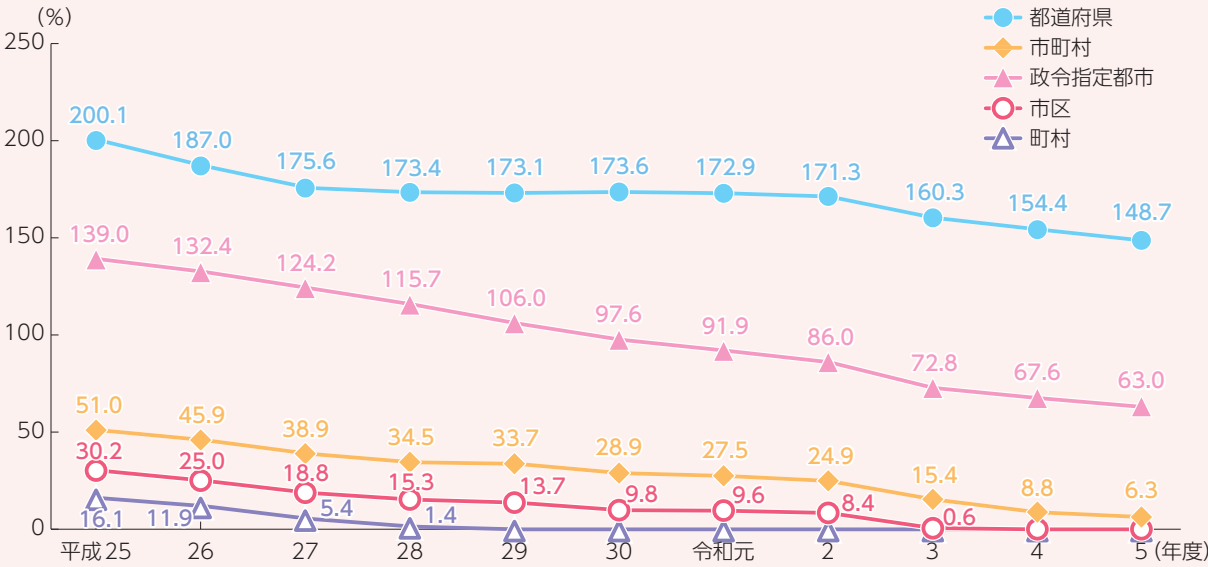
(注) 企業債現在高（うち普通会計負担分）は、地方公営企業決算状況調査をベースとした推計値である。

カ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等（＊）の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標が将来負担比率（＊）である。

団体区分別の将来負担比率の推移は**第20図**のとおりであり、令和5年度の将来負担比率の平均は、都道府県148.7%、政令指定都市63.0%となっている。なお、市区及び町村については、充当可能財源等が将来負担額を上回っている。

第20図 団体区分別将来負担比率の推移



(注) 1 市区においては令和4年度から、町村においては平成29年度から充当可能財源等が将来負担額を上回っている。
2 市町村には、一部事務組合等は含まれていない。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

1

2

3

4

5

6

7

地方財政の概況

3

地方財源の状況

国税と地方税を合わせた租税の状況及び地方歳入（普通会計）の状況は、以下のとおりである。

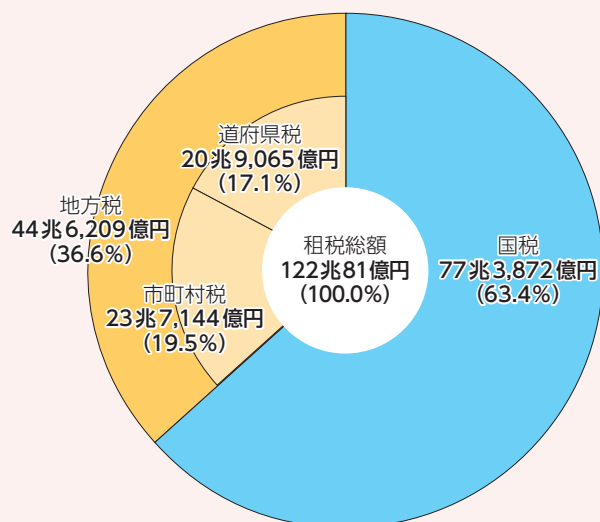
(1) 租税の状況

国税と地方税を合わせた租税として徴収された額は122兆81億円で、前年度と比べると1.3%増となっている。

国民所得に対する租税総額の割合である租税負担率をみると、令和5年度においては、前年度と比べると1.5ポイント低下の27.9%となっている。なお、主な諸外国の租税負担率をみると、アメリカ25.6%（2021暦年計数）、イギリス36.1%（同）、ドイツ32.1%（同）、フランス43.9%（同）となっている。

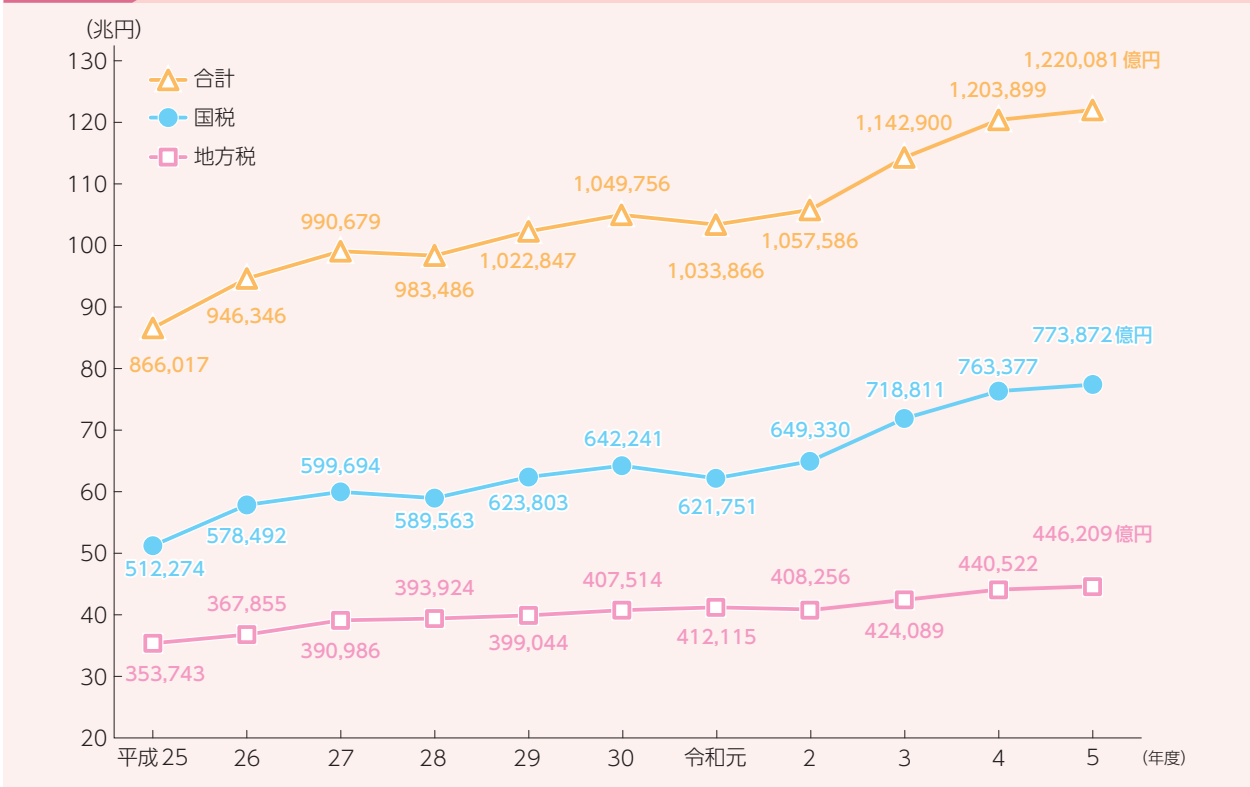
次に、国税と地方税の状況をみると、**第21図**のとおりであり、租税総額に占める割合は、国税63.4%（前年度と同率）、地方税36.6%（前年度と同率）となっている。また、地方交付税、地方譲与税及び地方特例交付金等を国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分割合は、国45.4%（前年度45.5%）、地方54.6%（同54.5%）となっている。なお、国税と地方税の推移は**第22図**のとおりであり、地方税は平成24年度以降増加傾向にある。

第21図 国税と地方税の状況（令和5年度）



（注）東京都が徴収した市町村税相当額は、市町村税に含み、道府県税に含まない。第24図～第27図において同じ。

第22図 国税と地方税の推移



(2) 地方歳入

ア 地方税

地方税の決算額は44兆6,209億円で、前年度と比べると1.3%増となっている。

地方税収入額の63.5%を占める住民税、事業税及び地方消費税の収入状況は、第15表のとおりである。また、各税目の収入額を前年度と比べると、住民税は個人分の増加等により2.0%増、事業税は法人分の増加等により1.5%増、地方消費税は2.4%減となっている。なお、法人関係二税は7兆8,964億円で、前年度と比べると0.8%増となっている。

第15表 住民税、事業税及び地方消費税の収入状況

(単位 億円・%)

区 分	収 入 額		構 成 比		増減率
	令和5年度	令和4年度	5年度	4年度	
住 民 税	165,007	161,802	37.0	36.7	2.0
個 人 分	139,544	135,830	31.3	30.8	2.7
法 人 分	25,463	25,972	5.7	5.9	△ 2.0
事 業 税	55,838	55,003	12.5	12.5	1.5
個 人 分	2,337	2,602	0.5	0.6	△ 10.2
法 人 分	53,501	52,401	12.0	11.9	2.1
地 方 消 費 税	62,632	64,151	14.0	14.6	△ 2.4
地 方 税 合 計	446,209	440,522	100.0	100.0	1.3

(注) 住民税（個人分）は、配当割、株式等譲渡所得割及び利子割を含む。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
1
2
1
2
3
4
5
6
7

地方財源の状況

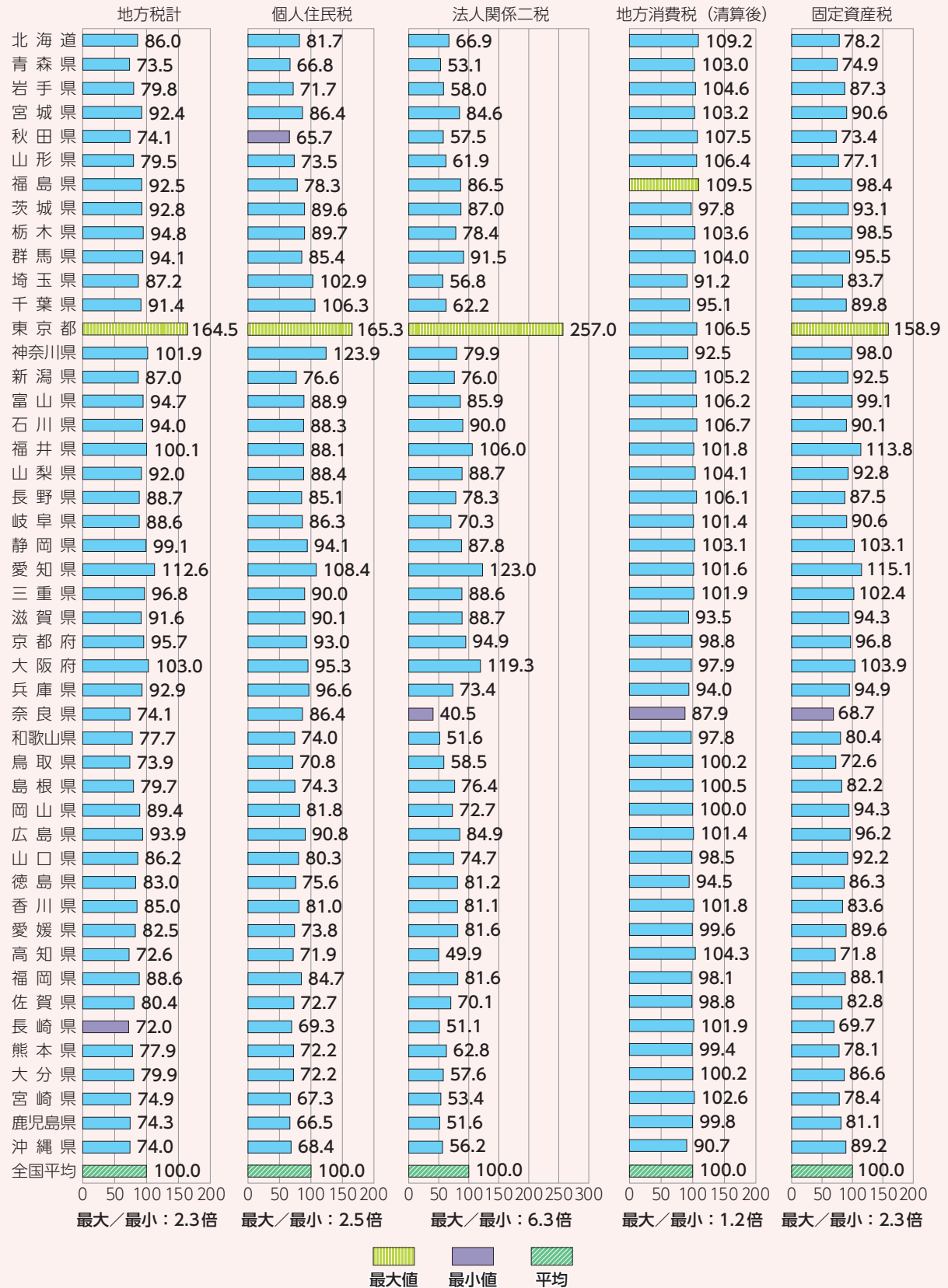
地方税計、個人住民税、法人関係二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数をみると、**第23図**のとおりであり、地方税計については、最も大きい東京都が164.5、最も小さい長崎県が72.0で、約2.3倍の格差となっている。

個別の税目ごとに比較してみると、個人住民税については、最も大きい東京都が165.3、最も小さい秋田県が65.7で、約2.5倍の格差となっている。法人関係二税については、最も大きい東京都が257.0、最も小さい奈良県が40.5で、約6.3倍の格差となっている。地方消費税については、最も大きい福島県が109.5、最も小さい奈良県が87.9で、約1.2倍の格差となっている。固定資産税については、最も大きい東京都が158.9、最も小さい奈良県が68.7で、約2.3倍の格差となっている。

このように、地方税収については、各税目とも都道府県ごとに偏在性があるが、その度合いについては、法人関係二税の格差が特に大きく、地方消費税の偏在性は比較的小さい。

第23図 地方税計、個人住民税、法人関係二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数

(全国平均を100とした場合、令和5年度)



- (注) 1 「最大／最小」は、都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 2 地方税計の税収額は、特別法人事業譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものである。
 3 個人住民税の税収額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計額であり、超過課税分を除く。
 4 法人関係二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税（特別法人事業譲与税を含まない。）の合計額であり、超過課税分等を除く。
 5 地方消費税については、令和5年度決算における清算前の税収を、令和5年度決算に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値である。
 6 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 7 人口は、令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

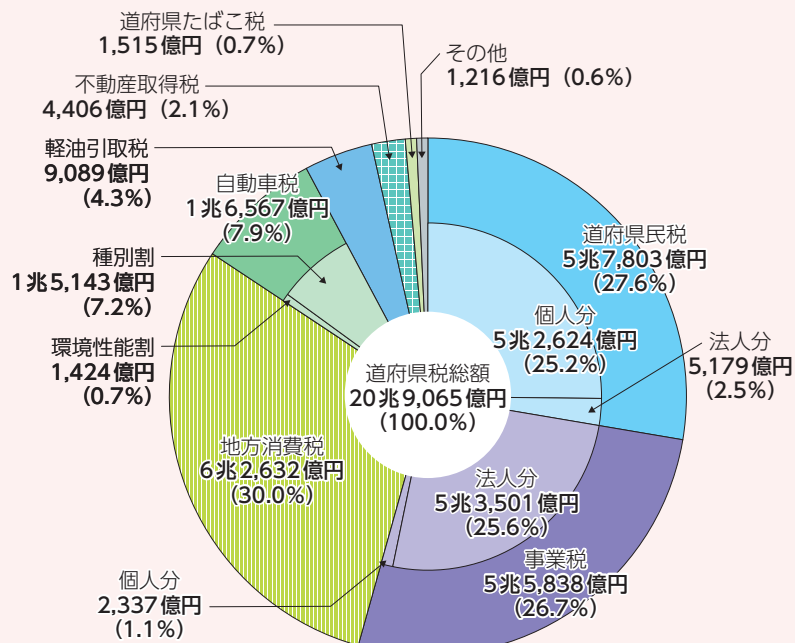
(ア) 道府県税の収入状況

都道府県の地方税の決算額から東京都が徴収した市町村税相当額を除いた道府県税の収入額は20兆9,065億円で、道府県民税（個人分）、事業税（法人分）の増加等により、前年度と比べると0.8%増となっている。

道府県税収入額の税目別内訳の状況は、第24図のとおりである。

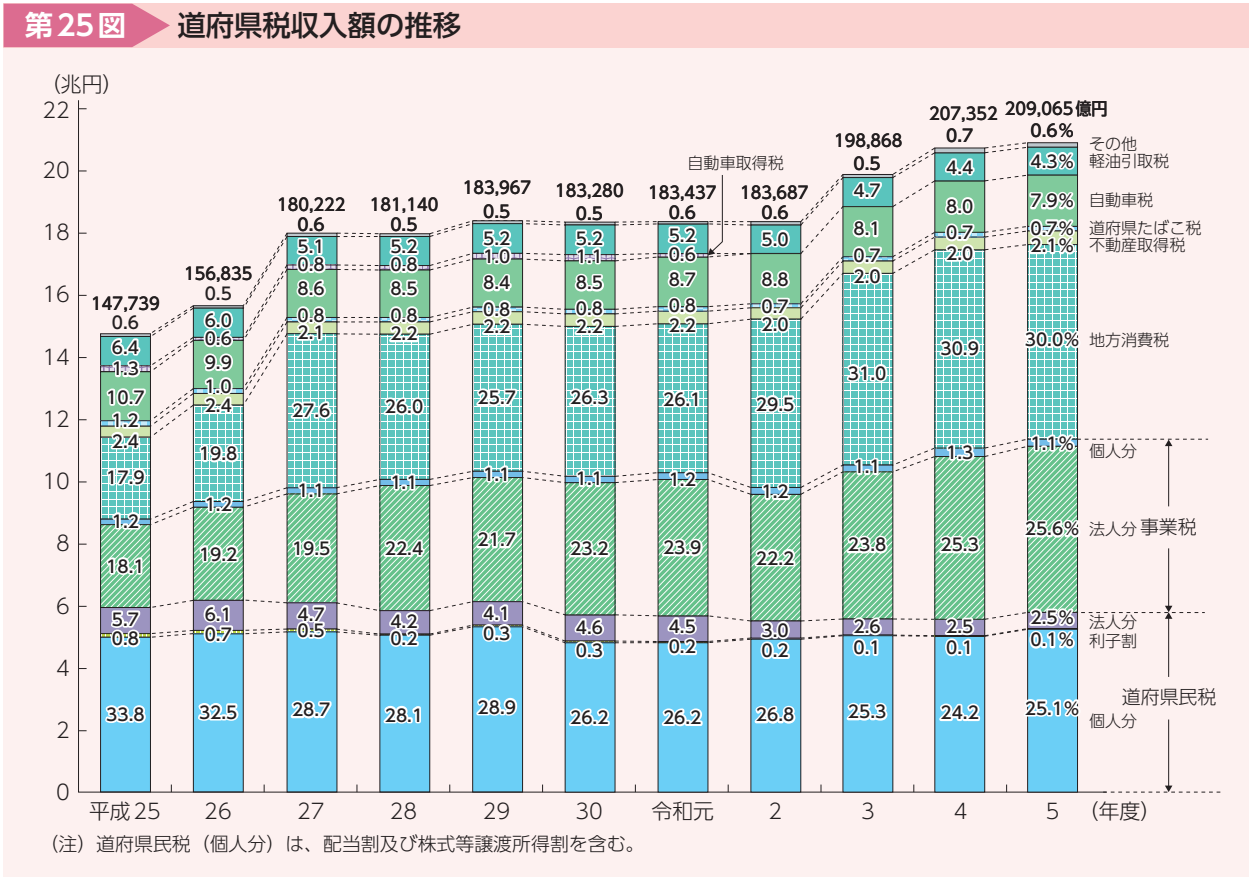
このうち、法人関係二税は5兆8,680億円で、道府県税総額に占める割合は28.1%となっている。

第24図 道府県税収入額の税目別内訳の状況（令和5年度）



(注) 道府県民税（個人分）は、配当割、株式等譲渡所得割及び利子割を含む。

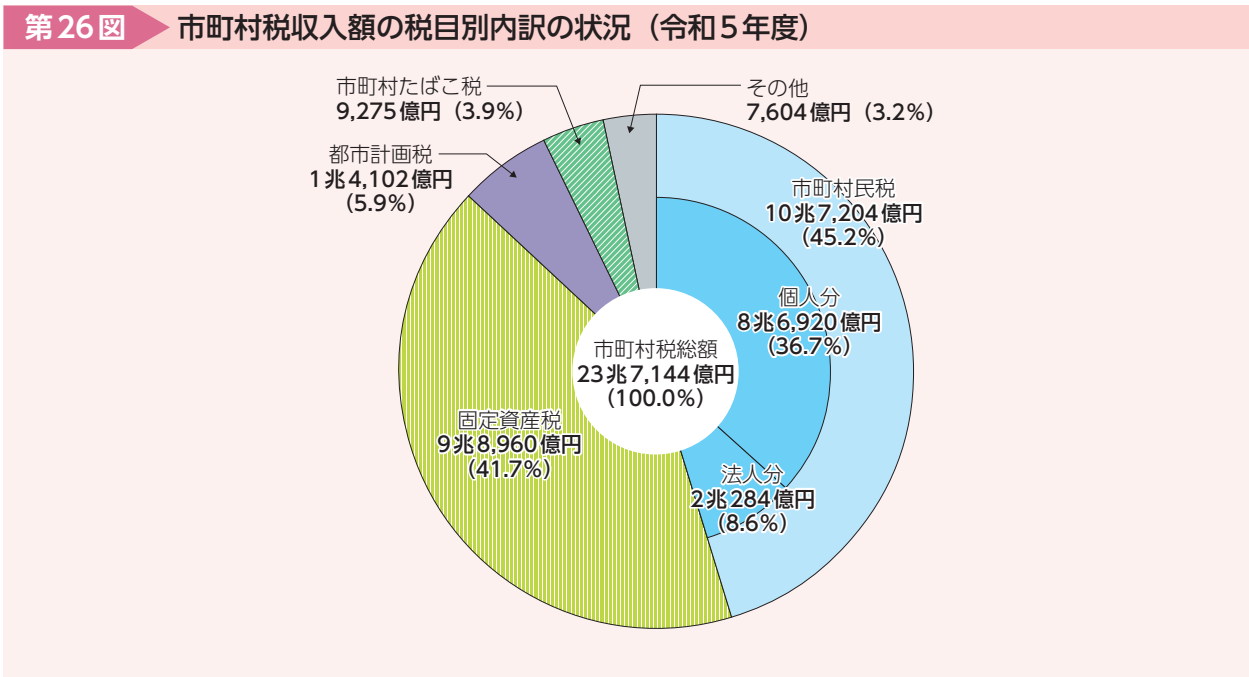
道府県税収入額の推移は、第25図のとおりである。



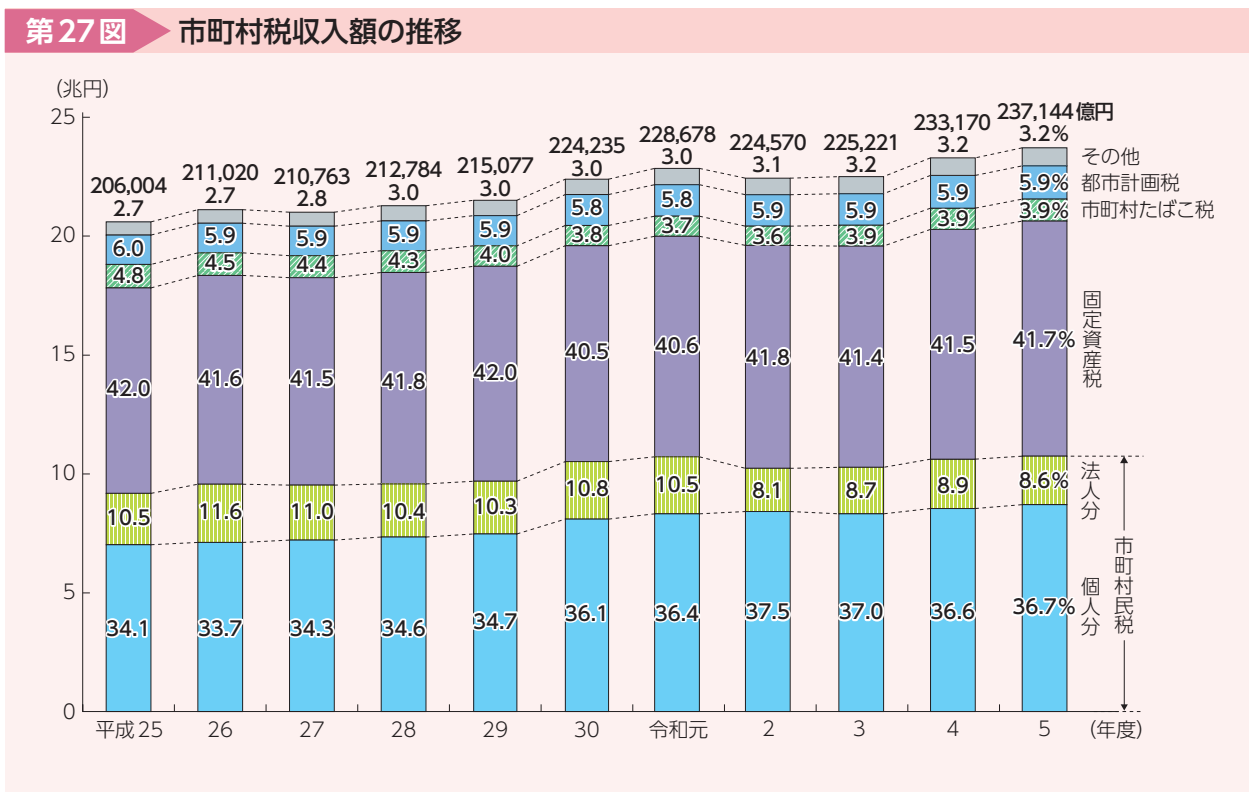
(イ) 市町村税の収入状況

市町村の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額を加えた市町村税の収入額は23兆7,144億円で、固定資産税、市町村民税（個人分）の増加等により、前年度と比べると1.7%増となっている。

市町村税収入額の税目別内訳の状況は、第26図のとおりである。



市町村税収入額の推移は、第27図のとおりである。



(ウ) 法定外普通税

地方公共団体は、「地方税法」(昭和25年法律第226号)で規定されている税目のほかに、地方公共団体ごとの特有な財政需要を充足するため、法定外普通税を設けることができる。法定外普通税の収入額は542億円で、前年度と比べると0.8%増となっている。

(エ) 法定外目的税

地方公共団体は、地方税法で規定されている税目のほかに、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を設けることができる。法定外目的税の収入額は275億円で、前年度と比べると42.7%増となっている。

(オ) 超過課税

地方公共団体は、地方税法で標準税率が定められている税目について、財政上その他の必要がある場合に、その税率を超える税率を定めることができる。この標準税率を超えて課税された部分である超過課税による収入額は8,180億円で、前年度と比べると0.6%減となっている。

イ 地方譲与税

地方譲与税の決算額は2兆7,752億円で、特別法人事業譲与税の増加等により、前年度と比べると0.5%増となっている。

地方譲与税の主な内訳をみると、特別法人事業譲与税が2兆1,744億円(対前年度比0.4%増)、自動車重量譲与税が2,981億円(同1.2%増)となっている。

ウ 地方特例交付金等

地方特例交付金等の決算額は2,169億円で、地方特例交付金の減少等により、前年度と比べると2.6%減となっている。

地方特例交付金等の内訳をみると、地方特例交付金が2,045億円、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が124億円となっている。

エ 地方交付税

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方の固有財源である。また、その目的は、地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することである。

地方交付税の決算額は19兆70億円で、前年度と比べると2.0%増となっている。地方交付税の内訳をみると、普通交付税17兆8,030億円、特別交付税1兆1,322億円、震災復興特別交付税（*）717億円となっている。

また、団体区分別にみると、都道府県においては9兆6,997億円で、前年度と比べると1.8%増、市町村においては9兆3,072億円で、前年度と比べると2.3%増となっており、その地方交付税総額に占める割合は、都道府県においては51.0%（前年度51.2%）、市町村においては49.0%（同48.8%）となっている。

普通交付税（基準財政需要額（*）が基準財政収入額（*）を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付されるもの）の交付状況をみると、不交付団体は、都道府県では東京都の1団体である。市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下この段落において同じ。）では前年度より4団体増加し、76団体となっており、近年緩やかな増加傾向となっている。また、災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税の令和5年度の交付状況をみると、都道府県においては東京都を除く全団体に、市町村においては全1,718団体に、それぞれ交付されている。

なお、令和5年度当初において地方公共団体に交付される通常収支分の地方交付税の総額は、地方財政計画（*）において、前年度と比べると、3,073億円増（1.7%増）の18兆3,611億円とした。また、国の令和5年度補正予算（第1号）において、国税収入の決算等に伴い令和5年度分の地方交付税の額が8,584億円の増額となったことを受け、このうち5,741億円を令和5年度に増額交付することとした。具体的には、普通交付税の調整額を復活するとともに、地方公共団体が、経済対策の事業等を円滑に実施するために必要な経費を算定するため、基準財政需要額の費目に「臨時経済対策費」を創設することとしたほか、令和6年度及び令和7年度における臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための基金の積立てに要する経費を算定するため、基準財政需要額の費目に「臨時財政対策債償還基金費」を創設することとした。

オ 国庫支出金

国庫支出金の状況は、第16表のとおりである。国庫支出金の決算額は21兆1,165億円で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の減少等により、前年度と比べると20.9%減となっている。

第16表 国庫支出金の状況

(単位 億円・%)

区 分	令和5年度						令和4年度		増減額	増減率
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純 計 額			
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比		
義 務 教 育 費 負 担 金	12,743	16.2	2,852	2.2	15,595	7.4	15,184	5.7	410	2.7
生 活 保 護 費 負 担 金	1,322	1.7	26,159	19.8	27,481	13.0	26,899	10.1	582	2.2
児 童 保 護 費 等 負 担 金	1,243	1.6	17,507	13.2	18,750	8.9	17,396	6.5	1,353	7.8
障害者自立支援給付費等 負 担 金	1,003	1.3	16,438	12.4	17,441	8.3	16,177	6.1	1,264	7.8
児 童 手 当 等 交 付 金	-	-	11,560	8.7	11,560	5.5	12,063	4.5	△ 503	△ 4.2
普通建設事業費支出金	15,530	19.7	7,762	5.9	23,292	11.0	21,875	8.2	1,416	6.5
社会資本整備総合交付金	7,714	9.8	5,647	4.3	13,360	6.3	15,163	5.7	△ 1,803	△11.9
新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金等	16,410	20.8	14,937	11.3	31,347	14.8	100,040	37.5	△ 68,693	△68.7
物価高騰対応重点支援地方 創 生 臨 時 交 付 金	1,177	1.5	10,962	8.3	12,139	5.7	-	-	12,139	皆増
そ の 他	21,729	27.6	18,471	14.0	40,200	19.0	42,316	15.7	△ 2,116	△ 5.0
合 計	78,870	100.0	132,295	100.0	211,165	100.0	267,115	100.0	△ 55,950	△20.9

(注) その他には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

国庫支出金の内訳をみると、新型コロナウイルス感染症対策関連の国庫支出金の合計は3兆1,347億円となり、国庫支出金総額の14.8%を占めている。

カ 都道府県支出金

市町村が都道府県から交付を受ける都道府県支出金（＊）の決算額は4兆8,021億円で、児童保護費等負担金、障害者自立支援給付費等負担金の増加等により、前年度と比べると2.2%増となっている。

都道府県支出金の内訳をみると、国庫財源を伴うものが64.6%、都道府県費のみのものが35.4%となっている。

キ 地方債

地方債の発行状況は、第17表のとおりである。地方債の決算額は8兆6,421億円で、臨時財政対策債の減少等により、前年度と比べると1.6%減となっている。

第17表 地方債の発行状況

(単位 億円・%)

区 分	令和5年度						令和4年度		増減額	増減率
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純 計 額			
	発行額	構成比	発行額	構成比	発行額	構成比	発行額	構成比		
公 共 事 業 等 債	9,448	21.8	3,191	7.4	12,639	14.6	12,830	14.6	△ 192	△ 1.5
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	5,535	12.7	1,536	3.6	7,071	8.2	7,064	8.0	7	0.1
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	762	1.8	1,043	2.4	1,805	2.1	1,610	1.8	195	12.1
災 害 復 旧 事 業 債	1,280	2.9	809	1.9	2,089	2.4	1,859	2.1	230	12.4
教育・福祉施設等整備事業債	853	2.0	6,650	15.4	7,503	8.7	6,567	7.5	936	14.3
一 般 単 独 事 業 債	13,416	30.9	15,787	36.5	29,203	33.8	26,804	30.5	2,400	9.0
うち地方道路等整備事業債	2,722	6.3	1,462	3.4	4,184	4.8	3,801	4.3	383	10.1
うち旧合併特例事業債	54	0.1	2,526	5.8	2,580	3.0	2,672	3.0	△ 92	△ 3.4
うち緊急防災・減災事業債	835	1.9	2,726	6.3	3,561	4.1	2,842	3.2	719	25.3
うち公共施設等適正管理推進事業債	1,977	4.6	3,517	8.1	5,494	6.4	5,302	6.0	192	3.6
うち緊急自然災害防止対策事業債	2,325	5.4	1,540	3.6	3,865	4.5	3,381	3.8	485	14.3
うち緊急浚渫推進事業債	829	1.9	220	0.5	1,049	1.2	1,002	1.1	47	4.7
うち脱炭素化推進事業債	174	0.4	257	0.6	431	0.5	－	－	431	皆増
辺 地 対 策 事 業 債	－	－	470	1.1	470	0.5	435	0.5	35	8.0
過 疎 対 策 事 業 債	－	－	4,944	11.4	4,944	5.7	4,335	4.9	609	14.1
行 政 改 革 推 進 債	782	1.8	300	0.7	1,082	1.3	992	1.1	90	9.1
退 職 手 当 債	－	－	－	－	－	－	56	0.1	△ 56	皆減
財 源 対 策 債	4,778	11.0	2,159	5.0	6,938	8.0	6,547	7.5	390	6.0
減 収 補 填 債	－	－	29	0.1	29	0.0	17	0.0	12	67.4
臨 時 財 政 対 策 債	5,237	12.1	4,208	9.7	9,445	10.9	16,402	18.7	△ 6,957	△ 42.4
調 整 債	544	1.3	230	0.5	774	0.9	193	0.2	581	300.7
減収補填債特例分（＊）	－	－	25	0.1	25	0.0	1	0.0	24	2,022.5
特 別 減 収 対 策 債	－	－	－	－	－	－	0	0.0	△ 0	皆減
そ の 他	778	1.8	1,839	4.3	2,405	2.8	2,101	2.5	304	14.5
合 計	43,414	100.0	43,220	100.0	86,421	100.0	87,812	100.0	△ 1,391	△ 1.6

団体区分別にみると、都道府県においては4兆3,414億円で、前年度と比べると5.4%減、市町村においては4兆3,220億円で、前年度と比べると2.5%増となっている。また、地方債依存度（歳入総額に占める地方債の割合）は7.4%で、前年度と比べると0.2ポイント上昇している。

□ その他の収入

その他の収入の状況は、第18表のとおりである。決算額は20兆3,150億円で、繰越金の減少等により、前年度と比べると2.3%減となっている。

第18表 その他の収入の状況

(単位 億円・%)

区 分	令和5年度						令和4年度		増減額	増減率
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純 計 額			
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比		
使 用 料 (*)	6,108	5.7	8,573	8.1	14,681	7.2	14,607	7.0	75	0.5
う ち 授 業 料	2,121	2.0	160	0.2	2,281	1.1	2,365	1.1	△ 84	△ 3.6
うち公営住宅使用料	2,164	2.0	3,008	2.8	5,172	2.5	5,215	2.5	△ 43	△ 0.8
手 数 料 (*)	1,745	1.6	3,733	3.5	5,478	2.7	5,614	2.7	△ 136	△ 2.4
繰 入 金	14,805	13.7	24,758	23.4	39,563	19.5	40,938	19.7	△ 1,375	△ 3.4
うち他会計からの繰入金	242	0.2	783	0.7	1,025	0.5	1,450	0.7	△ 425	△ 29.3
うち基金からの繰入金	14,563	13.5	23,917	22.6	38,480	18.9	39,437	19.0	△ 958	△ 2.4
諸 収 入	61,072	56.6	24,895	23.5	78,990	38.9	80,367	38.7	△ 1,376	△ 1.7
う ち 預 金 利 子	2	0.0	4	0.0	5	0.0	5	0.0	1	14.4
うち貸付金元利収入	50,480	46.8	12,488	11.8	62,647	30.8	64,789	31.2	△ 2,142	△ 3.3
繰 越 金	19,420	18.0	22,949	21.7	42,369	20.9	45,261	21.8	△ 2,892	△ 6.4
分 担 金 ・ 負 担 金	2,612	2.4	4,929	4.7	3,853	1.9	4,032	1.9	△ 179	△ 4.4
財 産 収 入	1,859	1.7	4,211	4.0	6,069	3.0	6,525	3.1	△ 455	△ 7.0
寄 附 金	336	0.3	11,812	11.2	12,147	6.0	10,503	5.1	1,645	15.7
合 計	107,957	100.0	105,860	100.0	203,150	100.0	207,845	100.0	△ 4,695	△ 2.3

4

地方経費の内容

普通会計の歳出決算額について、主な行政目的に従って、生活・福祉の充実、教育と文化、土木建設、産業の振興、保健衛生、警察と消防に分けてその状況をみると、以下のとおりである。

(1) 生活・福祉の充実

ア 社会福祉行政

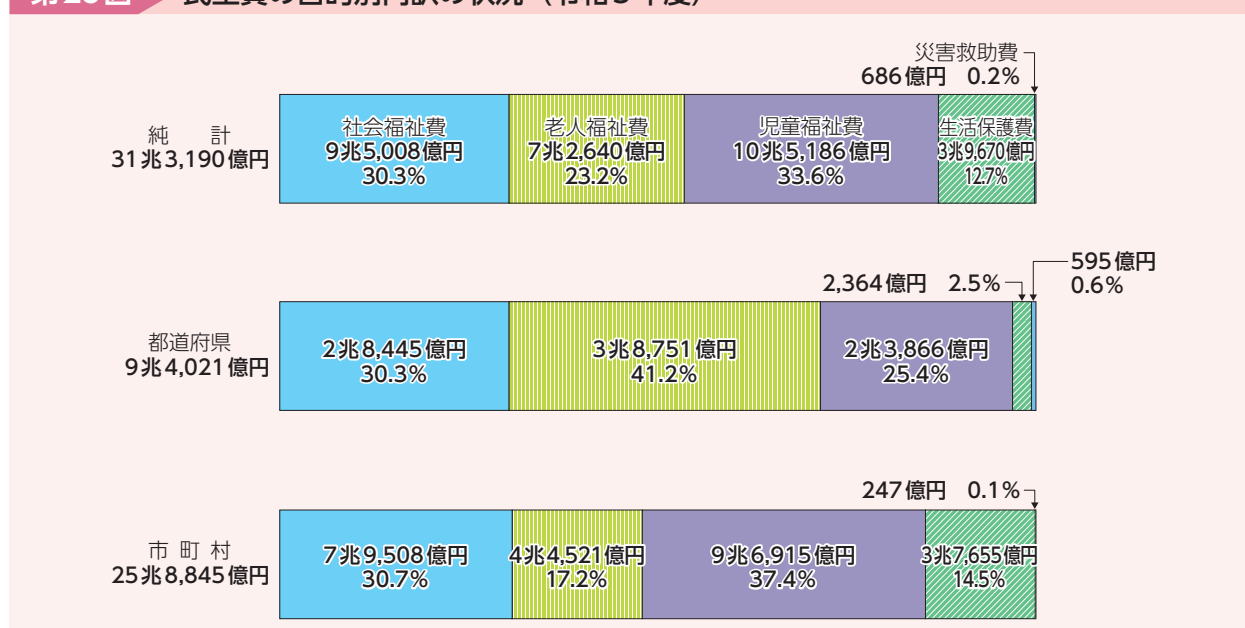
地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である民生費の決算額は31兆3,190億円で、低所得者世帯給付金の増加等により、前年度と比べると3.5%増となっている。

また、団体区分別にみると、市町村の決算額は都道府県の約2.8倍となっている。これは、児童福祉に関する事務及び社会福祉施設の整備・運営事務が主として市町村によって行われていることや、生活保護に関する事務が市町村（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）によって行われていること等によるものである。

民生費の目的別内訳の状況は、第28図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が3.1%増、社会福祉費^{*3}が5.8%増、老人福祉費が1.2%増、生活保護費が2.3%増となっている。

第28図 民生費の目的別内訳の状況（令和5年度）



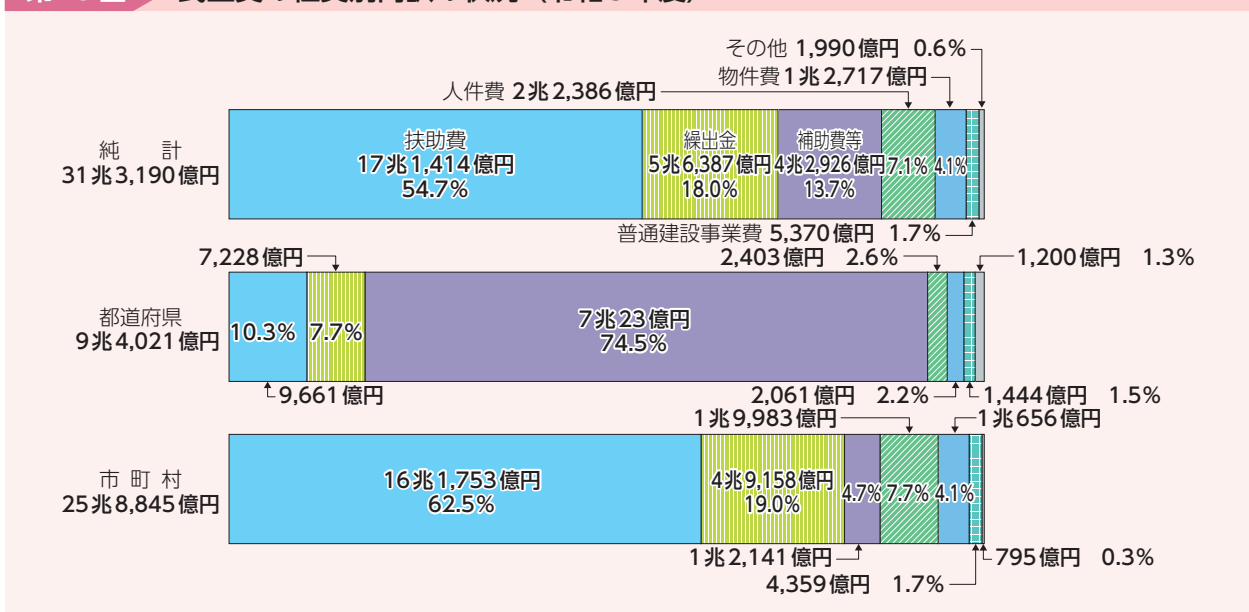
* 3 障害者等の福祉や他の福祉に分類できない総合的な福祉向上に要する経費

第1部 令和5年度の地方財政の状況

これを団体区分別にみると、都道府県においては、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計への負担金を拠出していることから、老人福祉費の構成比が最も大きく、以下、社会福祉費、児童福祉費の順となっている。市町村においては、児童福祉に関する事務及び社会福祉施設の整備・運営事務を主に行っていることから、児童福祉費の構成比が最も大きく、以下、社会福祉費、老人福祉費、生活保護費の順となっている。

民生費の性質別内訳の状況は、第29図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、低所得者世帯給付金の増加等により、扶助費が7.0%増、後期高齢者医療事業会計や国民健康保険事業会計への繰出金の増加等により、繰出金が3.8%増、生活福祉資金の貸付事業費の減少等により、補助費等が4.7%減となっている。

第29図 民生費の性質別内訳の状況（令和5年度）



なお、地方公共団体の決算額において、社会福祉行政や保健衛生（本節（5））等のうち、社会保障施策に要する経費は21兆2,691億円となっており、うち社会保障4経費^{*4}に則った範囲の社会保障給付に充てられた経費は16兆6,266億円となっている。

一方、平成26年4月1日及び令和元年10月1日に引き上げられた税率に係る令和5年度の地方消費税収入の額は3兆4,179億円、令和5年度の消費税の地方交付税法定率分は4兆5,030億円で、その合計は7兆9,209億円となっている。

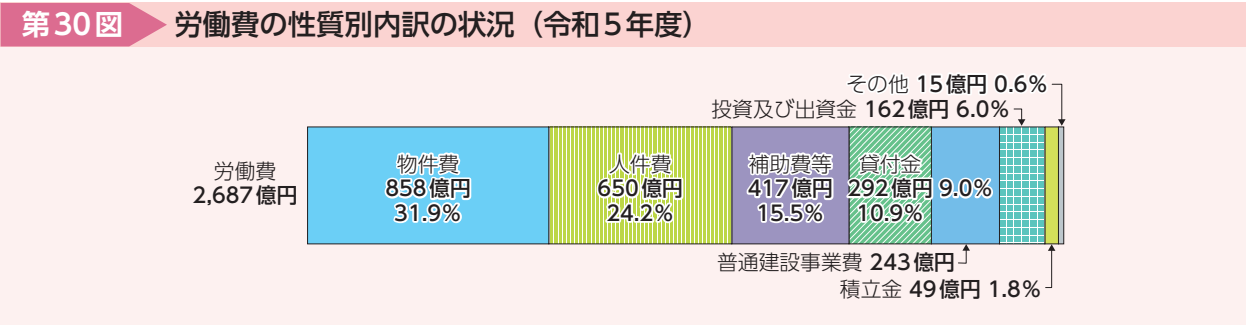
イ 労働行政

地方公共団体は、就業者等の福祉向上を図るため、職業能力開発の充実、金融対策等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である労働費の決算額は2,687億円で、労政費の増加等により、前年度と比べると1.1%増となっている。

* 4 「消費税法」（昭和63年法律第108号）第1条第2項に規定された、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

労働費の性質別内訳の状況は、第30図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、物件費が1.4%減、人件費が1.8%減、補助費等が9.4%減、貸付金が3.3%減、普通建設事業費が52.6%増となっている。

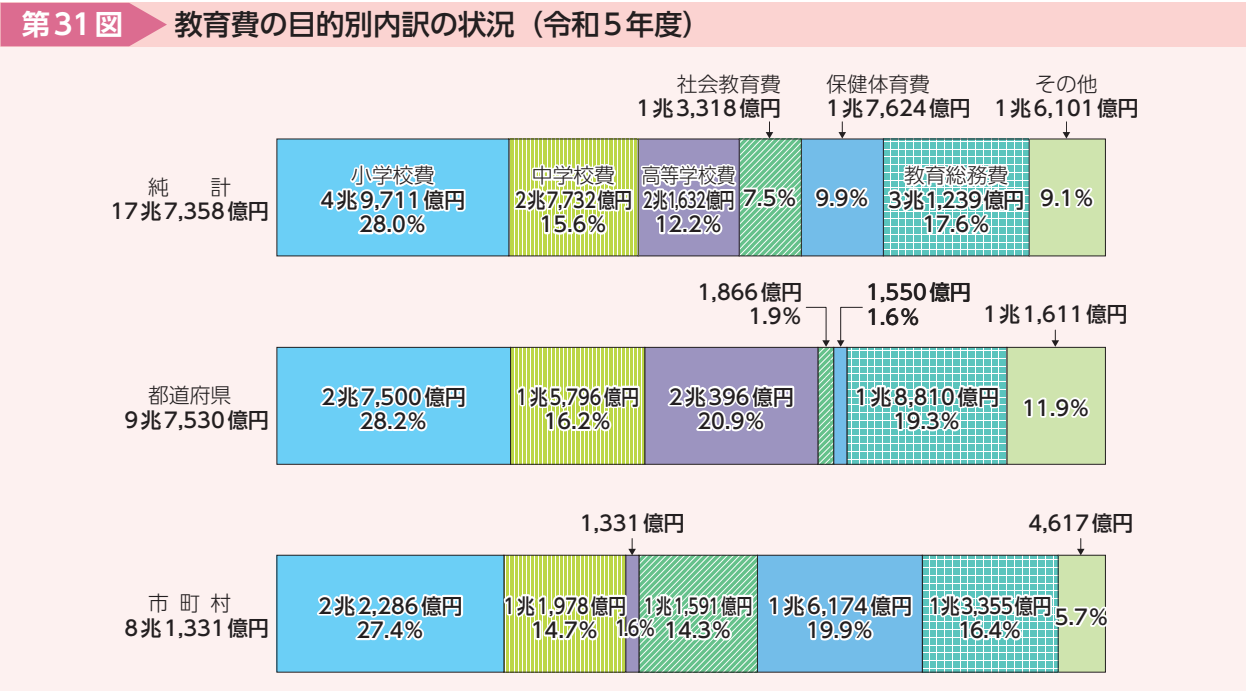


(2) 教育と文化

地方公共団体は、教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育、社会教育等の教育文化行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である教育費の決算額は17兆7,358億円で、教職員の定年引上げに伴う退職手当の減少等により、前年度と比べると0.2%減となっている。

教育費の目的別内訳の状況は、第31図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、小学校費が2.4%増、教育総務費^{*5}が8.0%減、中学校費が0.4%増、高等学校費が0.8%減となっている。

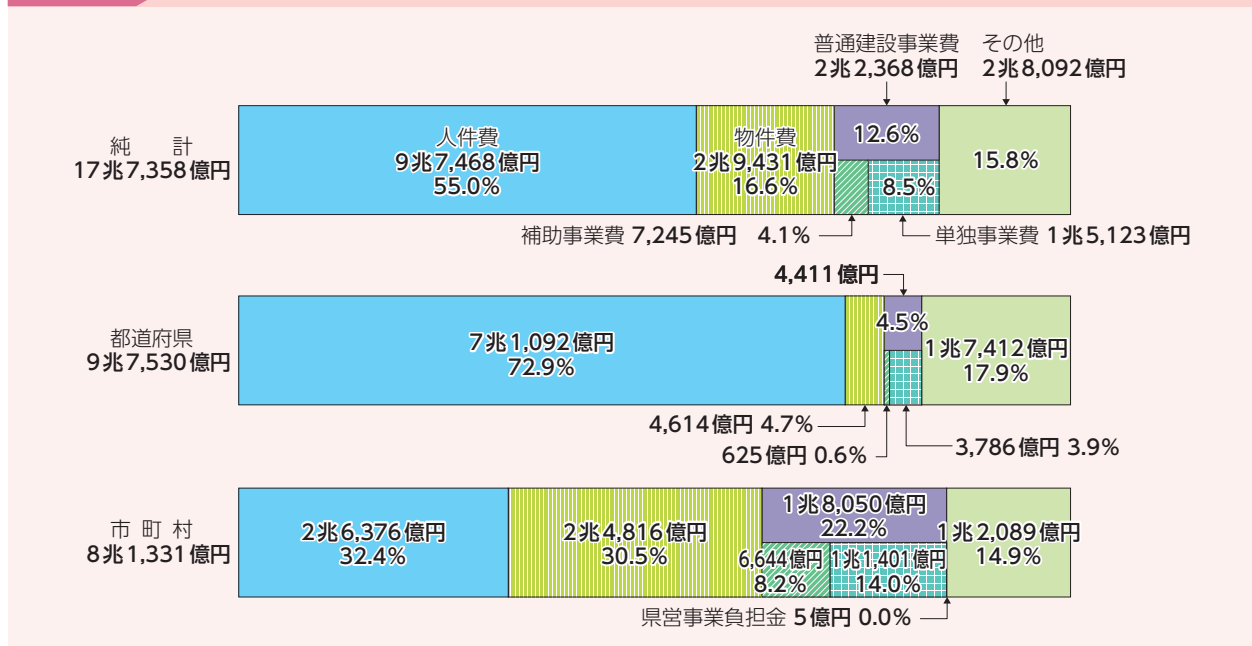


* 5 教職員の退職金や私立学校の振興等に要する経費

目的別の構成比を団体区分別にみると、都道府県においては、政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校の人件費を負担していること等により、小学校費が最も大きな割合を占め、以下、高等学校費、教育総務費、中学校費の順となっている。市町村においては、義務教育諸学校の管理・運営や給食等に要する経費を主に負担していること等により、小学校費が最も大きな割合を占め、以下、保健体育費^{*6}、教育総務費、中学校費、社会教育費の順となっている。

教育費の性質別内訳の状況は、第32図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、人件費が3.8%減、物件費が3.2%増、普通建設事業費が9.6%増となっている。

第32図 教育費の性質別内訳の状況（令和5年度）



(3) 土木建設

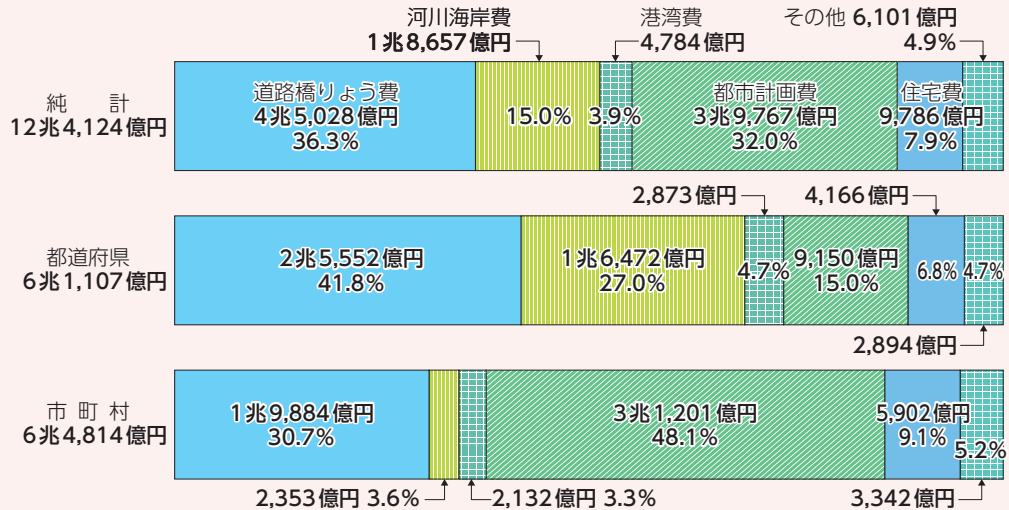
地方公共団体は、地域の基盤整備を図るため、道路、河川、公園、住宅等の公共施設の建設、整備等を行うとともに、これらの施設の維持管理を行っている。

これらの諸施策に要する経費である土木費の決算額は12兆4,124億円で、道路橋りょう費の減少等により、前年度と比べると0.3%減となっている。

土木費の目的別内訳の状況は、第33図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、道路橋りょう費が1.3%減、都市計画費^{*7}が1.9%減、河川海岸費が1.3%増となっている。

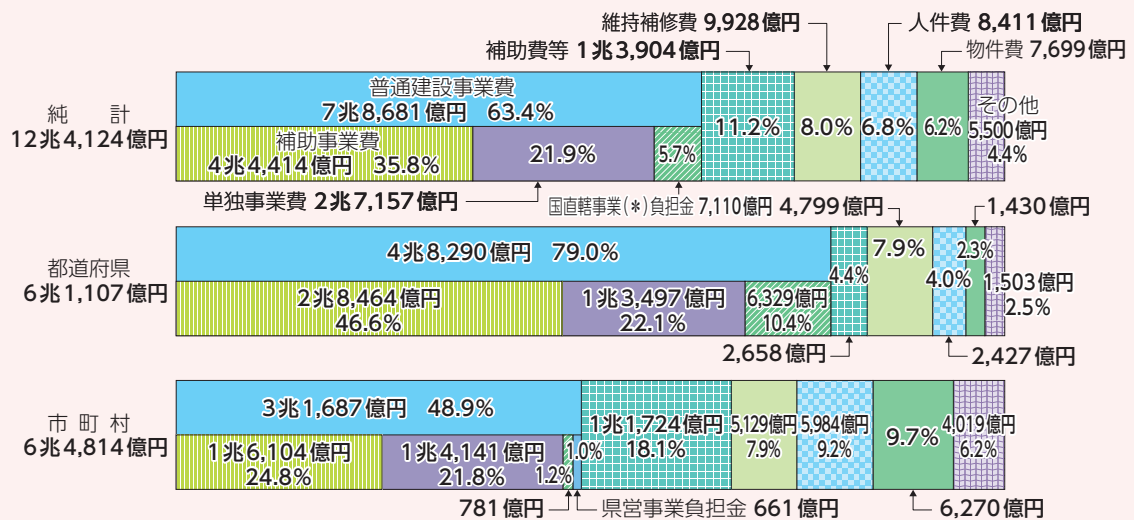
* 6 体育施設の建設・運営や体育振興及び義務教育諸学校等の給食等に要する経費
 * 7 街路、公園、下水道等の整備、区画整理等に要する経費

第33図 土木費の目的別内訳の状況（令和5年度）



土木費の性質別内訳の状況は、第34図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、普通建設事業費が0.4%増、補助費等が0.6%減となっている。

第34図 土木費の性質別内訳の状況（令和5年度）



(4) 産業の振興

ア 農林水産行政

地方公共団体は、農林水産業の振興と食料の安定的供給を図るため、生産基盤の整備、構造改善、消費流通対策、農林水産業に係る技術の開発・普及等の施策に加え、6次産業化等の推進、人口減少社会における農山漁村の活性化等の施策を行っている。

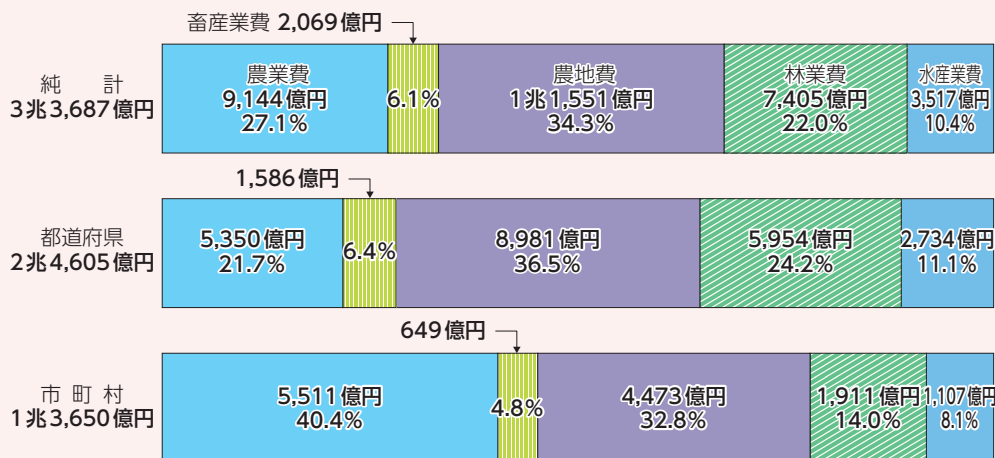
これらの諸施策に要する経費である農林水産業費の決算額は3兆3,687億円で、農業費の増加等により、前年度と比べると0.2%増となっている。

農林水産業費の目的別内訳の状況は、第35図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年

第1部 令和5年度の地方財政の状況

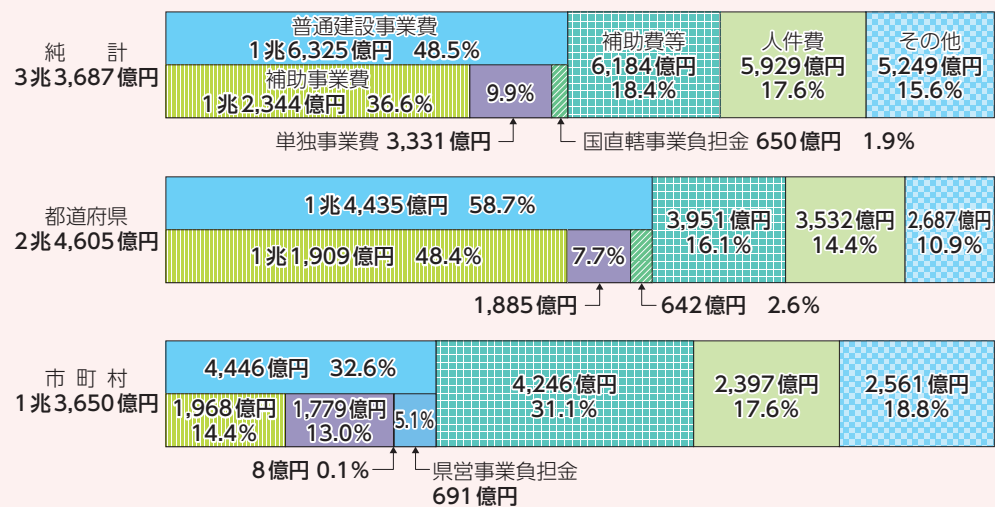
度と比べると、農地費*⁸が0.2%減、農業費が2.2%増、林業費が1.3%増、水産業費が1.3%減となっている。

第35図 農林水産業費の目的別内訳の状況（令和5年度）



農林水産業費の性質別内訳の状況は、第36図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、普通建設事業費が1.2%増、補助費等が3.7%増、人件費が0.3%減となっている。

第36図 農林水産業費の性質別内訳の状況（令和5年度）



イ 商工行政

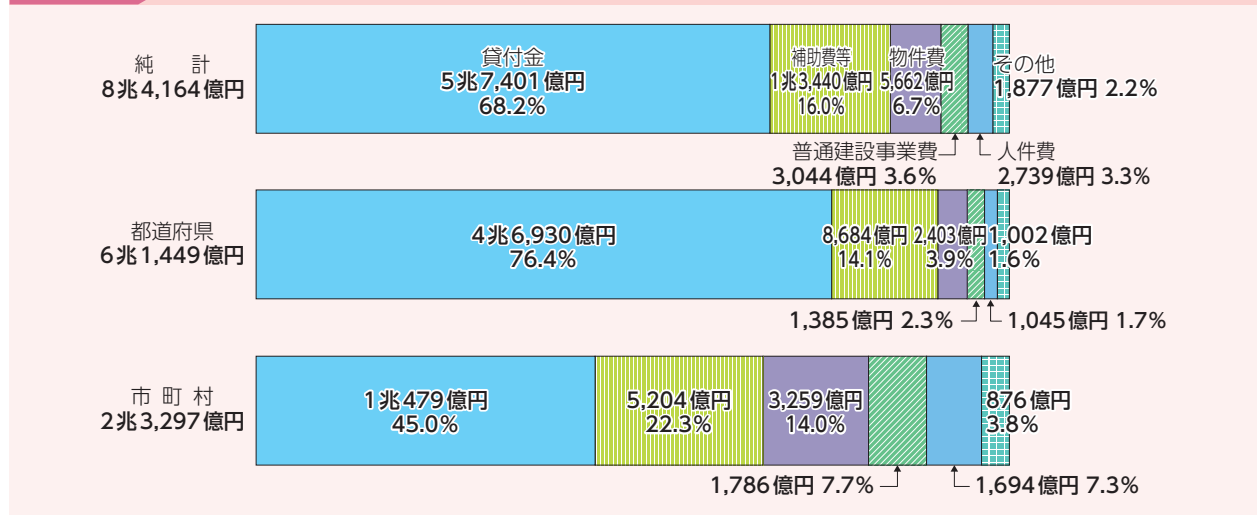
地方公共団体は、地域における商工業の振興とその経営の強化等を図るため、中小企業の経営力・技術力の向上、地域エネルギー事業の推進、企業誘致、消費流通対策等様々な施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である商工費の決算額は8兆4,164億円で、営業時間短縮要請等に応じた事業者に対する協力金の給付等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費の減少等により、前年度と比べると18.4%減となっている。

* 8 農業基盤整備等に要する経費

商工費の性質別内訳の状況は、第37図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、制度融資の減少等により、貸付金が3.5%減、前述した営業時間短縮要請等に応じた事業者に対する協力金の給付等の減少等により、補助費等が49.3%減となっている。

第37図 商工費の性質別内訳の状況（令和5年度）



(5) 保健衛生

地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を行っている。

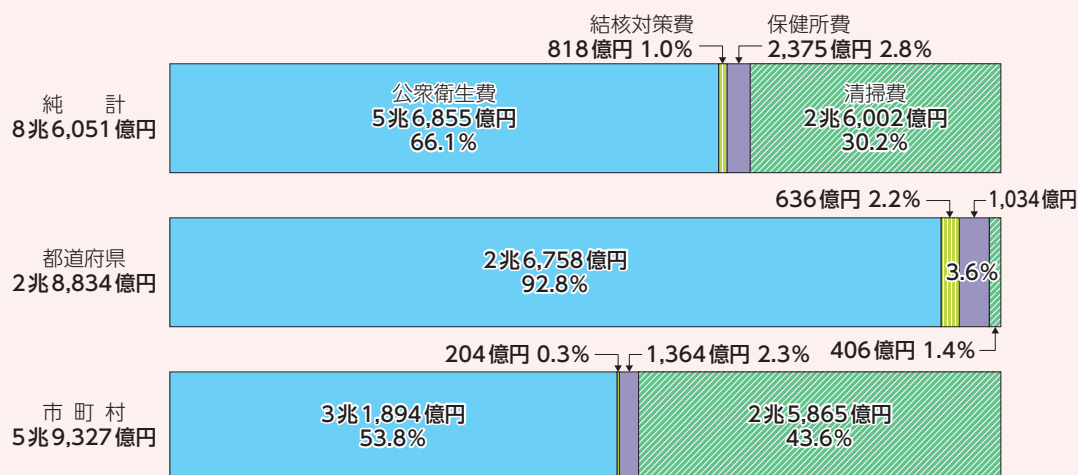
これらの諸施策に要する経費である衛生費の決算額は8兆6,051億円で、病床確保支援、宿泊療養施設や自宅療養者への支援に係る事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費の減少等により、前年度と比べると29.6%減となっている。

衛生費の目的別内訳の状況は、第38図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、公衆衛生費^{*9}が38.4%減、清掃費^{*10}が5.2%増となっている。

* 9 保健衛生、精神衛生、母子衛生等に要する経費

* 10 一般廃棄物等の収集・処理等に要する経費

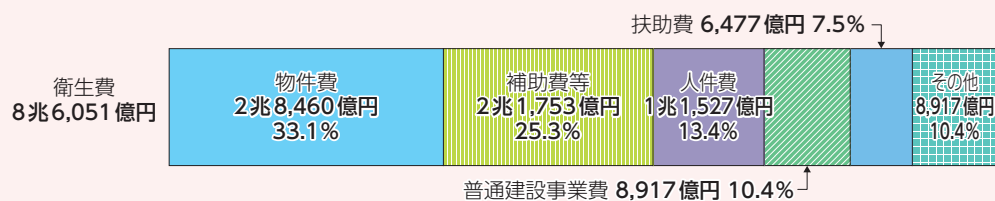
第38図 衛生費の目的別内訳の状況（令和5年度）



目的別の構成比を団体区分別にみると、都道府県においては、公衆衛生費が92.8%と大宗を占め、市町村においては、都道府県同様、公衆衛生費が53.8%と大きな割合を占めているものの、一般廃棄物の収集・処理等を行っていることから、清掃費が43.6%となっている。

衛生費の性質別内訳の状況は、第39図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、前述した病床確保支援、宿泊療養施設や自宅療養者への支援に係る事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費の減少等により、物件費が34.9%減、補助費等が46.6%減となっている。

第39図 衛生費の性質別内訳の状況（令和5年度）



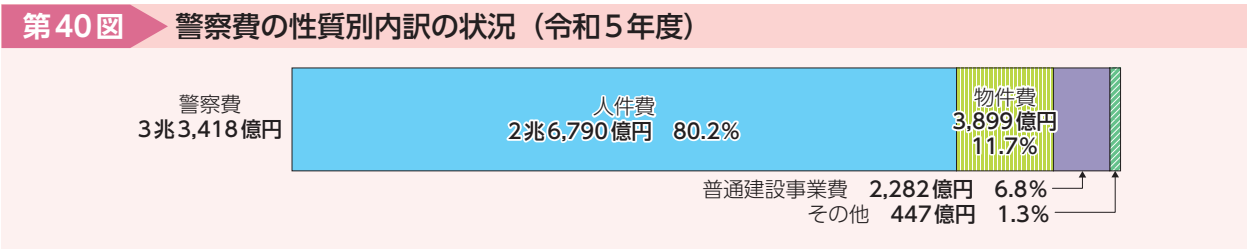
(6) 警察と消防

ア 警察行政

都道府県は、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である警察費の決算額は3兆3,418億円で、警察施設の整備等に要する経費の増加等により、前年度と比べると0.3%増となっている。

警察費の性質別内訳の状況は、第40図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、人件費が0.3%減、物件費が0.5%減、普通建設事業費が7.8%増となっている。



イ 消防行政

東京都及び市町村は、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うため、消防行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である消防費の決算額は2兆1,038億円で、消防施設の整備等に要する経費の増加等により、前年度と比べると5.9%増となっている。

消防費の性質別内訳の状況は、第41図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、人件費が1.7%増、普通建設事業費が34.7%増、物件費が3.8%増となっている。



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
1
2
1
2
3
4
5
6
7

地方経費の内容

5

地方経費の構造

普通会計の歳出決算額について、経済的性質に従って、義務的経費、投資的経費、その他の経費に分けてその状況をみると、以下のとおりである。

(1) 義務的経費

ア 人件費

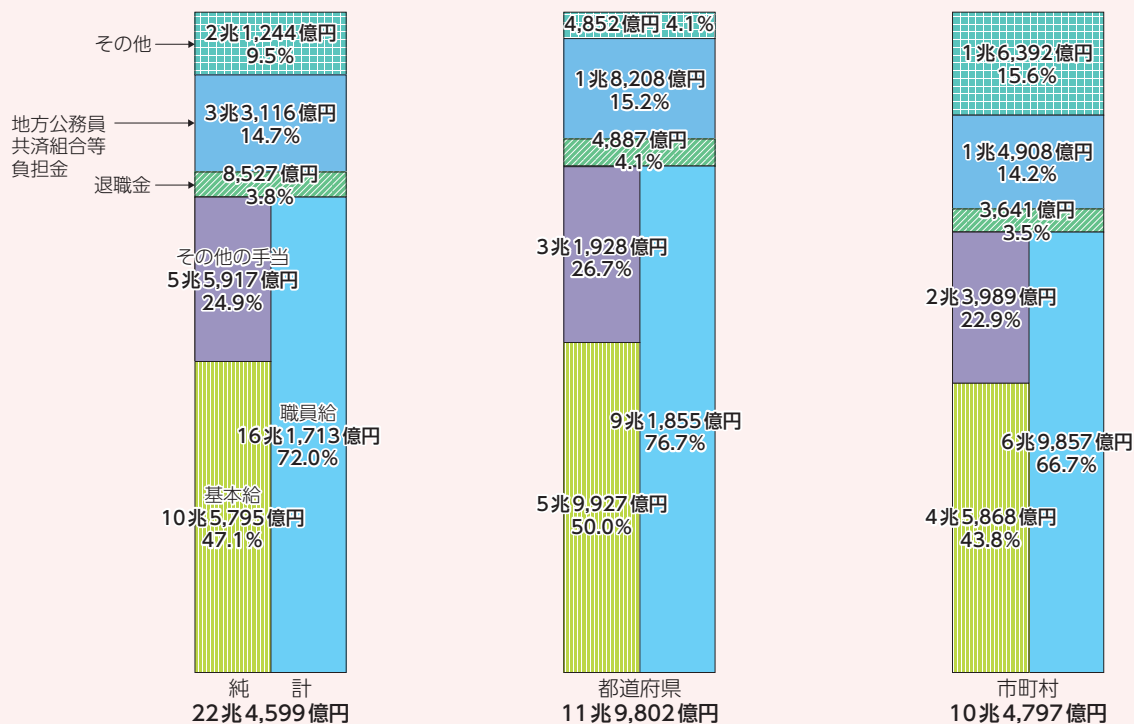
(ア) 人件費の状況

人件費は、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬等からなっている。

人件費の決算額は22兆4,599億円で、地方公務員の定年引上げに伴う退職手当の減少等により、前年度と比べると2.7%減となっている。

人件費の費目別内訳の状況は、第42図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、職員給が1.3%増、退職金が50.4%減となっている。

第42図 人件費の費目別内訳の状況（令和5年度）

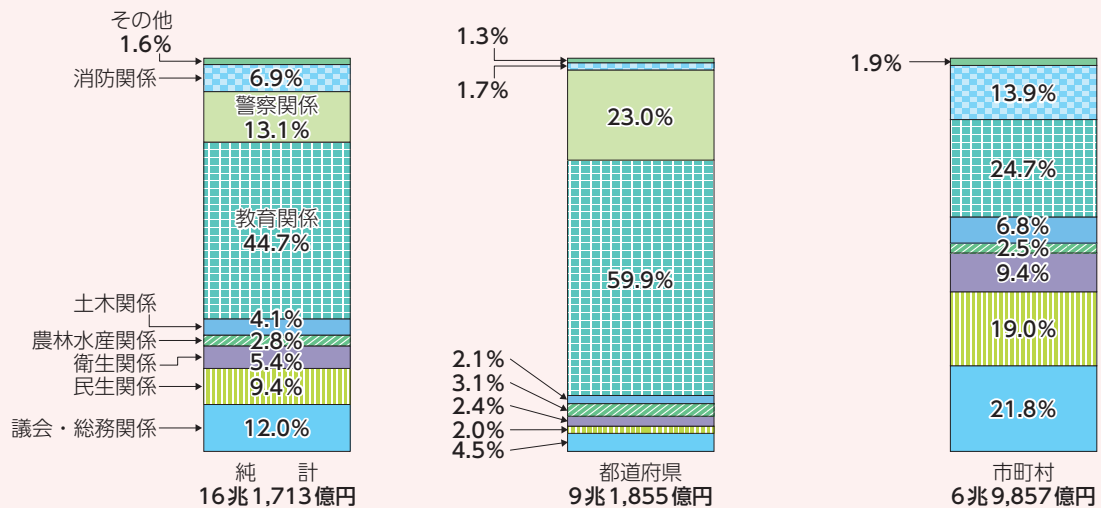


(注) 基本給には、扶養手当及び地域手当を含む。

職員給の決算額は16兆1,713億円で、ピーク時の平成10年度と比較すると約8割まで減少している。

職員給の部門別構成比の状況は、第43図のとおりである。

第43図 職員給の部門別構成比の状況（令和5年度）



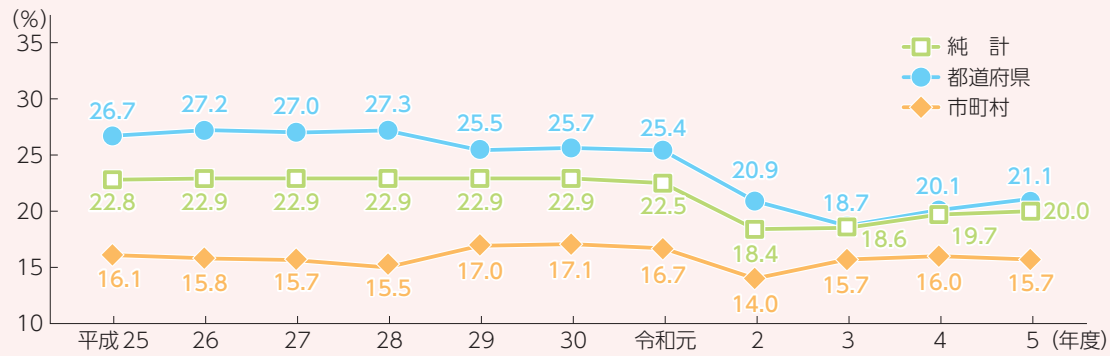
職員給の部門別構成比を団体区分別にみると、都道府県においては、教育関係が最も大きな割合を占め、警察関係と合わせて全体の83.0%を占めている。市町村においては、教育関係が最も大きな割合を占めている。

人件費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等（*）が19兆9,555億円（人件費総額の88.8%）で最も大きな割合を占め、次いで国庫支出金が1兆8,114億円（同8.1%）となっている。

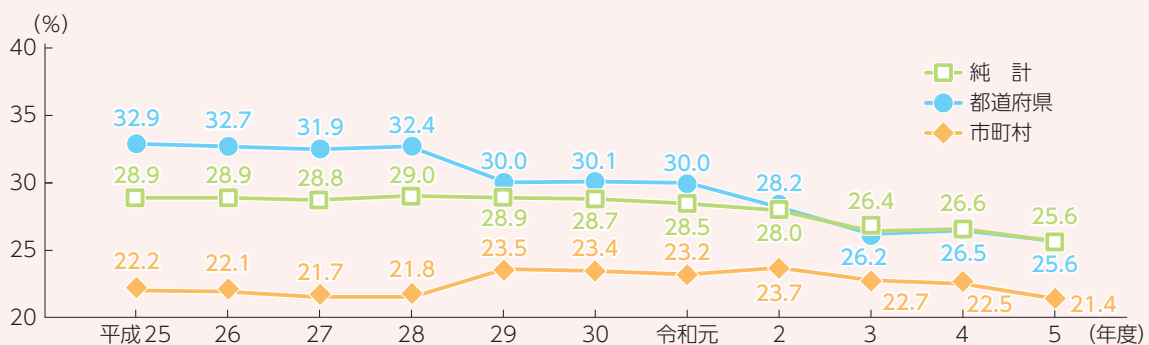
なお、近年の人件費の歳出総額に占める割合及び人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合の推移は、第44図及び第45図のとおりである。人件費の歳出総額に占める割合は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策に係る補助費等の増加等により低下したが、令和5年度は、補助費等及び物件費が減少したこと等により、前年度から0.3ポイント上昇の20.0%となっている。

人件費の歳出総額に占める割合を団体区分別にみると、都道府県が、政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることなどから、市町村を上回っている。

第44図 人件費の歳出総額に占める割合の推移



第45図 人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合の推移



(イ) 地方公務員の数

地方公共団体の職員数（普通会計分）は、事務事業の見直し、組織の合理化、民間委託等の取組が行われたことなどから、平成7年以降21年連続して減少したが、平成28年に増加に転じ、令和5年4月1日現在の職員数は246万52人で、前年同期と比べると0.2%増となっている。

イ 扶助費

扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、障害者等を援助するために要する経費である。

扶助費の決算額は18兆3,753億円で、低所得者世帯給付金の増加等により、前年度と比べると5.8%増となっている。

なお、扶助費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等が9兆2,801億円（扶助費総額の50.5%）で最も大きな割合を占め、次いで生活保護費負担金、児童手当等交付金等の国庫支出金が8兆6,982億円（同47.3%）となっている。

ウ 公債費

公債費は、地方債元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費である。

公債費の決算額は12兆2,467億円で、元利償還金の減少等により、前年度と比べると1.0%減となっている。

公債費の内訳をみると、地方債元金償還金が11兆4,844億円（公債費総額の93.8%）で最も

大きな割合を占めており、前年度と比べると1.1%減となっている。また、地方債利子は7,615億円（同6.2%）となっており、前年度と比べると0.2%減となっている。

なお、公債費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等が11兆7,981億円（公債費総額の96.3%）となっており、使用料・手数料等の特定財源が4,486億円（同3.7%）となっている。

(2) 投資的経費

ア 普通建設事業費

普通建設事業費は、公共又は公用施設の新増設・更新等に要する経費である。

普通建設事業費の決算額は15兆791億円で、単独事業費の増加等により、前年度と比べると3.4%増となっている。

なお、普通建設事業費のうち更新整備^{*11}に要した経費は、都道府県においては3兆2,824億円、市町村においては4兆6,447億円となっている。一方、新規整備^{*12}に要した経費は、都道府県においては2兆4,753億円、市町村においては1兆8,554億円となっている。普通建設事業費に占める更新整備に要する経費の割合は、都道府県では42.3%、市町村では58.8%となっている。

近年の普通建設事業費の推移は、第19表のとおりである。

第19表 普通建設事業費の推移

(単位 億円・%)

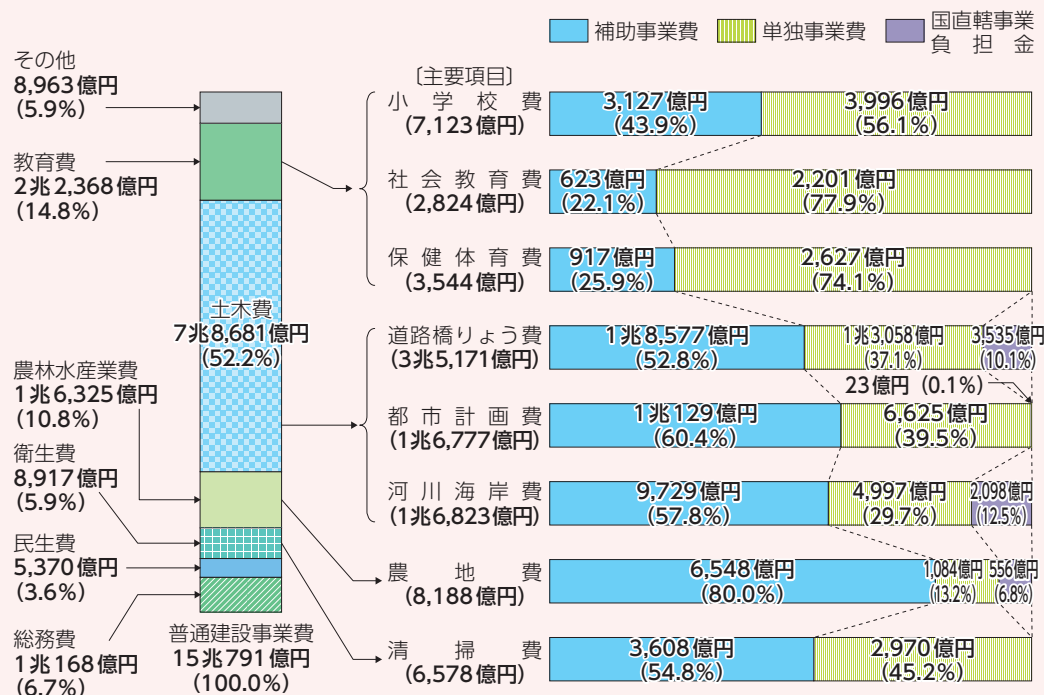
区 分	平成 25年度	26	27	28	29	30	令和 元年度	2	3	4	5
普通建設事業費 (A)	141,914	147,786	141,838	143,069	143,206	147,644	154,164	158,663	153,028	145,802	150,791
うち 補助事業費 (B)	78,488	77,416	72,070	71,241	73,010	70,252	75,855	82,416	80,754	74,183	73,894
単独事業費 (C)	55,806	63,364	62,596	64,006	62,978	70,208	70,084	67,074	64,492	63,977	69,137
国直轄事業負担金 (D)	7,620	7,006	7,172	7,821	7,217	7,184	8,225	9,173	7,782	7,643	7,760
普通建設事業費に占める割合 (B)/(A)	55.3	52.4	50.8	49.8	51.0	47.6	49.2	51.9	52.8	50.9	49.0
(C)/(A)	39.3	42.9	44.1	44.7	44.0	47.6	45.5	42.3	42.1	43.9	45.8

(ア) 普通建設事業費の目的別内訳

普通建設事業費の目的別内訳の状況は、第46図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、土木費が0.4%増、教育費が9.6%増、農林水産業費が1.2%増となっている。

- * 11 既存の公共施設等の建替え等（移転、集約化、複合化を含む。）の更新や機能強化等（長寿命化改修、耐震改修、バリアフリー改修、太陽光パネルの設置等）をいう。建替え等に伴い行われる既存の公共施設等の除却も含まれる。
- * 12 新たな公共施設等の建設、既存の公共施設等の別棟の増築、道路や下水管の新規区間開設等の新規公共施設等の整備をいう。

第46図 普通建設事業費の目的別内訳の状況（令和5年度）

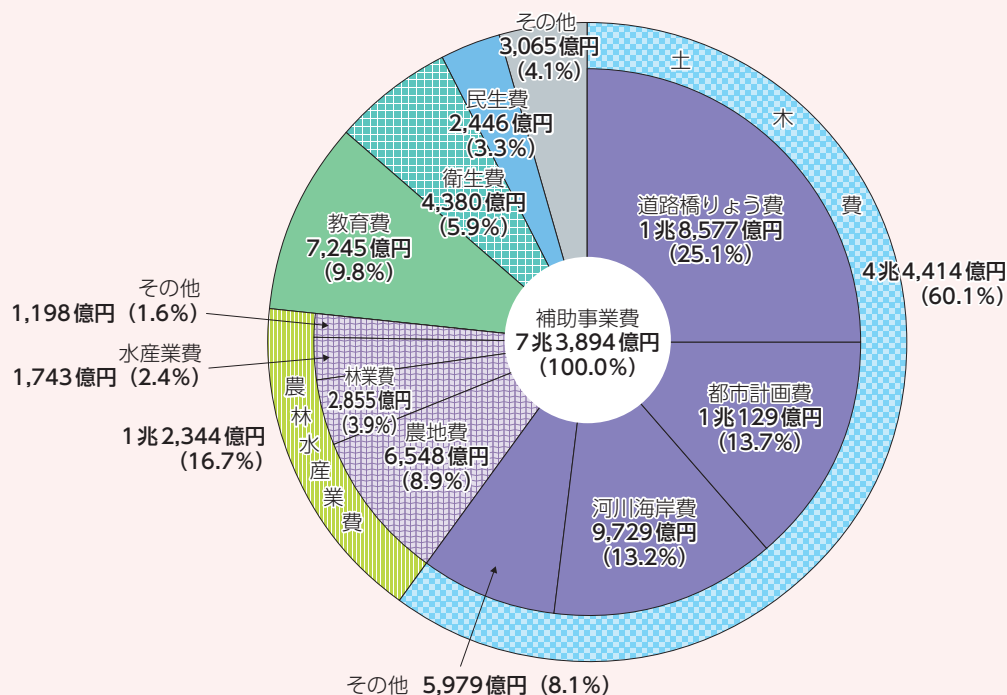


（イ）補助事業費

補助事業費の決算額は7兆3,894億円で、前年度と比べると0.4%減となっている。

補助事業費の目的別内訳の状況は、第47図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、土木費が2.7%減、農林水産業費が0.3%増となっている。

第47図 補助事業費の目的別内訳の状況（令和5年度）

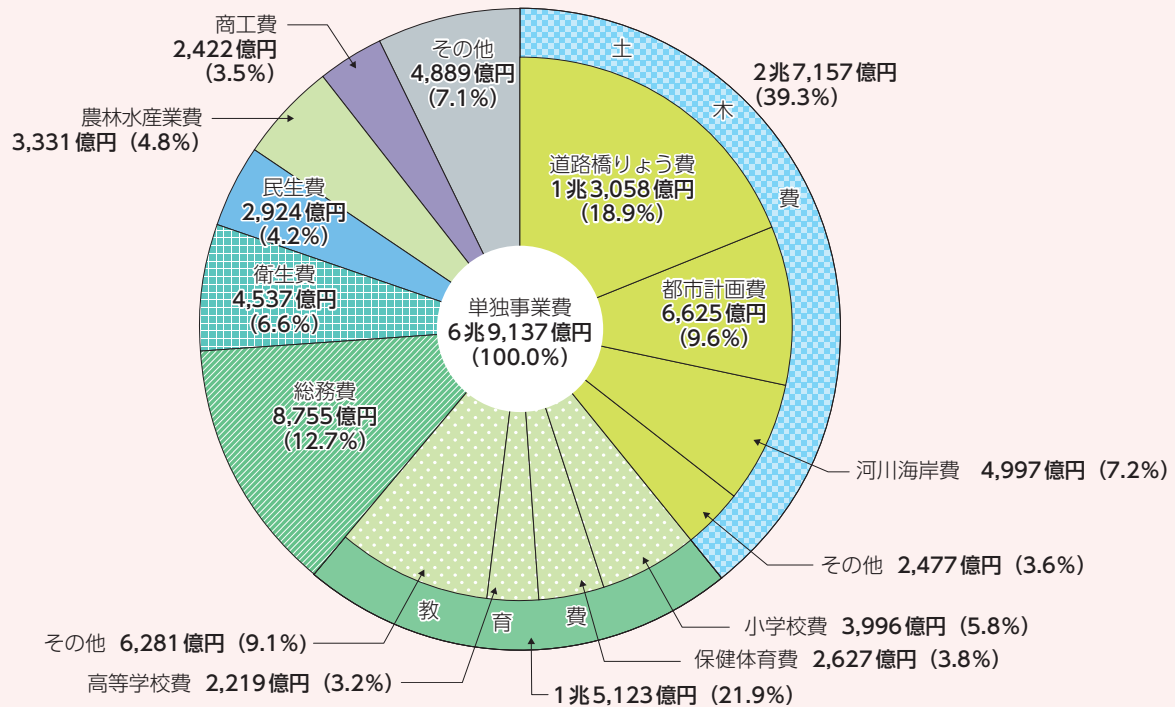


(ウ) 単独事業費

単独事業費の決算額は6兆9,137億円で、前年度と比べると8.1%増となっている。

単独事業費の目的別内訳の状況は、**第48図**のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、土木費が5.3%増、教育費が11.0%増、総務費が3.4%増となっている。

第48図 単独事業費の目的別内訳の状況（令和5年度）



(エ) 国直轄事業負担金

国直轄事業負担金の決算額は7,760億円で、前年度と比べると1.5%増となっている。

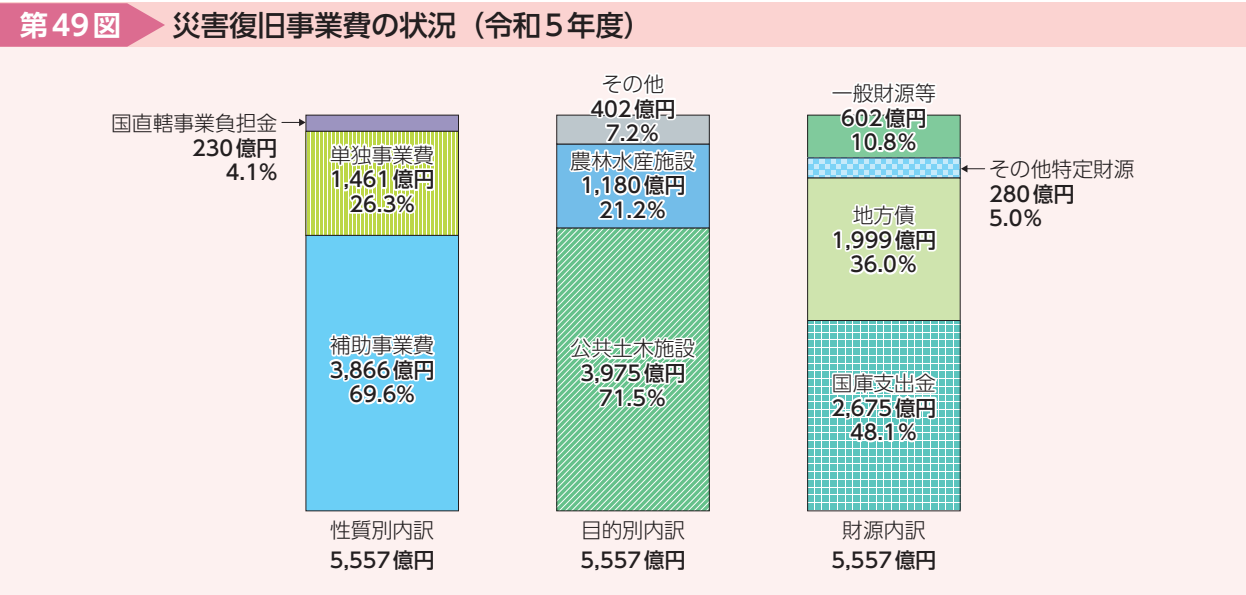
国直轄事業負担金の目的別内訳をみると、土木費が最も大きな割合を占めており、前年度と比べると2.6%増となっている。

イ 災害復旧事業費

災害復旧事業費は、地震、豪雨、台風等の災害によって被災した施設を原形に復旧するために要する経費である。

災害復旧事業費の決算額は5,557億円で、前年度と比べると1.6%増となっている。

災害復旧事業費の状況は、**第49図**のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、補助事業費が1.0%増、単独事業費が1.7%増となっている。



ウ 失業対策事業費

失業対策事業費は、失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、道路、河川、公園の整備等を行う事業に要する経費である。

失業対策事業費の決算額は0.2億円で、前年度と比べると6.3%増となっている。

(3) その他の経費

その他の経費には、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金、貸付金並びに前年度繰上充用金がある。

その他の経費の状況は、第20表のとおりである。

第20表 その他の経費の状況 (単位 億円・%)

区 分	決 算 額		増 減 額	増 減 率
	令和5年度	令和4年度		
物 件 費	119,780	135,728	△ 15,948	△ 11.8
維 持 補 修 費	14,406	14,315	91	0.6
補 助 費 等	129,769	163,242	△ 33,473	△ 20.5
繰 出 金	59,346	57,715	1,631	2.8
積 立 金	45,630	51,840	△ 6,210	△ 12.0
投 資 及 び 出 資 金	5,717	6,617	△ 900	△ 13.6
貸 付 金	62,402	64,552	△ 2,150	△ 3.3
前 年 度 繰 上 充 用 金	2	2	△ 0	△ 10.2
合 計	437,052	494,012	△ 56,960	△ 11.5

(注) 積立金には、歳計剰余金処分による積立金は含まれていない。

ア 物件費

旅費、備品購入費、需用費、役務費、委託料等の経費である物件費の決算額は11兆9,780億円で、宿泊療養施設や自宅療養者への支援に係る事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費の減少等により、前年度と比べると11.8%減となっている。

イ 維持補修費

地方公共団体が管理する施設等の維持に要する経費である維持補修費の決算額は1兆4,406億円で、前年度と比べると0.6%増となっている。

ウ 補助費等

公営企業会計（*）（うち法適用企業（「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部を適用している事業をいう。以下同じ。））に対する負担金、市町村の公営事業会計に対する都道府県の負担金、様々な団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等の決算額は12兆9,769億円で、病床確保支援事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費の減少等により、前年度と比べると20.5%減となっている。

補助費等のうち、経費負担区分の原則により、普通会計が負担する法適用企業に対する負担金及び補助金は2兆1,912億円で、前年度と比べると0.2%増となっている。事業別にみると、下水道事業に対するものが1兆3,020億円で最も大きな割合を占め、次いで病院事業に対するものが6,044億円となっている。

エ 繰出金

普通会計から公営事業会計や基金に支出する経費である繰出金の決算額は5兆9,346億円で、後期高齢者医療事業会計への繰出金の増加等により、前年度と比べると2.8%増となっている。

また、各会計別の決算額を前年度と比べると、国民健康保険事業会計に対するものが3.3%増、介護保険事業会計に対するものが2.8%増、後期高齢者医療事業会計に対するものが5.2%増となっている。

公営企業会計（うち法非適用企業（地方公営企業法の規定を適用していない事業をいう。以下同じ。））に対する繰出金は、経費負担区分の原則により、普通会計が負担するものであり、決算額は2,664億円で、前年度と比べると16.6%減となっている。事業別にみると、下水道事業に対するものが1,079億円で最も大きな割合を占めており、次いで宅地造成事業に対するものが502億円となっている。

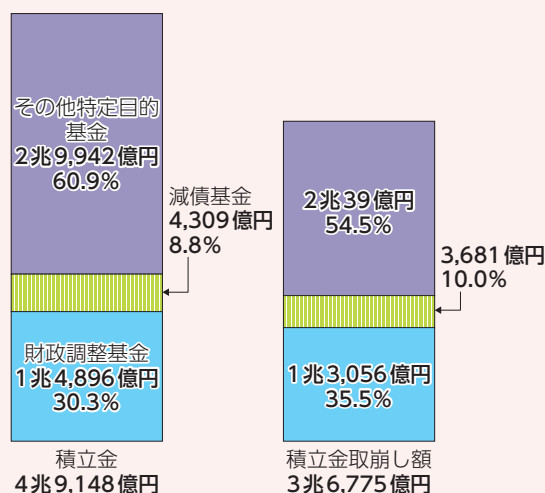
オ 積立金

特定の目的のための財産を維持し、又は資金を積み立てるための経費である積立金の決算額は4兆5,630億円である。これに歳計剰余金処分による積立金を含めた決算額は4兆9,148億円であり、前年度と比べると11.9%減となっている。

一方、積立金取崩し額の決算額は3兆6,775億円で、前年度と比べると2.0%減となっている。

積立金及び積立金取崩し額の状況は、**第50図**のとおりである。

第50図 積立金及び積立金取崩し額の状況（令和5年度）



カ 投資及び出資金

第三セクター等（＊）への出えん、出資や国債・地方債の取得等のための経費である投資及び出資金の決算額は5,717億円で、公社・協会等に対する出資金の減少等により、前年度と比べると13.6%減となっている。

投資及び出資金のうち、公営企業会計（うち法適用企業）に対するものは3,177億円で、前年度と比べると2.4%増となっている。事業別にみると、下水道事業に対するものが最も大きな割合を占めており、以下、上水道事業、病院事業の順となっている。

キ 貸付金

地方公共団体が様々な行政施策上の目的のために地域の住民、企業等に貸し付ける貸付金の決算額は6兆2,402億円で、制度融資の減少等により、前年度と比べると3.3%減となっている。

公営企業会計（うち法適用企業）に対する貸付金は551億円で、前年度と比べると5.2%減となっている。

6

一部事務組合等の状況

一部事務組合等による市町村事務等の共同処理及び広域的処理の状況について、歳入歳出決算状況からみると、以下のとおりである。

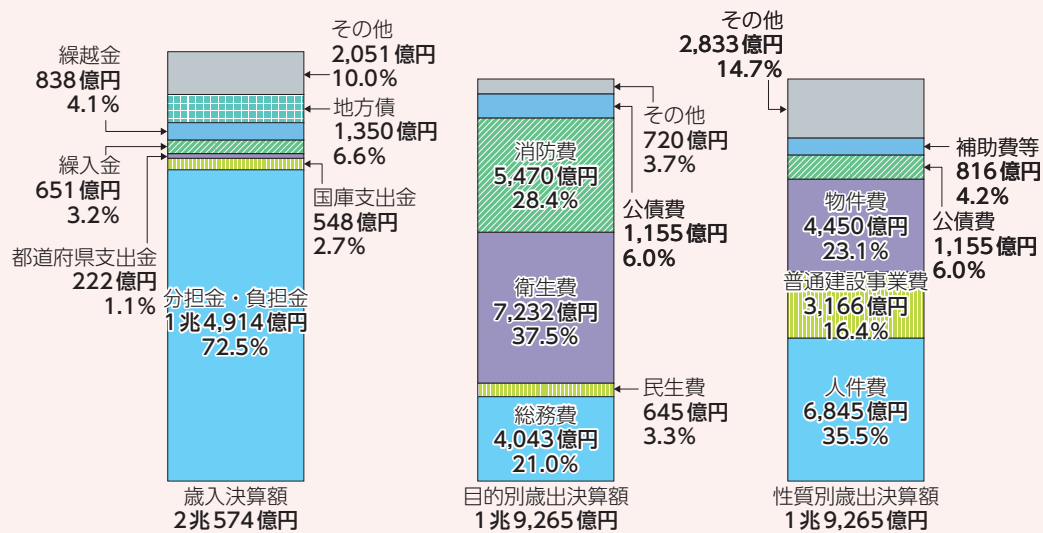
(1) 団体数

令和5年度末の一部事務組合等の総数は1,251団体で、前年度末と比べると14団体減少している。なお、このうち広域的・総合的な地域振興整備や事務処理の効率化を推進するための制度である広域連合の団体数は113団体で、前年度末と同数である。

(2) 一部事務組合等の歳入歳出決算

一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況は第51図のとおりであり、歳入決算額は2兆574億円で、前年度と比べると1.6%増、歳出決算額は1兆9,265億円で、前年度と比べると0.0%減となっている。

第51図 一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況（令和5年度）





公営企業等の状況

地方公共団体の会計のうち普通会計以外として区分される公営事業会計においては、水道、交通、病院等の公営企業のほか、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業等について経理がなされており、その決算の状況等は以下のとおりである。

(1) 公営企業等

公営企業は地方公共団体が経営する企業であり、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供している。また、地方独立行政法人が経営する企業である公営企業型地方独立行政法人（*）においても、公営企業と同様の役割を果たしている。

公営企業及び公営企業型地方独立行政法人（以下「公営企業等」という。）の全体及び事業別の決算について、法適用企業（公営企業型地方独立行政法人を含む。以下同じ。）と法非適用企業に分けてその状況をみると、以下のとおりである。

ア 概況

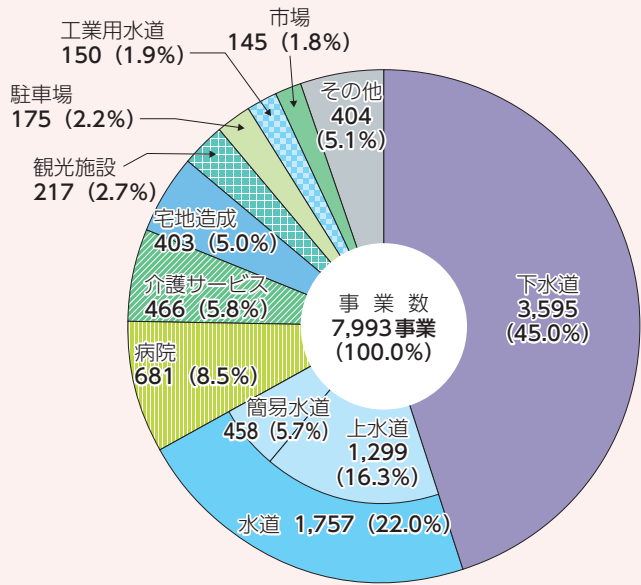
（ア）事業数

令和5年度末において、公営企業を経営している団体数は1,780団体（一部事務組合等のみで公営企業を経営している7団体及び特別区を含む。）である。

また、公営企業型地方独立行政法人を設立している団体数は63団体（一部事務組合等のみで公営企業型地方独立行政法人を設立している4団体を含む。）であり、公営企業型地方独立行政法人が経営している事業は全て病院事業となっている。

公営企業等の事業数は7,993事業（建設中のものを含む。）で、水道事業及び下水道事業における事業統合等により、前年度末と比べると62事業減少している。これを事業別にみると、**第52図**のとおりである。

第52図 公営企業等の事業数の状況（令和5年度末）



(イ) 事業の状況

公営企業等は、住民の生活水準の向上を図る上で大きな役割を果たしている。各事業全体の中で公営企業等が占める割合は、第21表のとおりである。

第21表 事業全体に占める公営企業等の割合

事業	指標	全事業	左記に占める公営企業等の割合
水道事業	現在給水人口	1億2,294万人	99.6%
工業用水道事業	年間総配水量	40億00百万m ³	99.9%
交通事業（鉄軌道）	年間輸送人員	226億14百万人	10.6%
交通事業（バス）	年間輸送人員	40億15百万人	19.3%
電気事業	年間発電電力量	8,264億43百万kWh	0.8%
ガス事業	年間ガス販売量	1兆5,907億47百万MJ(メガジュール)	1.3%
病院事業	病床数	1,481千床	13.6%
下水道事業	汚水処理人口	1億1,614万人	90.4%

(注) 水道事業については令和4年度、水道事業以外の事業については令和5年度の数値である。

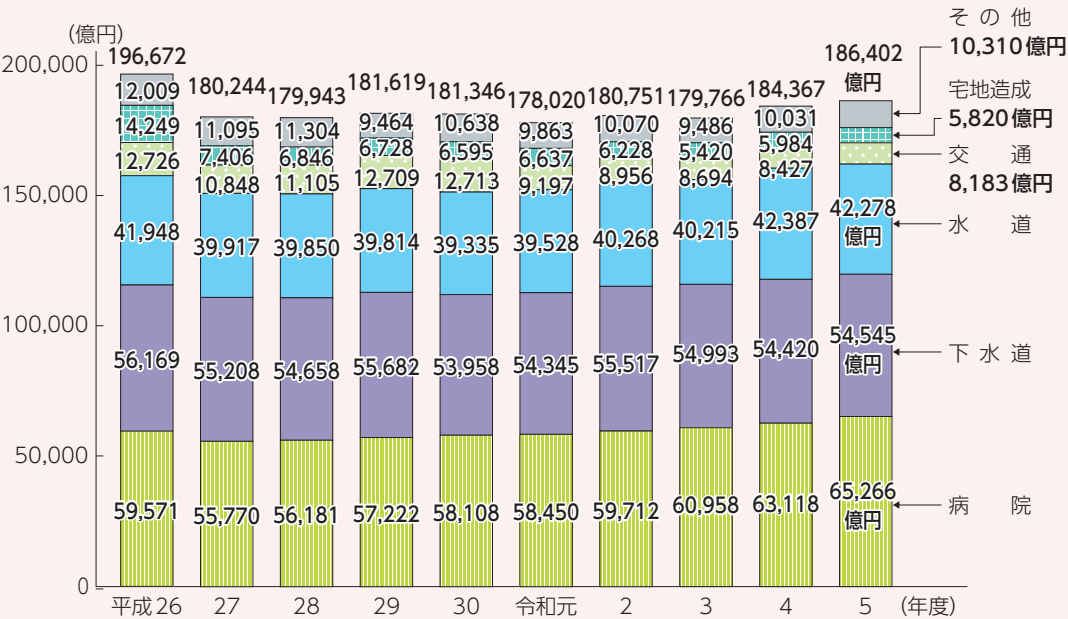
(ウ) 決算規模

決算規模は18兆6,402億円で、物価高騰による営業費用の増加等により、前年度と比べると1.1%増となっている。

決算規模の推移は、第53図のとおりである。

1
2
3
4
5
6
7
公営企業等の状況

第53図 決算規模の推移



(注) 決算規模の算出は、次のとおりとした。
法適用企業：総費用（税込み）－減価償却費＋資本的支出
法非適用企業：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金

(エ) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合わせた全体の経営状況は第22表のとおりであり、黒字事業数は全体の82.6%、赤字事業数は17.4%となっている。全体の総収支は4,711億円の黒字で、物価高騰による営業費用の増加等や病院事業における国庫補助金等の減少等により、前年度と比べると42.0%減となっている。また、赤字額は3,201億円で、前年度と比べると127.4%の増となっている。

第22表 公営企業等の経営状況 (単位 事業・億円)

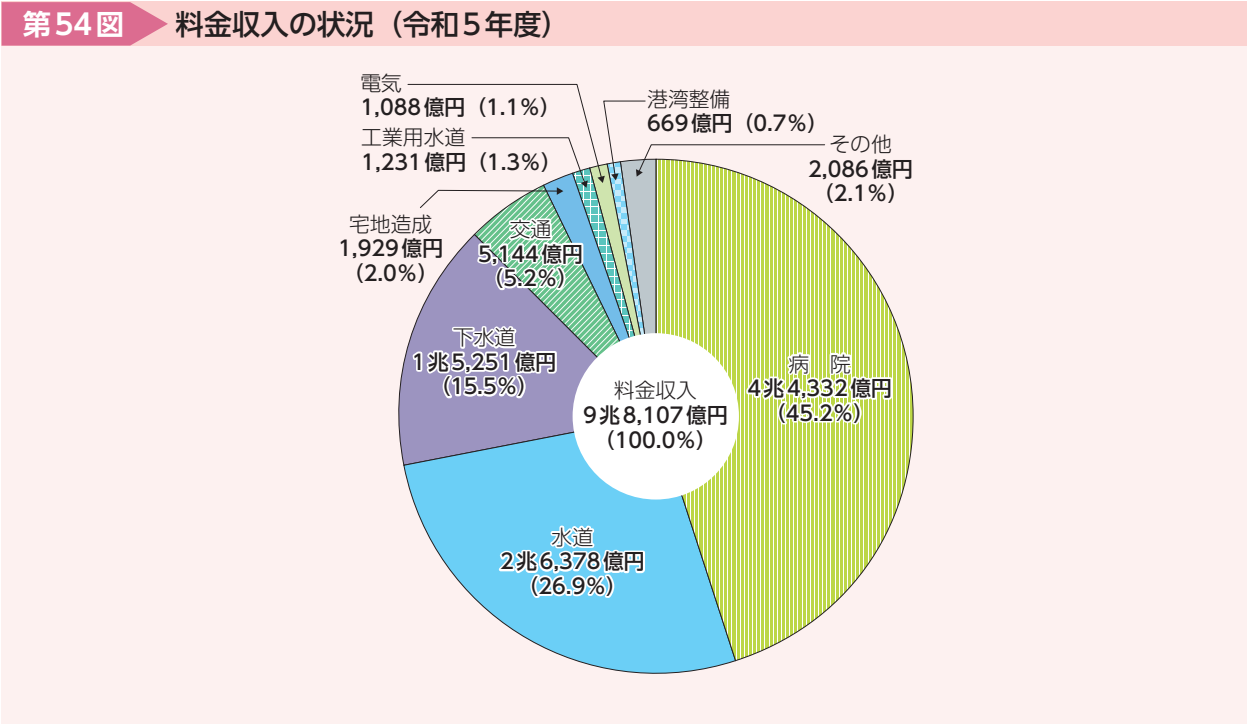
区 分	令和5年度 (A)			令和4年度 (B)			差引 (A)－(B)		
	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計
黒字事業数	3,778 (74.3%)	2,770 (97.3%)	6,548 (82.6%)	3,799 (80.0%)	3,174 (97.9%)	6,973 (87.2%)	△ 21	△ 404	△ 425
黒 字 額	6,898	1,015	7,913	8,679	855	9,534	△ 1,781	160	△ 1,622
赤字事業数	1,304 (25.7%)	76 (2.7%)	1,380 (17.4%)	951 (20.0%)	68 (2.1%)	1,019 (12.8%)	353	8	361
赤 字 額	3,111	90	3,201	1,302	106	1,408	1,809	△ 15	1,794
総事業数	5,082	2,846	7,928	4,750	3,242	7,992	332	△ 396	△ 64
収 支	3,787	924	4,711	7,377	749	8,126	△ 3,591	175	△ 3,415

(注) 1 事業数は、決算対象事業数（建設中のものを除く。）である。第23表、第25表～第34表において同じ。
2 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。第23表、第25表～第34表において同じ。
3 () は、総事業数に対する割合である。

(オ) 料金収入

料金収入は9兆8,107億円で、病院事業における診療収入の増加、交通事業における旅客数の増加等により、前年度と比べると2.1%増となっている。

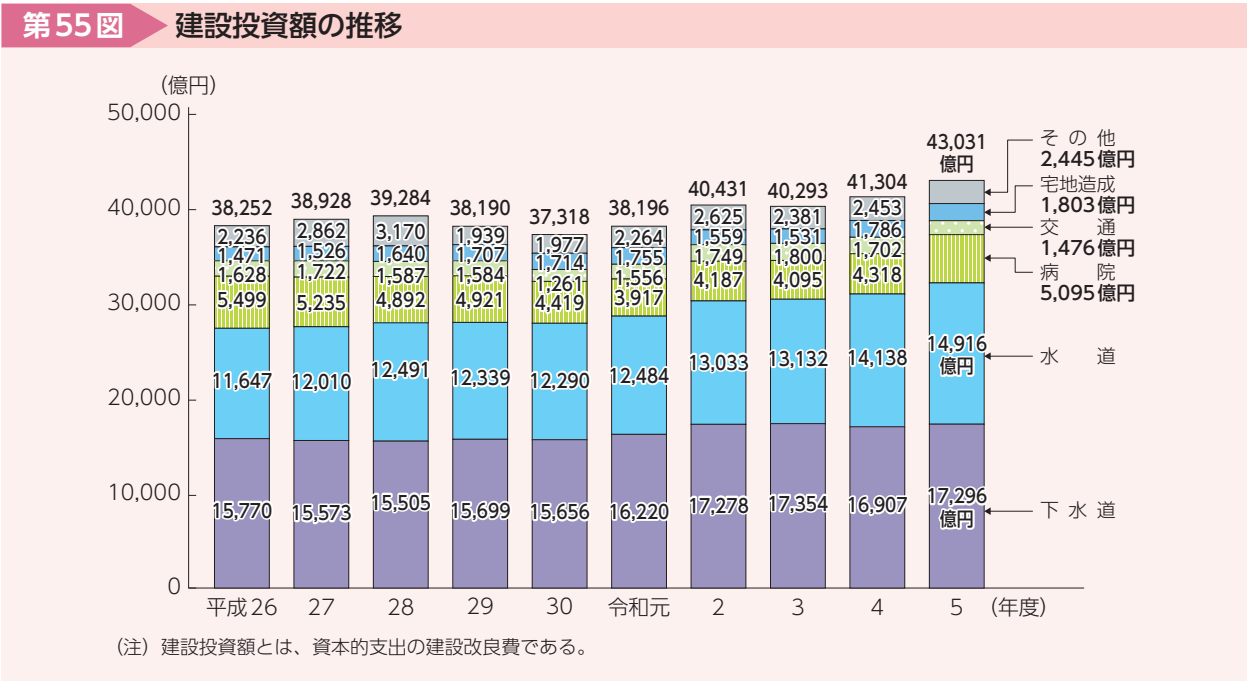
これを事業別にみると、第54図のとおりである。



（カ）建設投資額の推移

建設投資額の推移は第55図のとおりであり、令和5年度の額は4兆3,031億円で、前年度と比べると4.2%増となっている。

建設投資額が前年度より増加した主な事業は、水道事業（対前年度比5.5%増）、病院事業（同18.0%増）、下水道事業（同2.3%増）となっている。



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
1
2
1
2
3
4
5
6
7

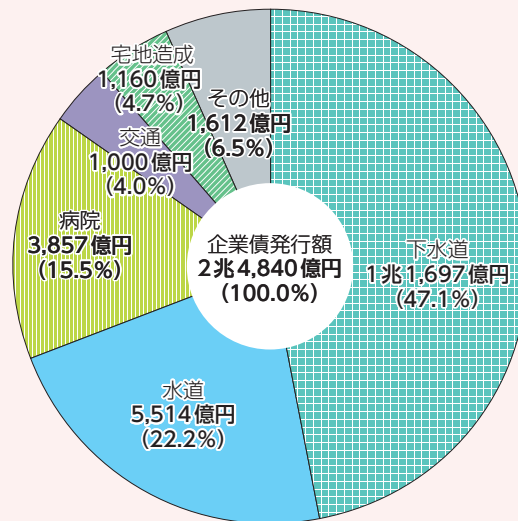
公営企業等の状況

(キ) 企業債の状況

資本的支出に充当された企業債の発行額の状況は第56図のとおりであり、発行額は2兆4,840億円で、前年度と比べると7.4%の増となっている。

また、企業債現在高の令和5年度末の総額は35兆5,005億円で、前年度末と比べると2.4%減となっている。

第56図 企業債発行額の状況（令和5年度）



(注) 公営企業型地方独立行政法人においては、長期借入金額を計上している。

(ク) 他会計繰入金の状況

他会計からの繰入金は2兆9,076億円で、下水道事業における企業債元利償還金に対する繰入金の減少等により、前年度と比べると0.6%減となっている。

この内訳をみると、収益的収入（＊）として2兆404億円（収益的収入に対する繰入金の割合14.0%）、資本的収入（＊）として8,673億円（資本的収入に対する繰入金の割合19.7%）となっている。

これを事業別にみると、下水道事業への繰入額が最も大きな割合（繰入額総額の54.3%）を占め、以下、病院事業（同29.7%）、水道事業（同7.4%）の順となっている。

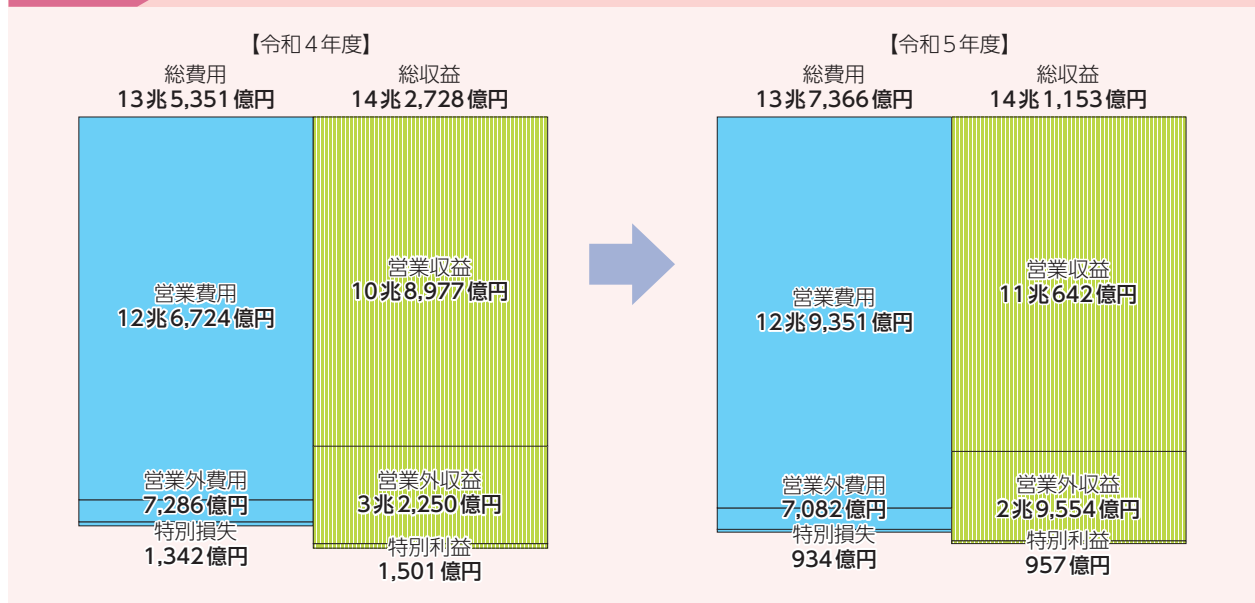
(ケ) 法適用企業の経営状況

a 損益計算書、貸借対照表

損益計算書の状況は第57図のとおりであり、令和5年度は、総収益が総費用を上回り、総収支は黒字となっている。

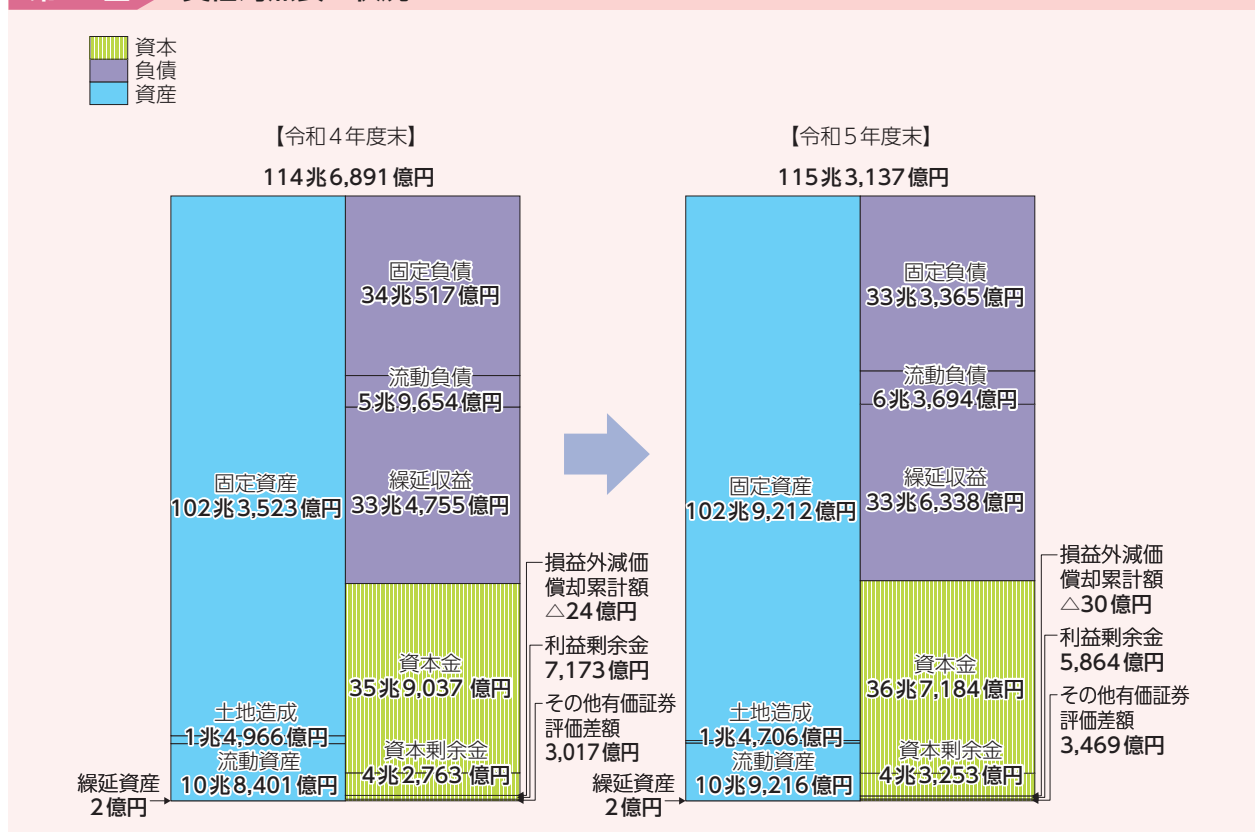
また、物価高騰による営業費用の増加等により総費用は増加し、営業外収益（病院事業における国庫補助金等）の減少等により総収益は減少している。

第57図 損益計算書の状況



貸借対照表の状況は第58図のとおりであり、下水道事業等の法適用事業数の増加等により、資産が増加している。

第58図 貸借対照表の状況



b 損益収支（＊）

法適用企業の総収益（経常収益＋特別利益）は14兆1,153億円、総費用（経常費用＋特別損失）は13兆7,366億円となっている。この結果、純損益は3,787億円の黒字となっており、総収支比率は102.8%と前年度より2.7ポイント低下している。また、経常収益（営業収益＋

第1部 令和5年度の地方財政の状況

営業外収益)は14兆196億円、経常費用(営業費用+営業外費用)は13兆6,432億円となっている。この結果、経常損益は3,763億円の黒字となっており、経常収支比率は102.8%と前年度より2.6ポイント低下している。

経常収支比率の推移をみると、平成3年度以降100%を下回る状況が続いていたが、平成15年度からは21年連続で100%を上回っている。

なお、純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第23表**のとおりである。

第23表 法適用企業の経営状況

(単位 事業・億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	令和5年度	令和4年度	5年度	4年度
黒字事業数	3,778	3,799	3,772	3,768
黒字額	6,898	8,679	6,704	8,345
赤字事業数	1,304	951	1,310	982
赤字額	3,111	1,302	2,941	1,127
総事業数	5,082	4,750	5,082	4,750
収 支	3,787	7,377	3,763	7,218

c 資本収支(※)

建設投資や企業債の償還金等の支出である資本的支出は7兆4,008億円で、前年度と比べると3.1%増となっている。これに対する財源は、企業債等の外部資金が3兆8,944億円、損益勘定留保資金等の内部資金が3兆3,736億円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額である財源不足額は1,328億円となっている。

資本的支出のうち建設改良費は4兆337億円で、前年度と比べると5.0%増となっている。建設改良費が大きい事業は、下水道事業(建設改良費総額の41.8%)、水道事業(同36.5%)、病院事業(同12.6%)である。

d 累積欠損金

過去の年度から通算した純損益における損失の累積額である累積欠損金は3兆7,831億円で、前年度と比べると2.4%増となっている。また、累積欠損金合計額に占める割合が大きい事業は、病院事業(累積欠損金合計額の44.9%)、交通事業(同37.8%)である。

e 不良債務

令和5年度末現在において、流動負債の額(建設改良費等の財源に充てるための企業債等を除く。)が流動資産の額(翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。)を上回る場合の当該超過額である不良債務は1,145億円で、前年度と比べると0.4%増となっている。不良債務の大きい事業は、交通事業(不良債務額総額の51.1%)、下水道事業(同30.6%)、病院事業(同13.2%)である。

(コ) 法非適用企業の経営状況

法非適用企業の実質収支をみると、黒字事業数は法非適用企業全体の97.3%、赤字事業数は2.7%を占めており、全体では924億円の黒字(前年度749億円の黒字)となっている。

(サ) 資金不足額の状況

資金不足額（＊）の状況を事業別にみると、**第24表**のとおりである。

資金不足額がある公営企業会計数は43会計であり、前年度より14会計増加しており、資金不足額は97億円となっている。

第24表 資金不足額の状況

(単位 会計・億円)

事業	資金不足額がある公営企業会計数		資金不足額	
	令和5年度	令和4年度	5年度	4年度
上水道事業	—	—	—	—
簡易水道事業	4	1	1	0
工業用水道事業	—	—	—	—
交通事業	4	4	19	21
電気事業	—	—	—	—
ガス事業	—	—	—	—
港湾整備事業	—	—	—	—
病院事業	21	14	72	48
市場事業	—	1	—	0
と畜場事業	—	—	—	—
宅地造成事業	2	2	4	8
下水道事業	9	6	1	0
観光施設事業	—	—	—	—
その他事業	3	1	1	0
合計	43	29	97	78

イ 事業別状況

(ア) 水道事業

a 事業数

(a) 上水道事業

地方公共団体が経営する上水道事業で、令和5年度決算対象となるものは1,299事業であり、このうち、末端給水事業は1,230事業、用水供給事業は69事業（うち建設中2事業）である。

(b) 簡易水道事業

地方公共団体が経営する簡易水道事業で、令和5年度決算対象となるものは458事業（うち法適用169事業（うち建設中2事業））である。

b 経営状況

(a) 法適用企業

① 損益収支

水道事業の総収益は3兆2,136億円、総費用は2兆9,710億円となっており、この結果、純損益は2,426億円の黒字、総収支比率は108.2%となっている。また、経常収益は3兆2,030億円、経常費用は2兆9,587億円となっており、この結果、経常損益は2,444億円の黒字、経常収支比率は108.3%となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第25表**のとおりである。

累積欠損金は707億円で、前年度と比べると5.9%増となっている。また、不良債務は3億円で、前年度と比べると41.3%増となっている。

第25表 水道事業（法適用企業）の経営状況

(単位 事業・億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	令和5年度	令和4年度	5年度	4年度
黒字事業数	1,207	1,211	1,216	1,216
黒字額	2,569	2,717	2,566	2,620
赤字事業数	257	216	248	211
赤字額	143	132	122	135
総事業数	1,464	1,427	1,464	1,427
収支	2,426	2,585	2,444	2,484

② 資本収支

資本的支出は2兆943億円で、前年度と比べると2.9%増となっている。これに対する財源は、外部資金が8,146億円、内部資金が1兆2,736億円で、財源不足額は62億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は1兆4,742億円で、前年度と比べると5.9%増、企業債償還金は5,628億円で、前年度と比べると2.0%減となっている。

③ 給水原価と供給単価

有収水量1m³当たりの給水原価（用水供給事業を除く。）は178.15円（資本費59.82円、職員給与費20.50円、受水費28.60円、その他の経費69.23円）、1m³当たりの供給単価（用水供給事業を除く。）は173.63円となっており、供給単価が給水原価を4.52円下回っている。

また、令和5年度中に料金改定を実施した水道事業（用水供給事業を含む。）は91事業（前年度90事業）で、営業中の事業の6.2%となっている。

(b) 法非適用企業

簡易水道事業における法非適用企業は289事業で、実質収支をみると、黒字事業が283事業で58億円の黒字となっており、赤字事業が6事業で125百万円の赤字となっている。

(イ) 工業用水道事業

a 事業数

地方公共団体が経営する工業用水道事業で、令和5年度決算対象となるものは150事業（うち建設中3事業）である。

b 経営状況

(a) 損益収支

工業用水道事業の総収益は1,638億円、総費用は1,405億円となっており、この結果、純損益は233億円の黒字、総収支比率は116.6%となっている。また、経常収益は1,437億円、経常費用は1,279億円となっており、この結果、経常損益は158億円の黒字、経常収支比率は112.3%となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第26表のとおりである。

累積欠損金は302億円で、前年度と比べると20.3%減となっている。また、不良債務を有する事業はない。

第26表 工業用水道事業の経営状況

(単位 事業・億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	令和5年度	令和4年度	5年度	4年度
黒字事業数	119	124	124	127
黒字額	278	183	191	173
赤字事業数	28	25	23	22
赤字額	45	127	33	12
総事業数	147	149	147	149
収 支	233	56	158	160

(b) 資本収支

資本的支出は1,024億円で、前年度と比べると0.5%減となっている。これに対する財源は、外部資金が425億円、内部資金が595億円で、財源不足額は4億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は628億円で、前年度と比べると5.5%減、企業債償還金は255億円で、前年度と比べると2.0%増となっている。

(c) 給水原価と供給単価

有収水量1m³当たりの給水原価は29.12円（資本費11.96円、職員給与費3.16円、その他の経費14.00円）、1m³当たりの供給単価は31.29円となっており、これを補助事業と単独事業に分けてみると、単独事業では供給単価（17.28円）が給水原価（14.50円）を2.78円上回っており、補助事業では供給単価（34.77円）が給水原価（32.75円）を2.02円上回っている。

(ウ) 交通事業

a 事業数

地方公共団体が経営する交通事業で、令和5年度決算対象となるものは85事業である。これを事業別にみると、バスが23事業、都市高速鉄道が9事業、路面電車が5事業、モノレール等が2事業、船舶が46事業となっている。

b 経営状況

(a) 法適用企業

① 損益収支

法適用の交通事業の総収益は6,404億円、総費用は5,881億円となっており、この結果、純損益は523億円の黒字、総収支比率は108.9%となっている。また、経常収益は6,385億円、経常費用は5,873億円となっており、この結果、経常損益は511億円の黒字、経常収支比率は108.7%となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第27表のとおりである。

累積欠損金は1兆4,302億円で、前年度と比べると3.5%減となっている。また、不良債務は585億円で、前年度と比べると15.3%減となっている。

第27表 交通事業（法適用企業）の経営状況

(単位 事業・億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	令和5年度	令和4年度	5年度	4年度
黒字事業数	24	23	25	22
黒字額	587	176	586	168
赤字事業数	22	24	21	25
赤字額	64	110	75	125
総事業数	46	47	46	47
収 支	523	66	511	43

これを事業別にみると、バス事業においては、第28表のとおりである。

累積欠損金は842億円で、前年度と比べると0.9%減となっている。また、不良債務は83億円で、前年度と比べると1.2%増となっている。

第28表 交通事業のうちバス事業の経営状況

(単位 事業・億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	令和5年度	令和4年度	5年度	4年度
黒字事業数	12	12	13	11
黒字額	40	15	40	6
赤字事業数	11	12	10	13
赤字額	33	52	39	58
総事業数	23	24	23	24
収 支	8	△37	0	△52

都市高速鉄道事業においては、第29表のとおりである。

累積欠損金は1兆3,210億円で、前年度と比べると3.8%減となっている。また、不良債務は502億円で、前年度と比べると17.4%減となっている。

第29表 交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況

(単位 事業・億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	令和5年度	令和4年度	5年度	4年度
黒字事業数	6	4	6	4
黒字額	540	155	540	156
赤字事業数	3	5	3	5
赤字額	24	50	29	59
総事業数	9	9	9	9
収 支	517	104	512	97

② 資本収支

資本的支出は3,262億円（うちバス事業277億円、都市高速鉄道事業2,866億円）で、前年度と比べると9.3%減となっている。これに対する財源は、外部資金が1,601億円、内部資金が1,296億円で、財源不足額は365億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は1,454億円（うちバス事業183億円、都市高速鉄道事業1,202億円）で、前年度と比べると13.7%減、企業債償還金は1,776億円（うちバス事業86億円、

都市高速鉄道事業1,644億円)で、前年度と比べると4.5%減となっている。

(b) 法非適用企業

交通事業における法非適用企業は船舶運航事業の39事業で、実質収支をみると、黒字事業が39事業で7億円の黒字となっており、赤字事業はない。

(工) 電気事業

a 事業数

地方公共団体が経営する電気事業で、令和5年度決算対象となるものは96事業(うち建設中1事業)であり、法適用企業が30事業、法非適用企業が66事業である。

b 経営状況

(a) 法適用企業

① 損益収支

法適用の電気事業の総収益は1,109億円、総費用は795億円となっており、この結果、純損益は314億円の黒字、総収支比率は139.5%となっている。また、経常収益は1,095億円、経常費用は765億円となっており、この結果、経常損益は329億円の黒字、経常収支比率は143.0%となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第30表のとおりである。

累積欠損金は23億円で、前年度と比べると46.1%減となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

第30表 電気事業(法適用企業)の経営状況

(単位 事業・億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	令和5年度	令和4年度	5年度	4年度
黒 字 事 業 数	26	26	27	25
黒 字 額	336	235	344	235
赤 字 事 業 数	4	5	3	6
赤 字 額	22	27	15	28
総 事 業 数	30	31	30	31
収 支	314	208	329	207

② 資本収支

資本的支出は805億円で、前年度と比べると40.0%増となっている。これに対する財源は、外部資金が284億円、内部資金が521億円で、財源不足額を有する事業はない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は480億円で、前年度と比べると21.4%増、企業債償還金は93億円で、前年度と比べると5.2%増となっている。

(b) 法非適用企業

電気事業における法非適用企業は66事業(うち建設中1事業)で、実質収支をみると、黒字事業が65事業で13億円の黒字となっており、赤字事業はない。

(オ) ガス事業

a 事業数

地方公共団体が経営するガス事業で、令和5年度決算対象となるものは19事業である。

b 経営状況

(a) 損益収支

ガス事業の総収益は748億円、総費用は708億円となっており、この結果、純損益は39億円の黒字、総収支比率は105.6%となっている。また、経常収益は748億円、経常費用は708億円となっており、この結果、経常損益は40億円の黒字、経常収支比率は105.6%となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第31表**のとおりである。

累積欠損金は18億円で、前年度と比べると7.6%減となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

第31表 ガス事業の経営状況

(単位 事業・億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	令和5年度	令和4年度	5年度	4年度
黒字事業数	11	15	11	14
黒字額	43	148	43	78
赤字事業数	8	6	8	7
赤字額	4	2	3	7
総事業数	19	21	19	21
収 支	39	146	40	72

(b) 資本収支

資本的支出は133億円で、前年度と比べると33.7%減となっている。これに対する財源は、外部資金が14億円、内部資金が120億円で、財源不足額を有する事業はない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は82億円で、前年度と比べると17.3%増、企業債償還金は37億円で、前年度と比べると67.9%減となっている。

(カ) 病院事業

a 事業数

地方公共団体が経営する地方公営企業法を適用する病院事業及び公営企業型地方独立行政法人が経営する病院事業で、令和5年度決算対象となるものは681事業（うち建設中2事業）であり、これらの事業が有する病院（以下「公立病院」という。）数は858病院である。このうち、地方公共団体が経営する地方公営企業法を適用する病院は742病院であり、公営企業型地方独立行政法人が経営する病院は116病院となっている。

一般病院*¹³818病院のうち病床数300床以上の病院は、33.9%に当たる277病院となっており、地域における中核的な役割を担う病院として地域医療を支えている。

一方、病床数が150床未満であり、直近の一般病院までの移動距離が15km以上となる位置に所在している等の条件下にある「不採算地区病院」は、一般病院の38.3%に当たる313病院となっており、民間医療機関による診療が期待できない離島、山間地等のへき地における医療の確保のため、重要な役割を果たしている。

さらに、公立病院全体の85.2%に当たる731病院が救急病院として告示を受けており、地

* 13 精神科病院以外の病院をいう。

域の救急医療を担っている。

b 経営状況

(a) 損益収支

病院事業の総収益は5兆6,236億円、総費用は5兆8,291億円となっており、この結果、純損益は2,055億円の赤字、総収支比率は96.5%となっている。また、経常収益は5兆5,837億円、経常費用は5兆7,935億円となっており、この結果、経常損益は2,099億円の赤字、経常収支比率は96.4%となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第32表**のとおりである。

累積欠損金は1兆6,974億円で、前年度と比べると10.5%増となっている。また、不良債務は151億円で、前年度と比べると105.8%増となっている。

また、医業費用に対する医業収益の割合である医業収支比率は89.4%（前年度90.9%）となっており、これを病院の種別にみると、一般病院が89.6%（同91.2%）、精神科病院が79.0%（同78.4%）となっている。

第32表 病院事業の経営状況

（単位 事業・億円）

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	令和5年度	令和4年度	5年度	4年度
黒字事業数	249	501	245	500
黒字額	395	2,420	260	2,338
赤字事業数	430	179	434	180
赤字額	2,451	424	2,358	406
総事業数	679	680	679	680
収 支	△ 2,055	1,996	△ 2,099	1,931

(b) 資本収支

資本的支出は9,737億円で、前年度と比べると8.0%増となっている。これに対する財源は、外部資金が6,005億円、内部資金が3,109億円で、財源不足額は622億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は5,095億円で、前年度と比べると18.0%増、企業債償還金は3,936億円で、前年度と比べると1.2%増となっている。

(キ) 下水道事業

a 事業数

地方公共団体が経営する下水道事業で、令和5年度決算対象となるものは3,595事業（うち建設中9事業）であり、法適用企業が2,492事業、法非適用企業が1,103事業である。

b 経営状況

(a) 法適用企業

① 損益収支

法適用の下水道事業の総収益は4兆288億円、総費用は3兆8,331億円となっており、この結果、純損益は1,957億円の黒字、総収支比率は105.1%となっている。また、経常収益は4兆111億円、経常費用は3兆8,171億円となっており、この結果、経常損益は1,940億円の黒字、経常収支比率は105.1%となっている。純損益における黒字・赤

字事業数及び黒字・赤字額は、第33表のとおりである。

累積欠損金は1,704億円で、前年度と比べると0.3%減となっている。また、不良債務は350億円で、前年度と比べると9.8%増となっている。

第33表 下水道事業の経営状況

(単位 事業・億円)

区 分	令和5年度 (A)			令和4年度 (B)			差引 (A) - (B)		
	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計
黒字事業数	2,014	1,072	3,086	1,775	1,394	3,169	239	△ 322	△ 83
黒 字 額	2,162	222	2,384	2,179	110	2,289	△ 17	112	95
赤字事業数	472	28	500	406	15	421	66	13	79
赤 字 額	205	3	208	245	2	247	△ 40	1	△ 39
総事業数	2,486	1,100	3,586	2,181	1,409	3,590	305	△ 309	△ 4
収 支	1,957	219	2,176	1,934	108	2,042	23	111	134

② 資本収支

資本的支出は3兆4,806億円で、前年度と比べると1.6%増となっている。これに対する財源は、外部資金が2兆1,203億円、内部資金が1兆3,360億円で、財源不足額は243億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は1兆6,844億円で、前年度と比べると3.4%増、企業債償還金は1兆7,647億円で、前年度と比べると0.6%減となっている。

(b) 法非適用企業

下水道事業における法非適用企業は1,103事業（うち建設中3事業）で、実質収支をみると、黒字事業が1,072事業で222億円の黒字、赤字事業が28事業で3億円の赤字となっており、差引219億円の黒字となっている（第33表）。

(c) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の黒字額は2,384億円、赤字額は208億円となっており、この結果、全体の収支（法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計。以下同じ。）は2,176億円の黒字となっている。

汚水処理原価（汚水処理費を年間有収水量で除したもの）は145.79円/m³（維持管理費86.79円/m³、資本費59.00円/m³）で、前年度と比べると0.6%増となっており、使用料単価（使用料収入を年間有収水量で除したもの）は137.76円/m³で、前年度と比べると1.0%増となっている。

その結果、経費回収率（使用料単価を汚水処理原価で除したもの）は94.5%となっており、前年度と比べると0.4ポイント上昇している。

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の建設改良費は1兆7,296億円で、前年度と比べると2.3%増となっている。

(フ) その他の公営企業

a 事業数

地方公共団体は、前述した事業のほかにも各種の事業を経営している。これを事業別にみると、令和5年度決算対象となるものは、港湾整備事業が92事業、市場事業が145事業、と畜

場事業が42事業、観光施設事業が217事業（うち建設中1事業）、宅地造成事業が404事業（うち建設中46事業、年度途中廃止1事業）、有料道路事業が1事業、駐車場整備事業が175事業、介護サービス事業が467事業（うち建設中1事業、年度途中廃止1事業）、その他事業（廃棄物等処理施設、診療所等）が69事業となっている。

b 経営状況

その他の公営企業の純損益、経常損益及び実質収支における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第34表のとおりである。このうち、社会経済情勢の変化等による事業リスクが相対的に高い観光施設事業については、全体の収支が37億円の黒字であり、法適用企業の累積欠損金は前年度と比べると8.1%減の170億円となっている。また、同様に事業リスクが相対的に高い宅地造成事業については、全体の収支は724億円の黒字であり、法適用企業の累積欠損金は前年度と比べると3.5%減の2,893億円となっている。

第34表 その他の公営企業の経営状況（令和5年度）（単位 事業・億円）

区 分			港 整	湾 備	市 場	と畜場	観 施	光 設	宅 地	地 成	有 道	料 路	駐 車 場	介 護	その 他
法適用企業	純 損 益	黒字事業数	7	10	－	17	34	－	5	13	42				
		黒 字 額	67	5	－	7	422	－	3	2	21				
		赤字事業数	－	4	－	16	9	－	1	26	27				
		赤 字 額	－	154	－	4	2	－	0	11	6				
		総事業数	7	14	－	33	43	－	6	39	69				
		収 支	67	△ 149	－	2	420	－	3	△ 9	15				
	経 常 損 益	黒字事業数	7	10	－	17	34	－	5	12	41				
		黒 字 額	68	5	－	8	465	－	3	2	21				
		赤字事業数	－	4	－	16	9	－	1	27	28				
		赤 字 額	－	107	－	4	3	－	0	9	6				
		総事業数	7	14	－	33	43	－	6	39	69				
		収 支	68	△ 103	－	3	462	－	3	△ 8	15				
法 非 適 用 企 業	実 質 収 支	黒字事業数	81	129	42	176	304	1	162	416	－				
		黒 字 額	172	50	4	39	354	－	42	54	－				
		赤字事業数	4	2	－	7	11	－	7	11	－				
		赤 字 額	3	1	－	4	50	－	27	2	－				
		総事業数	85	131	42	183	315	1	169	427	－				
		収 支	168	49	4	35	304	－	15	52	－				

(2) 国民健康保険事業

国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）の施行により、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体とされ、市町村とともに都道府県も国民健康保険の保険者となっている。

また、市町村は、国民健康保険の保険者として、引き続き、資格管理、保険給付、保険料の賦課・徴収等の被保険者に身近な保険者業務を担うこととされているが、医療給付等に必要な資金は都道府県から保険給付費等交付金の交付を受け一方で、徴収した国民健康保険税（料）は基本的に都道府県に国民健康保険事業費納付金として納付することとされている。

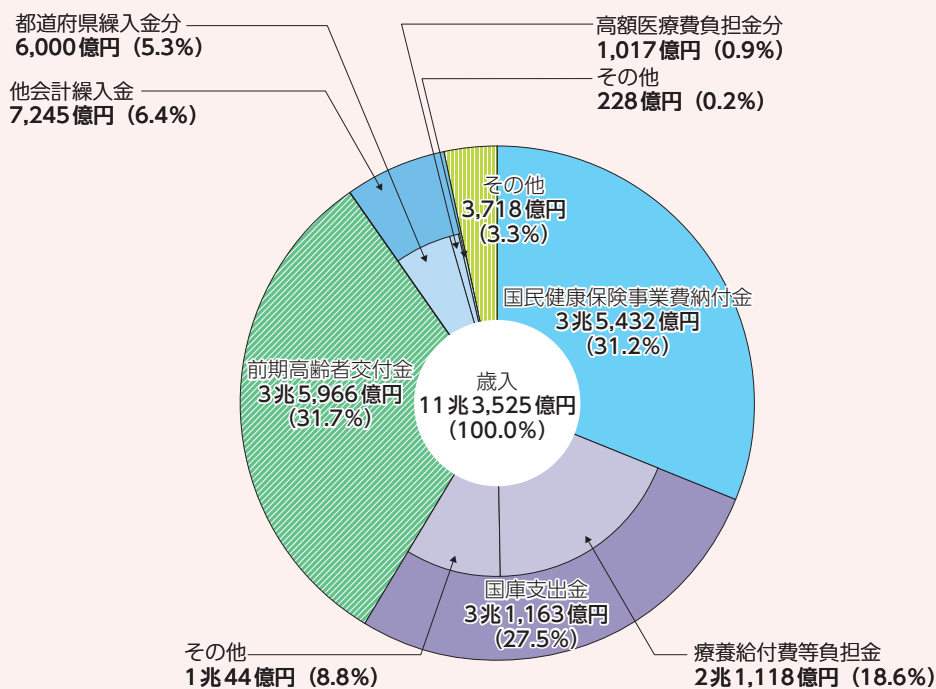
ア 都道府県

(ア) 歳入

都道府県の歳入決算額は11兆3,525億円で、前年度と比べると1.0%減となっている。

歳入の内訳は、第59図のとおりである。また、前年度と比べると、前期高齢者交付金が1.6%増、国民健康保険事業費納付金が2.0%増、国庫支出金が3.8%減となっている。

第59図 国民健康保険事業の歳入決算額の状況（都道府県）（令和5年度）

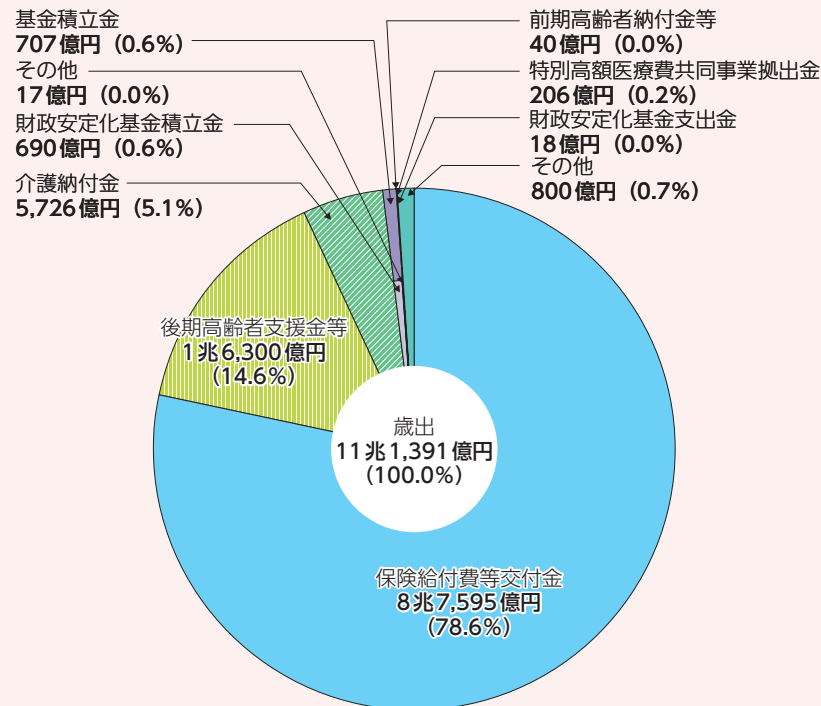


(イ) 歳出

歳出決算額は11兆1,391億円で、前年度と比べると1.0%減となっている。

歳出の内訳は、第60図のとおりである。また、前年度と比べると、保険給付費等交付金が1.2%減、後期高齢者支援金等が8.1%増となっている。

第60図 国民健康保険事業の歳出決算額の状況（都道府県）（令和5年度）



(ウ) 収支

実質収支は2,129億円の黒字（前年度2,131億円の黒字）となっており、実質収支から財源補填的な他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた再差引収支については、2,129億円の黒字（同2,131億円の黒字）となっている。

イ 市町村（事業勘定）

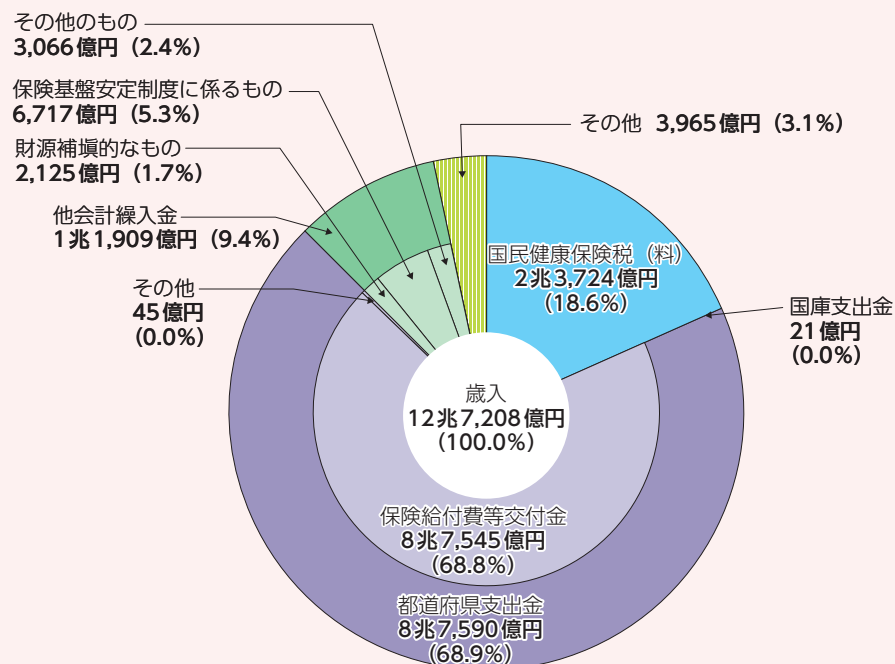
令和5年度末において国民健康保険事業会計を有する団体は、1,742団体（前年度同数）となっている。

(ア) 歳入

事業勘定の歳入決算額は12兆7,208億円で、前年度と比べると0.9%減となっている。

歳入の内訳は、第61図のとおりである。また、前年度と比べると、都道府県支出金が1.2%減、国民健康保険税（料）が3.3%減となっている。

第61図 国民健康保険事業の歳入決算額の状況（市町村（事業勘定））（令和5年度）

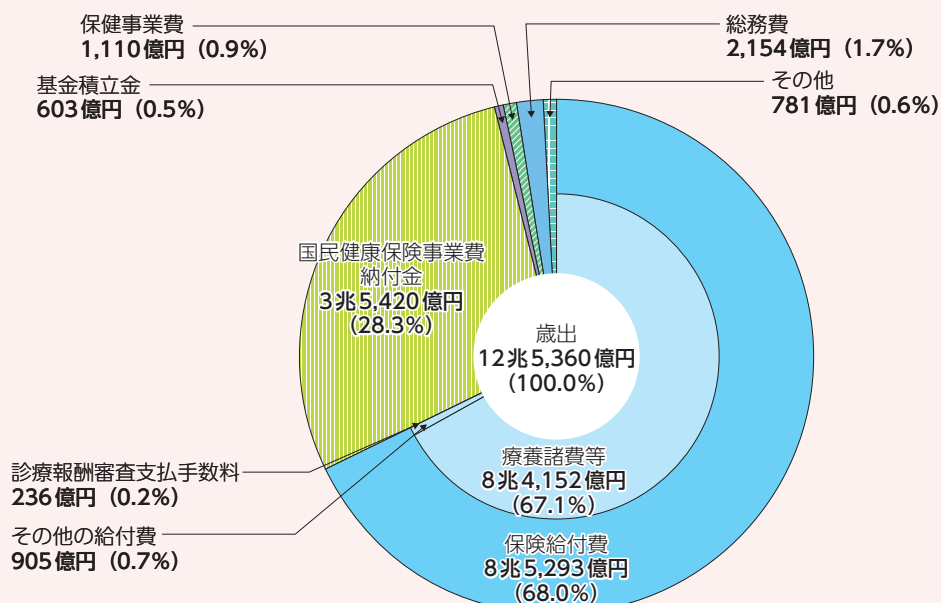


（イ）歳出

歳出決算額は12兆5,360億円で、前年度と比べると0.5%減となっている。

歳出の内訳は、第62図のとおりである。また、前年度と比べると、保険給付費が1.1%減、国民健康保険事業費納付金が2.0%増となっている。

第62図 国民健康保険事業の歳出決算額の状況（市町村（事業勘定））（令和5年度）



（ウ）収支

実質収支は1,835億円の黒字（前年度2,393億円の黒字）であり、昭和40年度以降黒字傾向が続いている。

実質収支から財源補填的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支については、265億円の赤字（前年度616億円の黒字）となっている。

再差引収支を黒字・赤字団体別にみると、黒字団体数は1,087団体（前年度1,182団体）で、その黒字額は1,182億円（同1,541億円）となっている。一方、赤字団体数は655団体（前年度560団体）で、その赤字額は1,446億円（同925億円）となっている。

ウ 市町村（直診勘定）

令和5年度末において直営診療所を設置している団体は、355団体（前年度同数）となっている。直診勘定の歳入決算額は582億円で、前年度と比べると3.8%減となっている。

直診勘定の歳出決算額は552億円で、前年度と比べると3.1%減となっている。

実質収支は29億円の黒字（前年度34億円の黒字）となっているが、この実質収支から他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた再差引収支は、143億円の赤字（同139億円の赤字）となっている。

(3) 後期高齢者医療事業

後期高齢者医療事業では、保険料の徴収や後期高齢者医療広域連合へ保険料等の納付を行う団体（1,739団体（前年度同数））及び後期高齢者医療事業を実施する都道府県区域ごとの後期高齢者医療広域連合（47団体（前年度同数））に特別会計が設けられている。

ア 市町村

市町村の特別会計の歳入決算額は2兆1,646億円で、前年度と比べると4.5%増となっている。

歳入の内訳をみると、被保険者が支払う後期高齢者医療保険料が1兆5,382億円で最も大きな割合を占めており、次いで繰入金が5,484億円となっている。また、前年度と比べると、後期高齢者医療保険料が3.4%増、繰入金が8.3%増となっている。

歳出決算額は2兆1,264億円で、前年度と比べると4.5%増となっている。

歳出の内訳をみると、後期高齢者医療広域連合への納付金が2兆216億円で最も大きな割合を占めており、前年度と比べると4.7%増となっている。

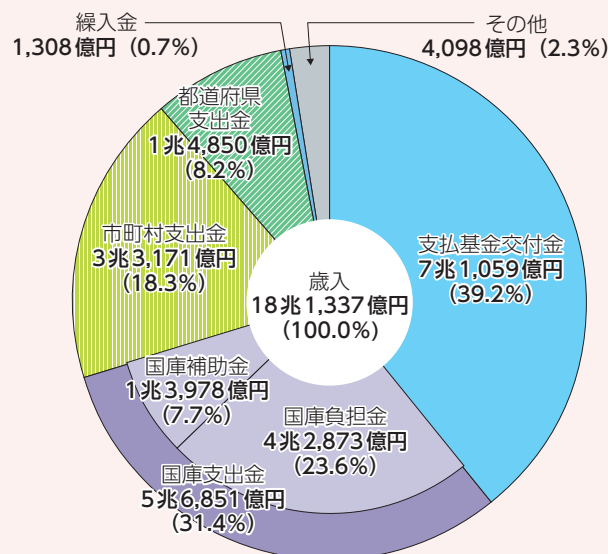
イ 後期高齢者医療広域連合

(ア) 歳入

後期高齢者医療広域連合の歳入決算額は18兆1,337億円で、前年度と比べると3.9%増となっている。

歳入の内訳は、**第63図**のとおりである。また、前年度と比べると、支払基金交付金が6.1%増、国庫支出金が4.0%増、市町村支出金が4.3%増となっている。

第63図 後期高齢者医療事業の歳入決算額の状況（令和5年度）

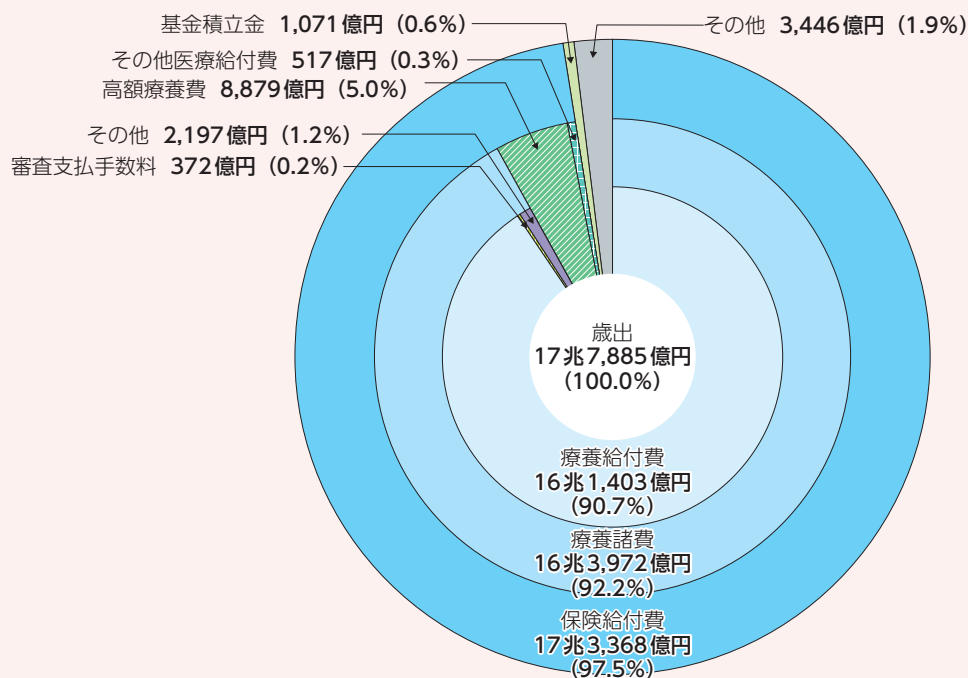


（イ）歳出

歳出決算額は17兆7,885億円で、前年度と比べると4.3%増となっている。

歳出の内訳は、第64図のとおりである。また、前年度と比べると、保険給付費は5.2%増となっている。

第64図 後期高齢者医療事業の歳出決算額の状況（令和5年度）



（ウ）収支

実質収支は47団体全て黒字となっており、その黒字額は3,438億円（前年度3,894億円の黒字）となっている。

(4) 介護保険事業

介護保険制度を実施する保険者である市町村が設ける介護保険事業会計は、第1号被保険者（65歳以上の者）からの保険料や、支払基金交付金（第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の介護納付金分に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金）等を財源として保険給付等を行う保険事業勘定と、介護給付の対象となる居宅サービス及び施設サービス等を実施する介護サービス事業勘定とに区分される。

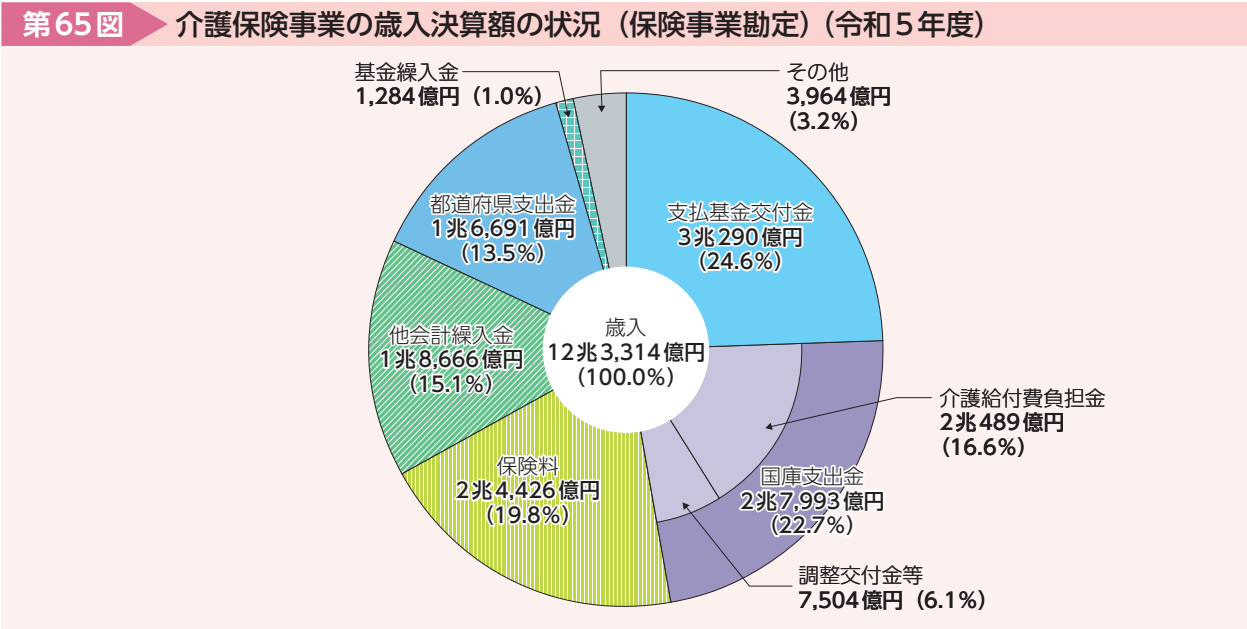
なお、市町村が実施する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び指定訪問看護ステーションの5施設により介護サービスを提供する事業は、介護サービス事業として公営企業会計の対象とされている。

令和5年度末において、介護保険事業の保険者は、1,574団体（前年度同数）となっている。
また、介護サービス事業勘定を設置している団体は、590団体（前年度606団体）となっている。

ア 保険事業勘定

(ア) 歳入

保険事業勘定の歳入決算額は12兆3,314億円で、前年度と比べると2.6%増となっている。
歳入の内訳は、第65図のとおりである。また、前年度と比べると、支払基金交付金が3.0%増、国庫支出金が1.5%増、保険料が0.2%増、他会計繰入金が2.5%増、都道府県支出金が1.8%増となっている*14。



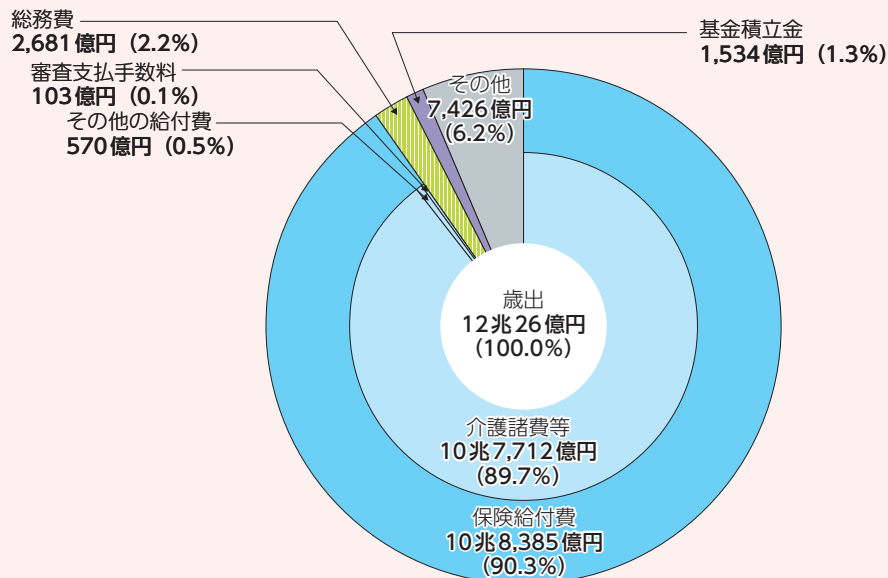
* 14 国庫支出金 : ・介護給付費負担金（介護給付及び予防給付に要する費用の額（以下「介護・予防給付額」という。）の100分の20（施設等給付費にあっては100分の15）に相当する額）
・調整交付金（介護・予防給付額の100分の5に相当する額）等
都道府県支出金：都道府県の法定負担（※1）を含む
※1 介護・予防給付額の100分の12.5（施設等給付費にあっては100分の17.5）に相当する額
他会計繰入金 : 市町村の法定負担分（※2）を含む
※2 介護・予防給付額の100分の12.5に相当する額

(イ) 歳出

歳出決算額は12兆26億円で、前年度と比べると3.3%増となっている。

歳出の内訳は、第66図のとおりである。また、前年度と比べると、保険給付費が3.0%増となっている。

第66図 介護保険事業の歳出決算額の状況（保険事業勘定）（令和5年度）



(ウ) 収支

実質収支は3,142億円の黒字（前年度3,897億円の黒字）となっており、実質収支から財源補填的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支についても、3,129億円の黒字（同3,884億円の黒字）となっている。

再差引収支を黒字・赤字団体別にみると、黒字団体数は1,566団体（前年度1,567団体）で、その黒字額は3,149億円（同3,904億円）となっている。一方、赤字団体数は8団体（前年度7団体）で、その赤字額は21億円（同21億円）となっている。

イ 介護サービス事業勘定

介護サービス事業勘定の歳入決算額は180億円で、前年度と比べると4.3%増となっている。

歳出決算額は170億円で、前年度と比べると3.9%増となっている。

なお、実質収支は9億円の黒字（前年度8億円の黒字）となっており、実質収支から財源補填的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支は76億円の赤字（同70億円の赤字）となっている。

(5) その他の事業

ア 収益事業

収益事業を実施した地方公共団体の数は、延べ279団体（前年度280団体）となっている。

これを事業別にみると、公営競技についてはモーターボート競走事業を施行した団体が103団体と最も多く、以下、自転車競走事業54団体、競馬事業50団体、小型自動車競走事業5団体の順となっている。

また、宝くじは、47都道府県及び20政令指定都市の67団体で発売されている。

収益事業の決算額は歳入5兆7,724億円、歳出5兆5,103億円で、前年度と比べると、歳入は2.0%増、歳出は2.2%増となっている。

実質上の収支（歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額）は、6,322億円の黒字（前年度6,427億円の黒字）となっている。

収益金の大部分は普通会計等に繰り入れられ、道路、教育施設、社会福祉施設等の整備事業などの財源として活用されている。その繰入額は4,395億円で、前年度と比べると1.2%増となっている。

イ 交通災害共済事業

直営方式により交通災害共済事業を実施した地方公共団体の数は、51団体（前年度52団体）となっている。

交通災害共済事業会計の決算額は歳入36億円、歳出26億円で、前年度と比べると、歳入は12.3%減、歳出は8.0%減となっている。

なお、実質上の収支（歳入歳出差引額から未経過共済掛金、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額）は、12億円の黒字（前年度14億円の黒字）となっている。

ウ 公立大学附属病院事業

公立大学附属病院事業を実施した地方公共団体の数は、1団体（前年度同数）である。

公立大学附属病院事業会計の決算額は、収益的収支では総収益25億円、総費用24億円となり、前年度と比べると、総収益は2.4%減、総費用は2.6%減となっている。

また、資本的収支では資本的収入10億円、資本的支出10億円で、前年度と比べると、資本的収入は71.4%増、資本的支出は67.3%増となっている。

実質収支は1.3億円の黒字（前年度0.7億円の黒字）となっている。

1	公営企業等の状況
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
1	
2	
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	

(6) 第三セクター等

第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

特に地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等については、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年7月23日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）により、地方公共団体に対し、経営健全化方針の策定と、それに基づく取組の着実な実施を要請している。

令和5年度における第三セクター等に係る財政的リスクの状況は、**第35表**のとおりである。

第35表 経営健全化方針の策定要件に該当する第三セクター等の状況（令和5年度）

法人分類	調査対象の第三セクター等の数 (※1)	経営健全化方針の策定要件に該当する第三セクター等の数					
		Ⅰ 債務超過法人の数	Ⅱ 実質的に債務超過である法人の数		Ⅲ 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、実質赤字比率(*)の早期健全化基準(※2)相当以上の法人の数	合計 (Ⅰ～Ⅲの重複を除く。)	(参考) 前年度調査 合計 (Ⅰ～Ⅲの重複を除く。)
			a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人の数	b 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模(*)の10%以上の公社の数			
第三セクター	614	206	1	0	10	217	224
社団・財団法人	236	17	0	0	10	27	26
会社法法人	378	189	1	0	0	190	198
地方三公社	380	25	2	12	19	47	58
地方住宅供給公社	25	4	0	0	1	5	5
地方道路公社	21	0	0	0	3	3	4
土地開発公社	334	21	2	12	15	39	49
合 計	994	231	3	12	29	264	282
調査対象に対する割合	100.0%	23.2%	0.3%	1.2%	2.9%	26.6%	27.2%

※1 地方公共団体が一定の関与をしている次の①又は②の第三セクター等をいう。

① 地方公共団体が損失補償、債務保証又は貸付け（長期・短期）を行っている法人

② 債務超過法人（事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人を含む。）であって、当該地方公共団体の出資割合が25%以上の法人

（①と②の法人は重複する場合がある。）

※2 令和5年度決算に基づく実質赤字比率の早期健全化基準は、道府県は3.75%、東京都は5.57%、市区町村は11.25%～15%。

(注) 1 同じ法人に対して複数の地方公共団体が財政的支援や出資を行っている場合、法人1件として計上している。

2 表中Ⅰ～Ⅲは、経営健全化方針の策定要件である。一つの法人がⅠ～Ⅲの複数の要件に該当する場合、Ⅰ～Ⅲそれぞれに1件として計上している。

8

東日本大震災の影響

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者19,775人、行方不明者2,550人（令和6年3月8日、総務省消防庁発表）、被害総額（推計）約16兆9千億円（平成23年6月24日、内閣府発表）にのぼる被害をもたらすとともに、全国的にも生産、消費、物流等の経済活動に大きな影響を与えた。

政府は、発災直後から、被災者の生活の支援や被災地の復旧・復興対策に当たっており、令和5年度においても、被災地の地方公共団体を中心に復旧・復興事業などの東日本大震災関連経費が支出された。その状況は、以下のとおりである。

(1) 普通会計

ア 東日本大震災分の決算の状況

普通会計における東日本大震災分の歳入歳出純計決算額の状況は、第36表のとおりである。

第36表 普通会計における東日本大震災分の歳入歳出純計決算額の状況 (単位 億円・%)

区 分	令和5年度		令和4年度		増減額	増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比		
歳入	5,365	100.0	7,088	100.0	△ 1,723	△ 24.3
一 般 財 源	1,190	22.2	1,328	18.7	△ 138	△ 10.4
うち震災復興特別交付税	717	13.4	802	11.3	△ 85	△ 10.6
国 庫 支 出 金	1,612	30.0	2,125	30.0	△ 513	△ 24.1
地 方 債	254	4.7	303	4.3	△ 49	△ 16.1
そ の 他	2,309	43.1	3,333	47.0	△ 1,024	△ 30.7
う ち 繰 越 金	333	6.2	1,210	17.1	△ 877	△ 72.5
歳出（目的別）	4,696	100.0	6,425	100.0	△ 1,729	△ 26.9
総 務 費	1,033	22.0	951	14.8	83	8.7
民 生 費	146	3.1	219	3.4	△ 73	△ 33.4
衛 生 費	249	5.3	436	6.8	△ 187	△ 43.0
商 工 費	1,087	23.1	1,141	17.8	△ 54	△ 4.8
土 木 費	696	14.8	1,726	26.9	△ 1,030	△ 59.7
災 害 復 旧 費	88	1.9	361	5.6	△ 273	△ 75.6
そ の 他	1,397	29.8	1,592	24.7	△ 195	△ 12.2
歳出（性質別）	4,696	100.0	6,425	100.0	△ 1,729	△ 26.9
義 務 的 経 費	512	10.9	656	10.2	△ 144	△ 21.9
う ち 扶 助 費	24	0.5	30	0.5	△ 7	△ 22.0
投 資 的 経 費	1,562	33.3	2,840	44.2	△ 1,278	△ 45.0
うち普通建設事業費	1,480	31.5	2,479	38.6	△ 999	△ 40.3
うち災害復旧事業費	82	1.7	361	5.6	△ 279	△ 77.2
そ の 他 の 経 費	2,622	55.8	2,929	45.6	△ 307	△ 10.5
う ち 補 助 費 等	502	10.7	866	13.5	△ 364	△ 42.0
う ち 積 立 金	896	19.1	698	10.9	198	28.4

8

東日本大震災の影響

1

2

1

2

3

4

5

6

7

第1部 令和5年度の地方財政の状況

歳入決算額は5,365億円で、復旧・復興事業の進捗に伴う繰越金の減少、災害復旧事業費支出金の減少等による国庫支出金の減少等により、前年度と比べると24.3%減となっている。

歳出決算額は4,696億円で、性質別歳出では、普通建設事業費、災害復旧事業費の減少等により、前年度と比べると26.9%減となっている。

なお、東日本大震災分の決算規模は、平成24年度以降減少傾向にある。

イ 特定被災県及び特定被災市町村等の決算の状況

特定被災県（＊）及び特定被災市町村等（＊）における決算額の状況は第37表、地方債現在高等の状況は第38表のとおりである。

第37表 特定被災県及び特定被災市町村等における決算額の状況

(単位 億円・%)

区 分	令和5年度		令和4年度		増減率	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
特定被災県	102,840	100,173	111,221	108,164	△ 7.5	△ 7.4
うち東日本大震災分	3,110	2,897	4,240	3,943	△ 26.7	△ 26.5
特定被災市町村等	77,975	74,839	79,137	75,557	△ 1.5	△ 1.0
うち東日本大震災分	2,306	1,866	2,843	2,496	△ 18.9	△ 25.2

第38表 特定被災県及び特定被災市町村等における地方債現在高等の状況

(単位 億円・%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減率
特定被災県			
地方債現在高	152,097	155,522	△ 2.2
債務負担行為額	10,134	9,370	8.2
積立金現在高	20,291	19,314	5.1
特定被災市町村等			
地方債現在高	63,802	65,135	△ 2.0
債務負担行為額	15,750	14,418	9.2
積立金現在高	22,105	22,057	0.2

(2) 公営企業会計等

公営企業等については、特定被災県及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」（平成23年度政令第127号）の別表第1に定める特定被災地方公共団体である178市町村（当該団体が加入する一部事務組合等を含む。以下「特定被災地方団体」という。）を対象として、東日本大震災の災害復旧事業に係る一般会計からの繰出基準の特例等を講じている。

特定被災地方団体における法適用企業と法非適用企業（建設中のものを除く。）を合わせた収支の状況は、黒字事業が739事業（事業数全体の84.6%）で、前年度と比べると5.0%減、黒字額は1,224億円で、前年度と比べると3.2%増となっている。また、赤字事業は135事業（事業数全体の15.4%）で、前年度と比べると31.1%増、赤字額は308億円で、前年度と比べると175.6%増となっている。

この結果、特定被災地方団体における公営企業等の総収支は916億円の黒字で、前年度と比べると14.7%減となっている。

9

健全化判断比率等の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）に基づき、健全化判断比率（*）又は資金不足比率（*）が、早期健全化基準、財政再生基準又は経営健全化基準以上となった場合には、これらの健全化判断比率等を公表した年度の末日までに、財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならないこととされている。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況は、前年度と同数の市区1団体で、当該団体は財政再生基準以上となっており、新たに早期健全化基準以上となった団体はない。このため、令和5年度に財政健全化計画等を策定した団体はなく、財政再生計画について実施状況報告を行った団体は、市区1団体である。

また、令和5年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は8会計である。令和5年度決算に基づく健全化判断比率等のそれぞれの状況は、以下のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率における早期健全化基準については、道府県は3.75%、市町村（一部事務組合等を除く。以下この節において同じ。）は財政規模に応じ11.25%～15%となっている。また、財政再生基準については、道府県は5%、市町村は20%となっている。

令和5年度決算において、実質赤字額がある（実質赤字比率が0%超である）団体はない（前年度は市区1団体）。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率（*）における早期健全化基準については、道府県は8.75%、市町村は財政規模に応じ16.25～20%となっている。また、財政再生基準については、道府県は15%、市町村は30%となっている。

令和5年度決算において、連結実質赤字額がある（連結実質赤字比率が0%超である）団体はない（前年度もなし）。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率の段階別分布状況は、**第67図**のとおりである。

9

健全化判断比率等の状況

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

1

2

1

2

3

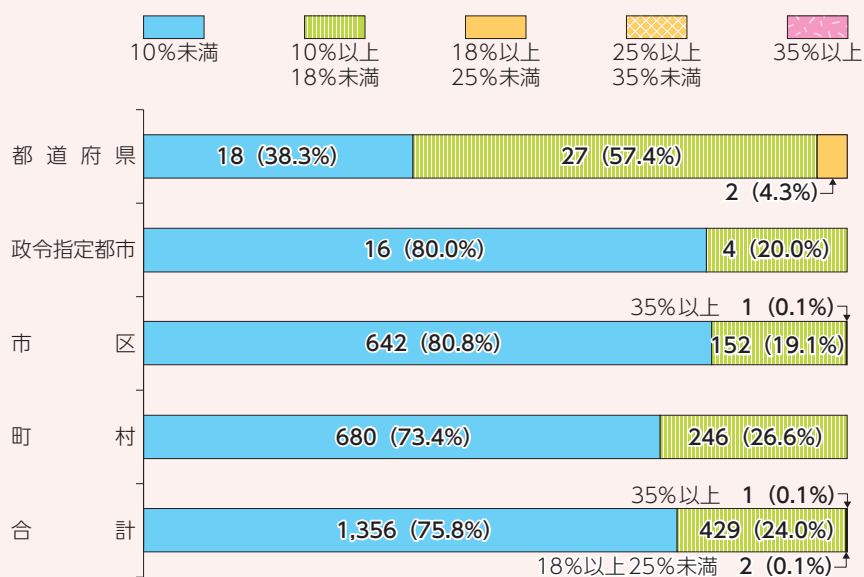
4

5

6

7

第67図 実質公債費比率の段階別分布状況（令和5年度）



(注) 1 () 内の数値は、構成比である。
2 「25%以上35%未満」の団体はなし。

実質公債費比率における早期健全化基準については25%、財政再生基準については35%となっている。実質公債費比率が早期健全化基準以上財政再生基準未満である団体はなく、財政再生基準以上である団体数は、市区1団体となっている。

なお、実質公債費比率が18%以上の場合、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要となっており、これらの団体数は、財政再生基準以上である団体を含め、都道府県2団体、市区1団体の合計3団体となっている。

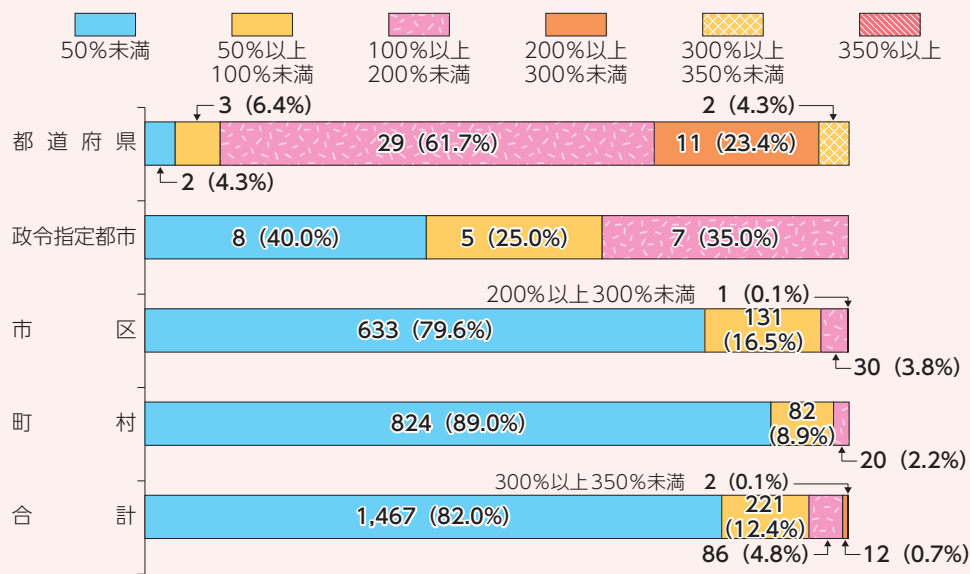
(4) 将来負担比率

将来負担比率の段階別分布状況は、第68図のとおりである。

将来負担比率における早期健全化基準については、都道府県及び政令指定都市は400%、市町村（政令指定都市を除く。）は350%となっており、財政再生基準の設定はない。

将来負担比率が早期健全化基準以上である団体はなく、都道府県においては100%以上200%未満の区分、政令指定都市、市区及び町村においては50%未満の区分における団体数が最も多くなっている。

第68図 将来負担比率の段階別分布状況（令和5年度）



(注) 1 () 内の数値は、構成比である。
2 「350%以上」の団体はなし。

(5) 資金不足比率

令和5年度決算において資金不足比率が経営健全化基準（20%）以上である公営企業会計数は8会計である。

この8会計のうち、既に経営健全化計画を策定済みである1会計を除く7会計（簡易水道事業3会計、下水道事業4会計）については、令和6年度から公営企業会計へ移行した会計である。

なお、令和4年度決算までに資金不足比率が経営健全化基準以上となり、経営健全化計画を策定し、完了報告を行っていなかった3会計のうち、1会計（病院事業）は令和5年度決算において経営健全化計画による経営の健全化が完了したところであり、残りの2会計（交通事業、病院事業）は、引き続き経営の健全化に取り組んでいる（交通事業は、経営健全化基準未満となっている。）。

(6) 個別団体の財政健全化

令和5年度決算に基づく健全化判断比率が財政再生基準以上の団体は、北海道夕張市の1団体のみとなっている。夕張市では、令和11年度までの財政再生計画に基づき、市民生活に直結したサービスを維持しながら、早期の財政の再生に向けた最大限の取組を行っており、職員数の削減や職員給与の見直しなど、行政のスリム化等による歳出削減と、固定資産税・軽自動車税の超過課税や各種使用料・手数料の引上げなど、住民負担の増加を伴う取組等による歳入確保により、財政状況の改善を図っている。平成29年3月には、引き続き財政の再生を図りつつ、財政再生計画の終了後も持続的に存立・発展していけるよう、地域再生に資する事業の追加等の内容を盛り込んだ同計画の大幅見直しを行い、財政再生と地域再生の両立に向けた取組を行っている。

その後、平成21年度に322億円発行した再生振替特例債については、令和5年度末の残高が75億円となるなど、財政再生に向けた取組は着実に進んでいる。

また、地域再生への取組として、令和2年3月に支所、図書館、多目的ホール等の機能を持った拠点複合施設が供用を開始し、令和3年4月に認定こども園が開園したほか、老朽化した既存の市立診療所を移転改築し、令和5年9月から診療を開始した。その他に、令和5年10月で民間事業者が運行している市外路線バスが廃線となったことから、令和6年4月から新たな市外線の公共交通として、市外線デマンド交通の本格運行を開始した。

10

市町村の団体区分別財政状況

市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下この節において同じ。）を団体区分別（政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市（*）、小都市（*）、人口1万人以上の町村及び人口1万人未満の町村）にグループ化し、人口1人当たりの決算額等を中心に財政状況を分析すると、以下のとおりである。

(1) 人口1人当たりの決算規模等

団体区分別の人口1人当たりの決算額の状況は、**第39表**のとおりである。

これをみると、政令指定都市、中核市及び施行時特例市については、行政権能が異なっており、人口1人当たりの歳出決算額にも差が生じている。その他の市町村については、規模が小さな団体ほど人口1人当たりの歳出決算額が大きくなる傾向がある。

第39表 団体区分別人口1人当たり決算額の状況

(単位 千円)

区 分	令和5年度 人口1人当たり		令和4年度 人口1人当たり		増減 人口1人当たり	
	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
市 町 村 合 計	553	535	549	530	4	5
政 令 指 定 都 市	597	587	601	591	△ 4	△ 4
中 核 市	470	456	471	456	△ 1	0
施 行 時 特 例 市	434	417	428	409	6	8
中 都 市	471	454	466	447	5	7
小 都 市	591	567	581	554	10	13
町村（人口1万人以上）	609	581	596	566	13	15
町村（人口1万人未満）	1,305	1,237	1,256	1,191	49	46

(注) 1 各年度1月1日現在の住民基本台帳人口による。

2 市町村合計は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。第69図～第72図において同じ。

(2) 人口1人当たりの歳入

団体区分別の人口1人当たりの歳入決算額の状況は、**第69図**のとおりである。

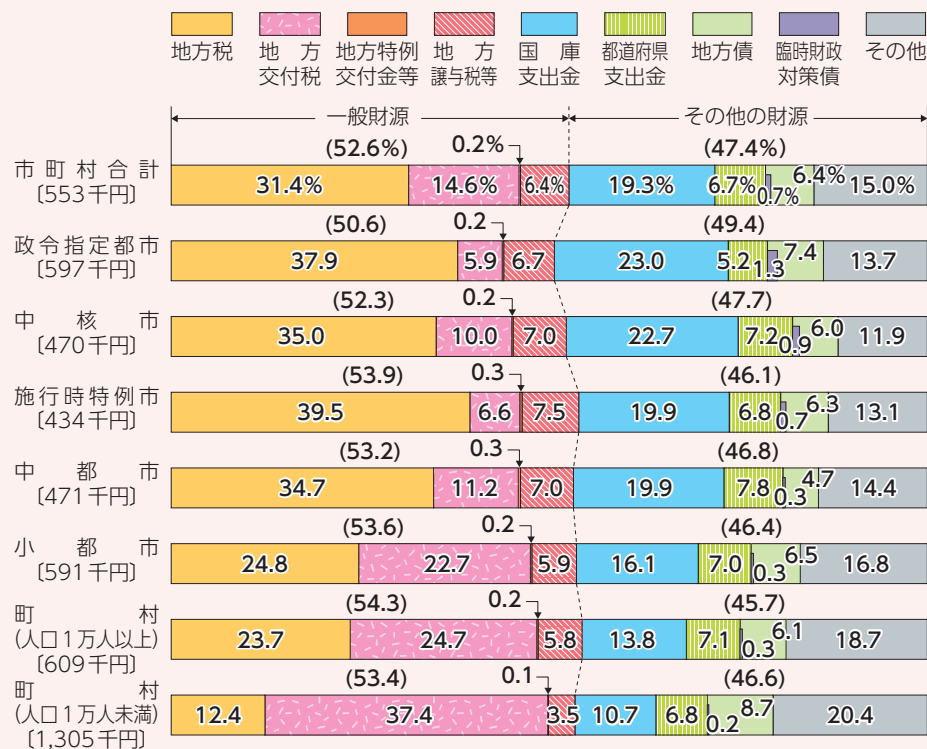
地方税の構成比の高い順にみると、施行時特例市、政令指定都市、中核市の順となっており、団体規模が大きいほど地方税の歳入総額に占める割合が高い傾向となっている。

一方、地方交付税の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村、人口1万人以上の町村、小都市の順となっており、団体規模が小さいほど地方交付税の歳入総額に占める割合が高い傾向となっている。

第1部 令和5年度の地方財政の状況

また、国庫支出金の構成比の高い順にみると、政令指定都市、中核市、施行時特例市及び中都市の順となっており、団体規模が大きいほど国庫支出金の歳入総額に占める割合が高い傾向となっている。

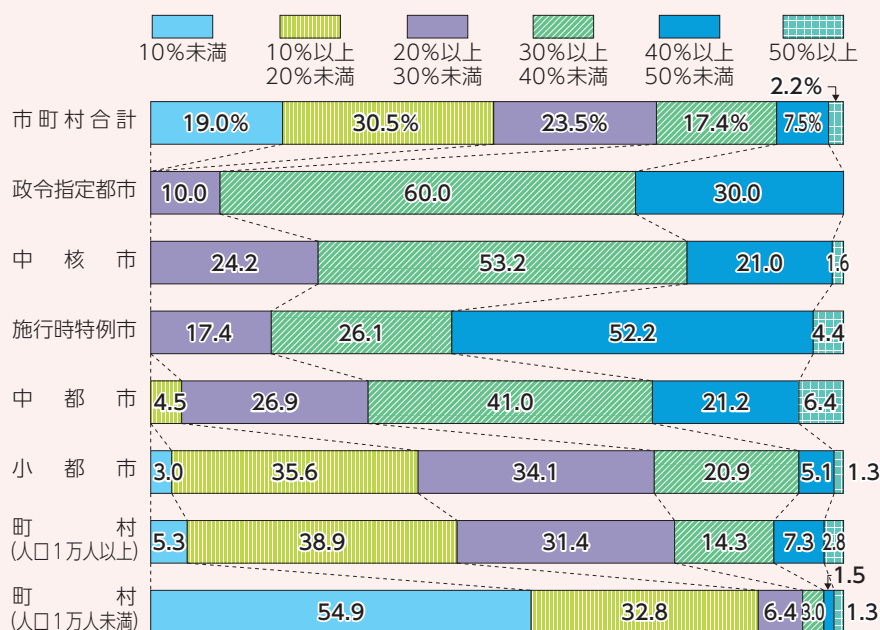
第69図 団体区分別歳入決算額の状況（人口1人当たり額及び構成比）（令和5年度）



(注) 1 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金を除く。
 2 地方譲与税等には、地方消費税交付金等の各種交付金を含む。
 3 [] 内の数値は、人口1人当たりの歳入決算額である。

なお、団体区分別の地方税の歳入総額に占める割合の状況は、第70図のとおりであり、団体規模が小さいほど地方税の歳入総額に占める割合が低い団体の構成比が大きい傾向となっている。

第70図 団体区分別地方税の歳入総額に占める割合の状況（令和5年度）



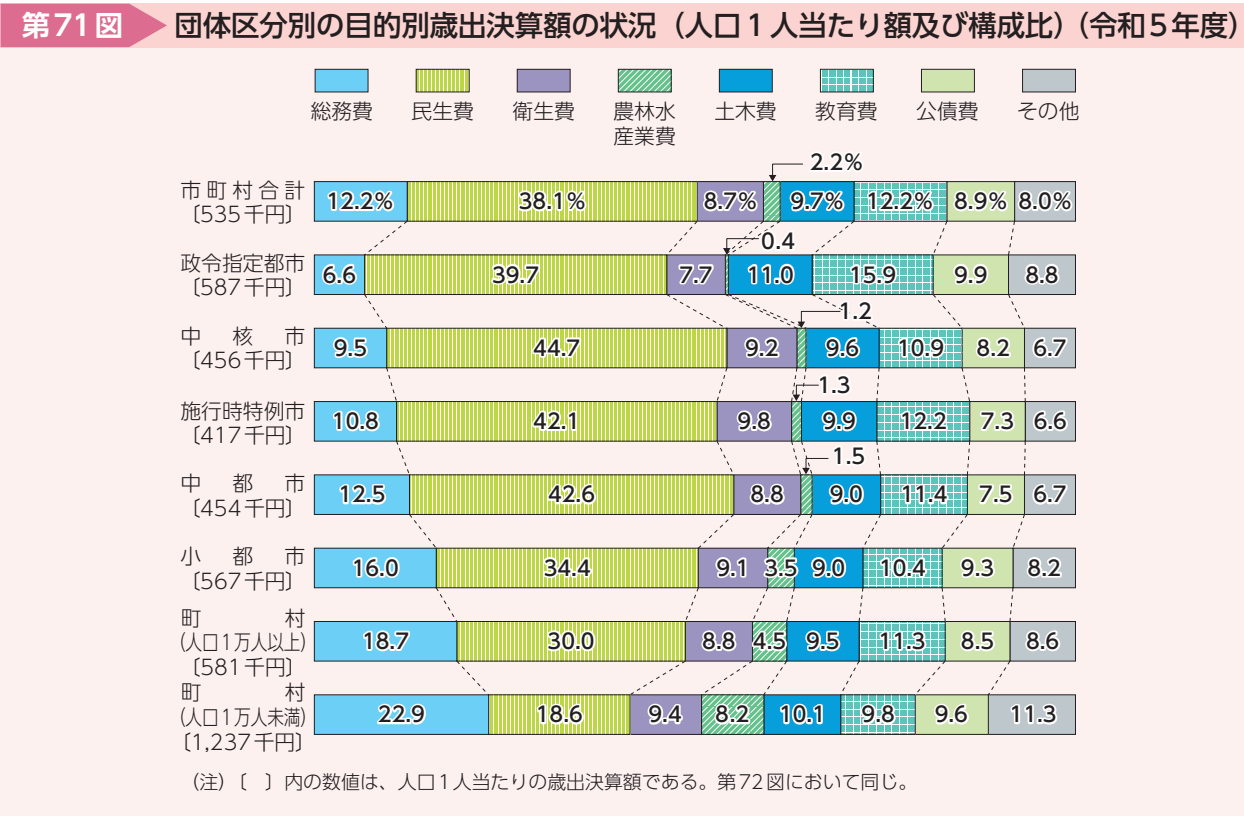
(3) 人口1人当たりの歳出

団体区分別の人口1人当たりの目的別歳出決算額の状況は、**第71図**のとおりである。

民生費の構成比については、町村（福祉事務所を設置する町村を除く。）における生活保護費等を都道府県が負担していることなどから、町村における構成比が他団体に比べ低くなっている。

教育費の構成比については、義務教育諸学校の人件費を負担していることなどから、政令指定都市における構成比が他団体に比べ高くなっている。

農林水産業費の構成比については、団体規模が小さいほどその構成比が高い傾向となっている。



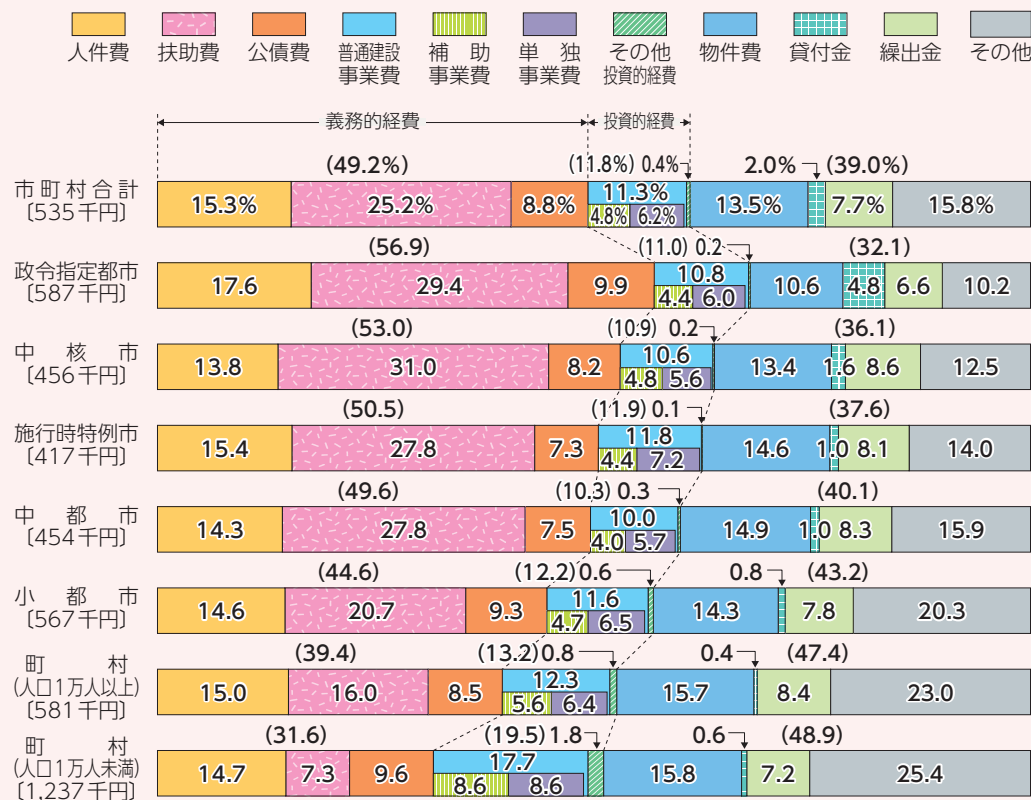
団体区分別の人口1人当たりの性質別歳出決算額の状況は、**第72図**のとおりである。

義務的経費の構成比については、団体規模が大きいほど高い傾向となっている。人件費の構成比については、義務教育諸学校の人件費を負担していることなどから、政令指定都市が他団体に比べ高くなっている。扶助費の構成比については、町村（福祉事務所を設置する町村を除く。）における生活保護費等を都道府県が負担していることなどから、町村が他団体に比べ低くなっている。

投資的経費の構成比については、団体規模が小さいほど高い傾向となっている。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
市町村の団体区分別財政状況
1
2
3
4
5
6
7

第72図 団体区分別の性質別歳出決算額の状況（人口1人当たり額及び構成比）（令和5年度）



2

第2部

令和6年度及び令和7年度の地方財政



1

令和6年度の地方財政

(1) 地方財政計画

令和6年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、こども・子育て政策の強化等に対応するために必要な経費を充実して計上するとともに、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費や民間における賃上げ等を踏まえた人件費の増加を適切に反映した計上等を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

なお、地方財政審議会からは、令和5年5月25日に「活力ある多様な地域社会を実現するための地方税財政改革についての意見」及び同年12月11日に「今後目指すべき地方財政の姿と令和6年度の地方財政への対応等についての意見」が提出された。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和6年度の地方財政計画を策定している。

ア 通常収支分

(ア) 地方税制については、令和6年度地方税制改正では、個人住民税の定額減税を実施するほか、法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人の見直し、令和6年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長、森林環境譲与税の譲与基準の見直し等の税制上の措置を講じることとしている。

(イ) 所得税・個人住民税の定額減税に伴う減収については、次の措置を講じる。

- a 個人住民税の定額減税に伴う減収9,234億円については、定額減税減収補填特例交付金によりその全額を補填する。
- b 所得税の定額減税に伴う地方交付税の減収7,620億円については、前年度からの繰越金及び自然増収による地方交付税法定率分の増1兆1,982億円により対応する。

さらに、2,076億円を、令和7年度以降、国の一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとし、当該加算額については交付税特別会計借入金の償還に充てるものとする。

(ウ) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとし、所要の法律改正を行う。

- a 令和6年度の地方財源不足見込額1兆8,132億円については、令和5年度に講じた令和7

年度までの制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講じる。その結果、国と地方が折半して補填すべき額は生じないこととなる。

(a) 建設地方債（財源対策債）を7,600億円増発する。

(b) 地方交付税については、国の一般会計加算により3,488億円（「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）附則第4条の2第1項の加算額154億円及び同条第3項の加算額834億円並びに平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項（2）及び令和4年12月21日付け総務・財務両大臣覚書第8項に定める「乖離是正分加算額」2,500億円）増額する。

また、交付税特別会計剰余金500億円を活用するとともに、「地方公共団体金融機構法」（平成19年法律第64号）附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

(c) 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を4,544億円発行する。

b 交付税特別会計借入金の償還については、「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）附則第4条第1項に基づき、5,000億円の償還を実施する。

c 上記の結果、令和6年度の地方交付税については、18兆6,671億円（前年度比3,060億円、1.7%増）を確保する。

(エ) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（＊）（通常収支分）の規模は、9兆2,184億円（普通会計分6兆3,103億円、公営企業会計等分2兆9,081億円）とする。

(オ) 地域のデジタル化や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、こども・子育て政策の強化、住民に身近な社会資本の整備、社会保障施策の充実、消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進、過疎地域の持続的発展等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

a 「デジタル田園都市国家構想事業費」については、1兆2,500億円（前年度同額）計上する。

b 「地域社会再生事業費」については、4,200億円（前年度同額）計上する。

c 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における地方負担について所要の財政措置を講じる。

d 投資的経費に係る地方単独事業費については、新たに「こども・子育て支援事業費」を500億円計上することとし、全体で前年度に比べ0.8%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

e 「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

f 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

- g 一般行政経費（＊）に係る地方単独事業費については、こども・子育て政策の強化等による社会保障関係費の増加や会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- h 消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。
- i 過疎地域の持続的発展のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- (カ) 公営企業（公営企業型地方独立行政法人を含む。以下同じ。）の経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (キ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、行政のデジタル化、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

イ 東日本大震災分

(ア) 復旧・復興事業

- a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、補助事業に係る地方負担分等を措置するため、904億円を確保する。また、一般財源充当分として8億円を計上する。
- b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、7億円（普通会計分2億円、公営企業会計等分5億円）とする。

- c 補助事業費、地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出、「地方自治法」〔昭和22年法律第67号〕に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費等について所要の事業費2,631億円を計上する。

(イ) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額として80億円を計上するとともに、一般財源充当分として169億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した令和6年度の地方財政計画は、**第40表**のとおりとなり、その規模は、通常収支分は93兆6,388億円で、前年度と比べると1兆6,038億円増（1.7%増）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が2,631億円で、前年度と比べると16億円減（0.6%減）、全国防災事業が250億円で、前年度と比べると337億円減（57.4%減）となっている。

また、令和6年度の地方債計画の規模は、通常収支分が9兆2,184億円で、前年度と比べると2,797億円減（2.9%減）となっている。東日本大震災分は、復旧・復興事業が7億円で、前年度と比べると6億円減（46.2%減）となっている。

第40表 令和6年度地方財政計画歳入歳出一覧（その1 通常収支分）

(単位 億円・%)

区 分		令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税	427,329	428,751	△ 1,422	△ 0.3
	地方譲与税	27,293	26,001	1,292	5.0
	地方特例交付金等	11,320	2,169	9,151	421.9
	地方交付税	186,671	183,611	3,060	1.7
	国庫支出金	158,042	150,085	7,957	5.3
	地方債	63,103	68,163	△ 5,060	△ 7.4
	うち臨時財政対策債	4,544	9,946	△ 5,402	△ 54.3
	うち財源対策債	7,600	7,600	0	0.0
	使用料及び手数料	15,625	15,646	△ 21	△ 0.1
	雑収入	47,182	45,867	1,315	2.9
	復旧・復興事業一般財源充当分	△ 8	△ 3	△ 5	166.7
	全国防災事業一般財源充当分	△ 169	60	△ 229	△ 381.7
	計	936,388	920,350	16,038	1.7
	一般財源	656,980	650,535	6,445	1.0
	(水準超経費を除く交付団体ベース)	627,180	621,635	5,545	0.9
歳出	給与関係経費	202,292	199,053	3,239	1.6
	退職手当以外	191,527	187,724	3,803	2.0
	退職手当	10,765	11,329	△ 564	△ 5.0
	一般行政経費	436,893	420,841	16,052	3.8
	補助	251,417	239,731	11,686	4.9
	単独	153,861	149,684	4,177	2.8
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,915	14,726	189	1.3
	デジタル田園都市国家構想事業費	12,500	12,500	0	0.0
	地方創生推進費	10,000	10,000	0	0.0
	地域デジタル社会推進費	2,500	2,500	0	0.0
	地域社会再生事業費	4,200	4,200	0	0.0
	公債費	108,961	112,614	△ 3,653	△ 3.2
	維持補修費	15,344	15,237	107	0.7
	うち緊急浚渫推進事業費	1,100	1,100	0	0.0
	投資的経費	119,896	119,731	165	0.1
	直轄・補助	56,259	56,594	△ 335	△ 0.6
	単独	63,637	63,137	500	0.8
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	0	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000	4,000	0	0.0
	うち脱炭素化推進事業費	1,000	1,000	0	0.0
	うちこども・子育て支援事業費	500	—	500	皆増
	公営企業繰出金	23,202	23,974	△ 772	△ 3.2
	企業債償還費普通会計負担分	13,059	13,997	△ 938	△ 6.7
	その他の	10,143	9,977	166	1.7
	不交付団体水準超経費	29,800	28,900	900	3.1
	計	936,388	920,350	16,038	1.7
	(水準超経費を除く交付団体ベース)	906,588	891,450	15,138	1.7
	地方一般歳出(*)	784,568	764,839	19,729	2.6

第40表 令和6年度地方財政計画歳入歳出一覧（その2 東日本大震災分）（単位 億円・%）

(1) 復旧・復興事業

区 分		令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	震災復興特別交付税	904	935	△ 31	△ 3.3
	一般財源充当分	8	3	5	166.7
	国庫支出金	1,655	1,632	23	1.4
	地方債入	2	9	△ 7	△ 77.8
	雑収入	62	68	△ 6	△ 8.8
計		2,631	2,647	△ 16	△ 0.6
歳出	給与関係経費	51	54	△ 3	△ 5.6
	一般行政経費	1,187	1,288	△ 101	△ 7.8
	補単独補助費	836	902	△ 66	△ 7.3
	公債費	351	386	△ 35	△ 9.1
	投資的経費	62	68	△ 6	△ 8.8
	投直轄・補助	1,331	1,237	94	7.6
	単営企業繰出金	1,329	1,235	94	7.6
	公営企業繰出金	2	2	0	0.0
	計	0	0	0	0.0
計		2,631	2,647	△ 16	△ 0.6

(2) 全国防災事業

区 分		令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税	80	646	△ 566	△ 87.6
	一般財源充当分	169	△ 60	229	△ 381.7
	雑収入	1	1	0	0.0
計		250	587	△ 337	△ 57.4
歳出	公債費	250	587	△ 337	△ 57.4
	計	250	587	△ 337	△ 57.4

(2) 令和6年度補正予算及び一般会計予備費の使用

ア 令和6年度補正予算（第1号）とそれに伴う財政措置等

(ア) 令和6年度補正予算（第1号）

令和6年度補正予算（第1号）は、令和6年11月29日に閣議決定、同年12月9日に第216回臨時国会に提出され、同年12月17日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、日本経済・地方経済の成長（全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす）5兆7,505億円、物価高の克服（誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける）3兆3,897億円、国民の安心・安全の確保（成長型経済への移行の礎を築く）4兆7,909億円、地方交付税交付金1兆398億円等が追加計上されたほか、既定経費の減額1兆6,303億円の修正減少額が計上された。

また、歳入面で、税収3兆8,270億円、税外収入1兆8,668億円、前年度剰余金受入1兆5,595億円、公債金6兆6,900億円（建設公債3兆800億円及び特例公債3兆6,100億円）が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和6年度当初予算に対し、13兆9,433億円増加し、126兆5,150億円となった。

(イ) 令和6年度補正予算（第1号）に係る財政措置等

この補正予算においては、国税収入の決算等に伴い地方交付税が増額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じること等から、以下の措置を講じることとした。

a 地方交付税

この補正予算において、地方交付税法第6条第2項の規定に基づき増額される令和6年度分の地方交付税の額は、2兆748億円（令和5年度国税決算に伴う地方交付税法定率分の増額7,793億円及び令和6年度国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分の増額1兆2,955億円）である。

(a) 以下のとおり、1兆1,926億円を令和6年度の地方交付税総額に加算して増額交付する措置を講じる。

① 普通交付税の調整額を復活するとともに、国の補正予算における歳出の追加に伴う地方負担及び地方公務員の給与改定を実施する場合に必要な経費の一部を措置するため、令和6年度の地方交付税を6,946億円（普通交付税6,529億円及び特別交付税417億円）増額交付する。

この普通交付税の増額交付に対応して、令和6年度に限り、基準財政需要額の費目に「臨時経済対策費」及び「給与改定費」を創設するとともに、調整額を復活する。

② 令和7年度及び令和8年度における臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための基金の積立てに要する経費の財源を措置するため、令和6年度の普通交付税を4,000億円増額交付する。

これに対応して、令和6年度に限り、基準財政需要額の費目に「臨時財政対策債償還基金費」を創設する。

なお、「臨時財政対策債償還基金費」の算定額については、令和7年度及び令和8年度の「臨時財政対策債償還費」からそれぞれ当該算定額の2分の1に相当する額を控除する。

③ 上記①の417億円に加えて、令和6年能登半島地震による災害に係る財政需要に対応するため、令和6年度の特別交付税の総額に980億円加算する。

④ 上記①②に伴い、普通交付税の再算定を行う。

(b) 令和6年度地方財政計画において「地域デジタル社会推進費」を計上するために活用することとしていた令和6年度の地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円について、その活用時期を見直す。

(c) 6,822億円については、令和7年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じる。

以上の措置を講じるため、「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」を第216回臨時国会に提出し、令和6年12月17日に成立した（令和6年法律第71号）。

b 追加の財政需要

この補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対して所要の財政措置を講じることとした。

c 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額

この補正予算においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を1兆908億円（うち低所得世帯支援枠4,908億円、推奨事業メニュー分6,000億円）増額することとされた。

(ウ) 地方公務員の給与改定

令和6年の国家公務員の給与改定については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（令和6年11月29日閣議決定）において、その取扱いが決定されたが、地方公務員の給与改定については、「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）の趣旨に沿って適切に対応されるよう、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（令和6年11月29日付け総務副大臣通知）で通知した。

なお、当該給与改定に係る一般財源所要額については、地方財政計画上の追加財政需要額（4,200億円）の一部及び上記（イ）a（a）の地方交付税の増額交付の中で対応することとした。

イ 令和6年度一般会計予備費の使用

令和6年度一般会計予備費について、令和6年4月23日に1,398億円、同年6月28日に1,396億円、同年9月10日に1,088億円、同年10月11日に1,325億円、令和7年2月28日に1,068億円の使用が閣議決定された。

この一般会計予備費使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対して所要の財政措置を講じることとした。

2

令和7年度の地方財政

(1) 地方財政計画

令和7年度においては、通常収支分について、累積した巨額の債務残高を抱えるなど引き続き厳しい地方財政の状況等を踏まえ、歳出面においては、地方創生や防災・減災対策、自治体DX・地域社会DXの推進等に必要な経費を計上するとともに、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費や民間における賃上げ等を踏まえた人件費の増加を適切に反映した計上等を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生じることとなった財源不足について、適切な補填措置を講じることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

なお、地方財政審議会からは、令和6年5月31日に「地域経済の好循環及び持続可能な地域社会を実現するための地方税財政改革についての意見」及び同年12月9日に「今後目指すべき地方財政の姿と令和7年度の地方財政への対応等についての意見」が提出された。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和7年度の地方財政計画を策定している。

ア 通常収支分

(ア) 地方税制については、令和7年度地方税制改正では、個人住民税における給与所得控除の見直しや大学生年代の子等に関する特別控除の創設等の措置のほか、企業版ふるさと納税制度の延長等の税制上の措置を講じることとしている。

(イ) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとし、所要の法律改正を行う。

a 令和7年度の地方財源不足見込額1兆929億円については、令和5年度に講じた令和7年度までの制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講じる。その結果、国と地方が折半して補填すべき額及び地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）の発行額は生じないこととなる。

(a) 建設地方債（財源対策債）を7,600億円増発する。

(b) 地方交付税については、国の一般会計加算により929億円（地方交付税法附則第4条の2第1項の加算額154億円及び同条第3項の加算額775億円）増額する。

また、交付税特別会計剰余金400億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫

債権金利変動準備金 2,000 億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

b 交付税特別会計借入金の償還については、平成23年度の償還計画の見直し以降に償還を繰り延べてきたもののうち令和6年度までの繰延べ分 2 兆 2,000 億円を合わせ、2 兆 8,000 億円の償還を実施する。

c 上記の結果、令和7年度の地方交付税については、18 兆 9,574 億円（前年度比 2,904 億円、1.6%増）を確保する。

(ウ) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、自治体DX・地域社会DXの推進、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、9 兆 885 億円（普通会計分 5 兆 9,602 億円、公営企業会計等分 3 兆 1,283 億円）とする。

(エ) 自治体DX・地域社会DXや地方創生の推進、地域社会の維持・再生、こども・子育て政策の強化、住民に身近な社会資本の整備、社会保障施策の充実、消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進、過疎地域の持続的発展等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

a 「デジタル田園都市国家構想事業費」については、「新しい地方経済・生活環境創生事業費」に名称変更した上で、「地方創生推進費」（1 兆円）及び「地域デジタル社会推進費」（2,000 億円）を内訳として、1 兆 2,000 億円計上する。

b 「地域社会再生事業費」については、4,200 億円（前年度同額）計上する。

c 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における地方負担について所要の財政措置を講じる。

d 投資的経費に係る地方単独事業費については、「公共施設等適正管理推進事業費」のうち集約化・複合化事業の対象を拡充した上で、同事業費として 5,000 億円（前年度比 200 億円、4.2%増）を計上することとしており、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

e 「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

f 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

g 一般行政経費に係る地方単独事業費については、自治体DX・地域社会DXの推進や社会保障関係費の増加、地方公共団体の委託料の増加に要する経費等を適切に反映した計上を行うとともに、年度途中における給与改定に対応できるよう給与改善費を計上することにより、財源の重点的配分を図るほか、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

h 消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。

i 過疎地域の持続的発展のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

- (オ) 公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を行うため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (カ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、行政のデジタル化、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

イ 東日本大震災分

(ア) 復旧・復興事業

- a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、補助事業に係る地方負担分等を措置するため、871億円を確保する。また、一般財源充当分として33億円を計上する。
- b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、15億円（普通会計分11億円、公営企業会計等分4億円）とする。

- c 補助事業費、地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費等について所要の事業費2,704億円を計上する。

(イ) 全国防災事業

全国防災事業については、一般財源充当分として217億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した令和7年度の地方財政計画は、**第41表**のとおりとなっており、その規模は、通常収支分は97兆94億円で、前年度と比べると3兆3,707億円増（3.6%増）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が2,704億円で、前年度と比べると73億円増（2.8%増）、全国防災事業が218億円で、前年度と比べると32億円減（12.8%減）となっている。

また、令和7年度の地方債計画の規模は、通常収支分が9兆885億円で、前年度と比べると1,299億円減（1.4%減）となっている。東日本大震災分は、復旧・復興事業が15億円で、前年度と比べると8億円増（114.3%増）となっている。

第41表 令和7年度地方財政計画歳入歳出一覧（その1 通常収支分）

(単位 億円・%)

区 分		令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税	454,493	427,329	27,164	6.4
	地方譲与税	29,661	27,293	2,368	8.7
	地方特例交付金等	1,936	11,320	△ 9,384	△ 82.9
	地方交付税	189,574	186,671	2,904	1.6
	国庫支出金	171,022	158,042	12,980	8.2
	地方債	59,602	63,103	△ 3,501	△ 5.5
	うち臨時財政対策債	0	4,544	△ 4,544	皆減
	うち財源対策債	7,600	7,600	0	0.0
	使用料及び手数料	15,560	15,625	△ 65	△ 0.4
	雑収入	48,496	47,182	1,314	2.8
	復旧・復興事業一般財源充当分	△ 33	△ 8	△ 25	312.5
	全国防災事業一般財源充当分	△ 217	△ 169	△ 48	28.4
	計	970,094	936,388	33,707	3.6
歳出	一般財源	675,414	656,980	18,435	2.8
	(水準超経費を除く交付団体ベース)	637,714	627,180	10,535	1.7
	給与関係経費	209,784	202,292	7,492	3.7
	退職手当以外	198,588	191,527	7,061	3.7
	退職手当	11,196	10,765	431	4.0
	一般行政経費	455,936	436,893	19,043	4.4
	補助	265,800	251,417	14,383	5.7
	単独	158,946	153,861	5,085	3.3
	デジタル活用推進事業費	1,000	—	1,000	皆増
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,990	14,915	75	0.5
	新しい地方経済・生活環境創生事業費	12,000	12,500	△ 500	△ 4.0
	地方創生推進費	10,000	10,000	0	0.0
	地域デジタル社会推進費	2,000	2,500	△ 500	△ 20.0
	地域社会再生事業費	4,200	4,200	0	0.0
	公債	107,259	108,961	△ 1,701	△ 1.6
	維持補修費	15,525	15,344	181	1.2
	うち緊急浚渫推進事業費	1,100	1,100	0	0.0
	投資的経費	121,103	119,896	1,207	1.0
	直轄・補助	57,466	56,259	1,207	2.1
	単独	63,637	63,637	0	0.0
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	5,000	4,800	200	4.2
	うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000	4,000	0	0.0
	うち脱炭素化推進事業費	1,000	1,000	0	0.0
	公営企業繰出金	22,787	23,202	△ 415	△ 1.8
	企業債償還費普通会計負担分	12,394	13,059	△ 665	△ 5.1
	その他	10,393	10,143	250	2.5
	不交付団体水準超経費	37,700	29,800	7,900	26.5
	計	970,094	936,388	33,707	3.6
	(水準超経費を除く交付団体ベース)	932,394	906,588	25,807	2.8
	地方一般歳出	812,741	784,568	28,173	3.6

(注) 新しい地方経済・生活環境創生事業費の令和6年度の額は、令和6年度地方財政計画の歳出に計上された「デジタル田園都市国家構想事業費」(12,500億円)の額である。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
1
2
3
4
5
6
7

令和7年度の地方財政

第41表 令和7年度地方財政計画歳入歳出一覧（その2 東日本大震災分）（単位 億円・%）

(1) 復旧・復興事業

区 分		令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	震災復興特別交付税	871	904	△33	△3.7
	一般財源充当分	33	8	25	312.5
	国庫支出金	1,731	1,655	76	4.6
	地方債収入	11	2	9	450.0
	雑収入	58	62	△4	△6.5
計		2,704	2,631	73	2.8
歳出	給与関係経費	49	51	△2	△3.9
	一般行政経費	1,129	1,187	△58	△4.9
	補助	853	836	17	2.0
	単独	276	351	△75	△21.4
	公債費	58	62	△4	△6.5
	投資的経費	1,468	1,331	137	10.3
	直轄・補助	1,468	1,329	139	10.5
	単独	0	2	△2	△100.0
	公営企業繰出金	0	0	△0	△0.0
計		2,704	2,631	73	2.8

(2) 全国防災事業

区 分		令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税	—	80	△80	皆減
	一般財源充当分	217	169	48	28.4
	雑収入	1	1	0	0.0
計		218	250	△32	△12.8
歳出	公債費	218	250	△32	△12.8
	計	218	250	△32	△12.8

(2) 公営企業等に関する財政措置

ア 公営企業

(ア) 通常収支分

公営企業については、上記（1）ア（オ）の公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金として、地方財政計画において2兆2,787億円（前年度2兆3,202億円）を計上する。

公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分3兆1,283億円（前年度2兆9,081億円）を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは、以下のとおりである。

- a 公営企業会計の適用の更なる推進について、重点事業としている下水道事業及び簡易水道事業については早急に公営企業会計を適用し、その他の事業についてはできる限り公営企業会計を適用するなど、地方公共団体において円滑に取組が実施されるよう、適用に要する経費や、市町村に対して都道府県が行う支援に要する経費について、引き続き地方財政措置を講じる。

- b 水道事業については、令和6年能登半島地震の被災状況や教訓を踏まえ、水道管路耐震化事業に対する地方財政措置について、対象となる上積事業費の算出方法を、事業費を基準とする方法に見直した上で、特別対策分の対象要件を緩和し対象団体を拡充するとともに、用水供給事業者を新たに一般対策分の対象団体に追加することとしている。また、広域化を推進し、持続的な経営を確保するため、広域化に伴う施設の整備費等や都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討に要する経費について、引き続き地方財政措置を講じる。
- c 下水道事業については、広域化・共同化を推進し、持続的な経営を確保するため、広域化・共同化に伴う施設の整備費等や都道府県が実施する広域化・共同化の推進のための調査検討に要する経費について、引き続き地方財政措置を講じる。
- d 厳しい経営環境に直面している病院事業については、経営改善実行計画を策定し収支改善に取り組む公立病院の資金繰りを支援し、経営改善を促進するため、新たに病院事業債（経営改善推進事業）を創設することとしている。

また、公立病院等の施設整備費に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を引き上げるとともに、不採算地区病院等に対する特別交付税措置の基準額引上げを継続する。

- e 令和6年能登半島地震の被災状況や教訓を踏まえ、病院事業債（災害分）を改編の上、病院事業については災害拠点病院等における給排水管の耐震性能の確保工事を、水道事業については水道施設が被災した際の応急給水のための設備（給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備）の整備を、それぞれ対象事業に追加し、公営企業債（防災対策事業）を創設することとしている。

（イ）東日本大震災分

公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、その全額を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において0.18億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分4億円を計上する。

イ 国民健康保険事業

国民健康保険事業については、厳しい財政状況に配慮し、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- （ア）都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、「国民健康保険法」（昭和33年法律第192号）第72条の2に基づき、一般会計から当該都道府県国保に繰り入れられる都道府県繰入金（給付費等の9%分）については、その所要額（5,718億円）について地方交付税措置を講じる。
- （イ）国保被保険者のうち低所得者に係る保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部（都道府県3/4、市町村1/4）を負担することとし、その所要額（4,358億円）について地方交付税措置を講じる。
- （ウ）国保被保険者のうち未就学児に係る保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務

組合等を除く。)が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、国及び都道府県が一部（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）を負担することとし、地方負担（40億円）について地方交付税措置を講じる。

(エ) 国保被保険者のうち子育て世代の負担軽減、次世代育成支援及び負担能力に応じた負担とする観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が産前産後期間の保険料免除相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、国及び都道府県が一部（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）を負担することとし、地方負担（8億円）について地方交付税措置を講じる。

(オ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、国及び都道府県が一部（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）を負担することとし、地方負担（1,306億円）について地方交付税措置を講じる。

(カ) 高額医療費負担金（3,517億円）については、都道府県国保に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、都道府県国保1/2）を負担することとし、地方負担（879億円）について地方交付税措置を講じる。

(キ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れについて、所要の地方交付税措置（1,000億円）を講じる。

(ク) 出産に直接要する費用や出産前後の健診費用等の出産に要すべき費用の経済的負担の軽減を図るための出産育児一時金については、引き続き市町村が一部（市町村2/3、市町村国保1/3）を負担することとし、地方負担（164億円）について地方交付税措置を講じる。

(ケ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国保被保険者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業（396億円）に対して、国及び都道府県が一部（国1/3、都道府県1/3、都道府県国保1/3）を負担することとし、地方負担（132億円）について地方交付税措置を講じる。

ウ 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である後期高齢者医療広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和（均等割2割・5割・7割軽減）を図るため、都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。）が負担（都道府県3/4、市町村1/4）することとし、その所要額（3,914億円）について地方交付税措置を講じる。

(イ) 高額医療費負担金（5,077億円）については、後期高齢者医療広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、後期高齢者医療広域連合1/2）を負担することとし、地方負担（1,269億円）について地方交付税措置を講じる。

(ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金（216億円）に対して国及

び都道府県が一部（国 1/3、都道府県 1/3、後期高齢者医療広域連合 1/3）を負担することとし、地方負担（72億円）について地方交付税措置を講じる。

（エ）後期高齢者医療広域連合に対する市町村分担金、市町村（一部事務組合等を除く。）の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

エ 公営競技納付金制度の延長

公営競技納付金制度は、公営競技施行団体のうち、一定の黒字団体が、収益の一部を地方公共団体金融機構に納付し、同機構において基金に積み立て、その運用益等を活用することにより、地方公共団体向け貸付金の金利を引き下げる仕組みである。

公営競技施行団体に偏在する収益金の全国的な均てん化を図る目的で昭和45年度に創設され、累次の見直しを経て、現行の公営競技納付金制度は令和7年度までとなっている。

今般、制度を活用している地方公共団体からの要望等を受け、現行制度と同内容で、令和12年度までの延長を図ることとし、「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を第217回通常国会に提出している。



第3部

最近の地方財政をめぐる
諸課題への対応



1

新たな地方創生の展開

地方創生の取組が本格的に始まってから10年が経過した。これまで、全国各地で地方創生の取組が行われ、様々な好事例が生まれたことは大きな成果である一方、人口減少や東京圏への一極集中の流れを変えるまでには至らなかった。こうした取組の成果と課題を踏まえ、日本の活力を取り戻す経済政策であり、国民の多様な幸せを実現するための社会政策である「地方創生2.0」を起動する必要がある。

(1) 地方創生2.0の「基本的な考え方」等

令和6年10月に、内閣総理大臣を本部長、全ての国務大臣を本部員とする「新しい地方経済・生活環境創生本部」が設置され、同年12月末には「地方創生2.0」の目指す先を確認する「基本的な考え方」が取りまとめられた。

この「基本的な考え方」においては、①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生、②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散、③付加価値創出型の新しい地方経済の創生、④デジタル・新技術の徹底活用及び⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上の5本の柱に沿った政策体系を検討し、令和7年夏に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめることとされている。

令和6年度補正予算（第1号）において、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」が創設され、1,000億円が計上された。令和7年度予算案においても、2,000億円が計上され、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組や、デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援することとされている。

さらに、令和7年度の地方財政計画においては、地方公共団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むための「地方創生推進費」（1兆円）と、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に取り組むための「地域デジタル社会推進費」（2,000億円）を内訳として、「デジタル田園都市国家構想事業費」から名称を変更した、「新しい地方経済・生活環境創生事業費」（1兆2,000億円）を計上している。

(2) 持続可能な地域社会の実現に向けた地方創生の取組

地方は、人口減少や深刻な担い手不足などによる日常生活の持続可能性の低下など、様々な課題に直面している。これらの課題を解決するため、地方への人の流れの創出・拡大、地域経済の好循環による付加価値の創造等の取組を進め、持続可能な地域社会を構築していく必要がある。

ア 地方への人の流れの創出・拡大

過度な東京一極集中の進展は、少子高齢化・過疎が進む地方における地域社会の担い手不足や、災害リスクなどの観点から大きな問題であるところ、その是正は我が国全体にとって喫緊の課題であり、地方への移住や関係人口の増加など、特に「地域の担い手」としての潜在力が高い「女性・若者、シニア、外国人、副業人材」へのアプローチを強化し、地方への人の流れの創出・拡大に向けた取組を行う必要がある。

そのため、移住・定住の促進に加え、二地域居住などの関係人口の増加につながる取組について地方交付税措置を講じるとともに、地域に継続的に関わる方々が地域を応援していく「ふるさと住民登録制度」について検討を行うこととしている。また、都市部の企業の社員を即戦力として活用する地域活性化起業人について、企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人」を創設するとともに、地域おこし協力隊について、現役隊員数を令和8年度までに1万人とする目標の達成に向けて、戦略的な情報発信やサポート体制を強化することとしている。

さらに、女性・若者の力を活かした魅力的な地域づくりや地域おこし協力隊等の未来の地域づくり人材の育成・確保の取組を加速化するため、大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクト「ふるさとミライカレッジ」について、令和7年度から新たに特別交付税措置を講じることとしている。

イ 地域経済の好循環による付加価値の創造等

人口減少・少子高齢化の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、地域企業の担い手となる人材の不足の解消や、良質な雇用の確保が特に重要な課題となっている。

このことから、地域企業と地方公共団体が連携し、地域が一体となって地域企業の担い手を確保・育成するため、事業承継人材、都市部の副業人材、女性・若者、シニア、外国人等の地域内外の人材と地域企業とのマッチングの支援を強化するとともに、産官学金労言の連携により地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」をはじめとした地方公共団体のローカルスタートアップの取組の加速化などにより、地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成し、地域経済の好循環による付加価値の創造を図ることとしている。

また、地域人口の急減に直面する地域において地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業協同組合の取組を支援することとしている。

さらに、人口減少が進む中、公立高校を中核として産業界等と連携して実施する人材育成の取組や行政サービス等の確保のための過疎地に所在する郵便局等の活用について、令和7年度から新たに特別交付税措置を講じることとしている。

ウ 過疎対策の推進

過疎地域は、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支える重要な役割を果たしている一方で、人口減少・少子高齢化等の厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続し、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、交通機能や医療提供体制の確保、集落の維持等が喫緊の課題となっていることから、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号）

に基づき、過疎対策事業債や国庫補助率の嵩上げ等の特例措置が講じられている。

令和7年度においては、過疎対策事業債について、過疎地域の持続的発展に資する事業を計画的に実施できるよう、地方債計画に対前年度比200億円増の5,900億円を計上するとともに、過疎地域における人材の育成や、ICT等技術を活用した取組等を支援する「過疎地域持続的発展支援交付金」について、前年度同額の8.0億円を予算計上している。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

1

2

1

2

3

4

5

6

7

新たな地方創生の展開

2

物価高等への対応

物価高が継続する中、地方公共団体においては、物価高の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援を実施しており、国においても、そうした取組に補正予算の編成により財政措置を講じてきた。また、地方公共団体の公共施設等における光熱費の高騰や委託料の増加、建設事業費の上昇を踏まえた対応や民間における賃上げ等を踏まえた給与改定等への対応も必要となっている。

(1) 補正予算の対応

令和6年11月22日に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」が閣議決定され、国民生活・事業活動を守り抜くため、当面の対応として、物価高に伴う家計や事業者の負担を軽減することとし、令和6年度補正予算（第1号）において、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」（低所得世帯支援枠0.5兆円、推奨事業メニュー分0.6兆円等）が計上されるとともに、電気料金及び都市ガス料金の値引き原資の支援を行うための「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（0.3兆円）、燃料油の小売価格急騰の抑制を図るための「燃料油価格激変緩和対策事業」（1.0兆円）等が計上された。

(2) 公共施設等の光熱費・施設管理の委託料等に関する対応

令和7年度の地方財政計画においては、学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に対前年度比300億円増の1,000億円を計上している。

また、資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、病院事業債の公立病院等に係る新設・建替等事業と緊急防災・減災事業債の津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における建築単価の上限を引き上げることとし、いずれも令和6年度事業債から新単価を適用することとしている。

(3) 地方公務員の給与改定等

令和6年人事院勧告において、民間企業の賃上げの状況を反映して月例給は約30年ぶりとなる高水準のベースアップとなり、若年層に特に重点を置きつつ、全ての国家公務員を対象に平均2.76%の引上げ改定が行われ、特別給は3年連続で0.10月分引上げとなった。

地方公務員の給与改定については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（令和6年11月29日閣議決定）において、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応することとされた。これを踏まえ、地方公務員の給与改定に要する経費の地方負担分として、令和6年度の給与改定所要額

7,172億円について、令和6年度補正予算（第1号）に伴い、令和6年度地方財政計画上の追加財政需要額の一部及び地方交付税の増額交付の中で対応することとした。また、令和7年度の地方財政計画においては、令和7年度の給与改定所要額7,651億円を計上するとともに、年度途中の給与改定に対応できるよう、給与改善費として2,000億円を計上している。

公立学校の教師の処遇改善のため、教職調整額の率について、令和8年1月に5%とし、令和12年度までに10%への引上げを行うこととし、第217回通常国会に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」が提出されている。

教職調整額の引上げに必要な経費（令和7年度の地方負担113億円）については、全額を地方財政計画の歳出に計上し、地方交付税措置を講じることとしている。

3

防災・減災、国土強靱化及び公共施設等の適正管理の推進等

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化し、南海トラフ地震などの大規模地震の発生も切迫している。引き続き、国民の生命・財産を守るため、地方公共団体が国と連携しつつ、防災・減災、国土強靱化対策に取り組む必要がある。

また、高度経済成長期に大量に建設された公共施設等が一斉に更新時期を迎える中、各地方公共団体においては、人口減少や少子高齢化等による公共施設等の利用需要の変化や地方財政の厳しい状況等を踏まえ、公共施設等の適正管理に向けた取組を着実に推進する必要がある。

(1) 令和6年能登半島地震の被災地への対応

令和6年1月1日に最大震度7を観測した令和6年能登半島地震では、死者515人（うち、災害関連死287人）、住家被害155,751棟（令和7年1月28日、総務省消防庁発表）にのぼる被害をもたらした。また、令和6年9月20日から的大雨では、能登半島地震からの復旧復興の途上である被災地に更なる被害をもたらした。

このため、累次の一般会計予備費使用の閣議決定や令和6年度補正予算（第1号）により、被災地の復旧復興の支援策が講じられている。また、地方財政措置としては、全国の自治体からの応援職員やインフラ復旧工事事業者等の宿泊場所について、石川県が一元的に確保する費用に対する特別交付税措置を創設するとともに、令和6年能登半島地震からの復興に向けて、被災自治体が地域の実情に応じて、住民生活の安定、液状化対策、住宅再建支援、産業や教育文化の振興等の様々な事業について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的に対処できる資金として石川県が創設する復興基金に対し、特別交付税措置を講じたほか、広範な地域で液状化の被害が発生している富山県、新潟県が単独事業で実施する液状化対策に係る特別交付税措置を創設した。

さらに、なりわい再建支援事業及び災害廃棄物処理事業に係る災害対策債や、災害関連事業等に係る補正予算債の交付税措置の拡充、上下水道事業の災害復旧に係る地方負担額が一定以上となった場合の特例の創設など、地方財政措置の拡充等を行った。このほか、被災地を支援するために応援職員が派遣されており、これに要する経費に対して地方交付税措置を講じることとしている。

(2) 防災・減災、国土強靱化の推進等

ア 防災・減災、国土強靱化の推進

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定。以下「5か年加速化対策」という。）に基づく直轄事業及び補助事業について、当初予算に計上される場合には、その地方負担を防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債により措置することとし、補正予算に計上される場合には、その地方負担を補正予算債により措置することとしている。令和7年度ま

での5か年加速化対策の5年目については、令和6年度補正予算（第1号）（国費1兆6,992億円）を活用することとされており、その地方負担については、補正予算債等により措置することとしている。

地方公共団体が、喫緊の課題である防災・減災対策のための施設整備等に取り組んでいけるよう、「緊急防災・減災事業費」について、緊急消防援助隊の無人走行放水ロボットの整備等を対象事業に追加した上で、令和7年度の地方財政計画に前年度同額の5,000億円を計上している。

また、地方公共団体が、5か年加速化対策と連携しつつ、地方単独事業として緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、「緊急自然災害防止対策事業費」について、積雪寒冷特別地域の道路における凍上災害の予防・拡大防止対策（基層及び路盤を含む対策）を対象事業に追加した上で、令和7年度の地方財政計画に前年度同額の4,000億円を計上している。

さらに、地方公共団体が、地方単独事業として緊急に河川等の浚渫を実施できるよう、「緊急浚渫推進事業費」について、事業期間を令和11年度まで延長するため、「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を第217回通常国会に提出している。また、農業用排水路に係る浚渫を対象事業に追加した上で、令和7年度の地方財政計画に前年度同額の1,100億円を計上している。

イ 水道等の防災対策の推進

令和6年能登半島地震の被災状況や教訓を踏まえ、災害時の水の確保が極めて重要であることに鑑み、水道管路耐震化事業に対する地方財政措置について、対象となる上積事業費の算出方法を、事業費を基準とする方法に見直した上で、特別対策分の対象要件を緩和し対象団体を拡充するとともに、用水供給事業者を新たに一般対策分の対象団体に追加することとしている。また、病院事業債（災害分）を改編の上、病院事業については災害拠点病院等における給排水管の耐震性能の確保工事を、水道事業については水道施設が被災した際の応急給水のための設備（給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備）の整備を、それぞれ対象事業に追加し、公営企業債（防災対策事業）を創設することとしている。

(3) 公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の適正管理については、公共施設等の老朽化や人口減少等の進行を踏まえ、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であり、各地方公共団体において、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画（以下「総合管理計画」という。）を策定している。

そのような中、総合管理計画の策定から一定の期間が経過していることも踏まえ、地方公共団体に対して、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の内容を反映しつつ、中長期のインフラ維持管理・更新費の見通しや適正管理に取り組むことによる効果額を盛り込んだ総合管理計画の見直しを令和5年度末までに行うよう要請してきた。

その結果、令和6年3月末時点で97.8%の団体が見直しを行い、ほぼ全ての団体で見直しが完了したところである。今後も、人口減少等を踏まえた不断の見直しを行い、更なる内容充実を図り、総合管理計画の具体性・実効性を高める取組を進めていくことが重要である。

令和7年度においては、地方公共団体が公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」について、集約化・複合化事業の対象に集約化・複合化等に伴う施設の除却事業を追加した上で、地方財政計画に5,000億円（対前年度比200億円増加）を計上している。

また、広域的な公共施設の集約化・複合化を円滑に進めるため、複数の地方公共団体による公共施設の集約化等に向けた調査検討経費及び集約化等の円滑化のための経費について、令和7年度から新たに特別交付税措置を講じることとしている。

併せて、後述する「経営・財務マネジメント強化事業」により、総合管理計画の見直しや複数の地方公共団体による公共施設の集約化等の取組を支援するための専門のアドバイザーを派遣することとしている。

4

自治体DX・地域社会DXの推進

地域社会全体のデジタル変革を加速させ、活力ある地方を創るためには、デジタル技術を活用して地方の社会課題解決や魅力向上を図るとともに、地方公共団体のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進していく必要がある。

（1）マイナンバー制度及びマイナンバーカードの普及・利活用の推進

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上及び公平・公正な社会を実現するデジタル社会の基盤である。今後、各地方公共団体のDX等を進め、質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供する業務改革に取り組んでいくに当たっては、マイナンバー制度を積極的に活用していくことが不可欠である。

マイナンバーカードについては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定。以下「重点計画」という。）等に基づき、令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行がされなくなり、マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証としての利用）を基本とする仕組みに移行したことを踏まえ、同日から、1歳未満の乳児や紛失した者など特に速やかな交付が必要となる場合に、申請から原則1週間で交付できる特急発行の仕組みを導入するとともに、1歳未満の者に係る顔写真なしマイナンバーカードの交付や、出生届とマイナンバーカードの申請様式の一体化を開始している。

また、高齢者等のカードの取得に課題のある方に対する環境整備として、福祉施設等における出張申請受付を推進するとともに、令和7年3月24日からマイナンバーカードと運転免許証の一体化を開始するなどカードの利便性の向上、機能強化にも取り組んでいる。今後も重点計画に基づき、マイナンバーカードと在留カードとの一体化や、カードへの振り仮名記載などの取組も進めていくこととされている。

さらに、本人の所得・地方税、行政機関からのお知らせなど、必要な情報をいつでも確認できる行政手続のオンライン窓口である「マイナポータル」においては、オンラインでの出生届の提出に併せて新生児のマイナンバーカード交付申請が可能となるなど、オンラインで完結される手続が順次、拡大してきている。

（2）自治体DXの推進

ア 自治体DX推進計画等

総務省では、国の取組と歩調を合わせた地方公共団体の取組を強力に推進するため、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第3.0版】」（令和6年4月24日。以下「自治体DX推進計画」という。）等を策定しており、引き続き、国の取組の進捗等を踏まえて見直しを行っていくこととしている。

自治体DX推進計画では、DXの取組を着実に実施するための前提となるDX推進体制の構築やデジタル人材の確保・育成について示した上で、自治体フロントヤード改革の推進や自治体の情報システムの標準化・共通化など、7つの事項を自治体が重点的に取り組むべき「重点取組事項」として定め、その具体的内容や国の主な支援策等を示している。

イ 自治体フロントヤード改革

自治体フロントヤード改革については、マイナンバーカードやデジタルツールを活用し、対面非対面の対応を適切に組み合わせることで住民との接点を多様化・充実化することや、データ対応の徹底、さらにバックヤード改革に繋げることで、住民の利便性向上と業務効率化による業務改革を実現することを目指している。

このため、令和5年度補正予算（第1号）及び令和6年度補正予算（第1号）において実施している自治体フロントヤード改革支援事業を通じて、住民の利便性向上・業務効率化に関する効果を示しつつ、円滑なデジタル実装が可能となるような手順書の作成や、取組状況の見える化を推進するとともに、ガバメントクラウド上での「窓口DXaaS」の提供や「窓口BPRアドバイザー」の派遣等を通じて、「書かないワンストップ窓口」の横展開を行うことにより、地方公共団体の自主的な改革を促進することとしている。

ウ 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化

地方公共団体の情報システムの標準化・共通化については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）に基づき、基幹業務システムを利用する全ての地方公共団体が、同法第5条に基づく基本方針の下で所管省庁が作成する標準化基準に適合した標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行することができるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進めることとされている。

各地方公共団体がシステムの移行の際に必要な準備経費や移行経費については、令和6年度補正予算（第1号）において、地方公共団体情報システム機構に設置されているデジタル基盤改革支援基金の積立てに要する経費として194億円を追加し、累計で7,182億円を計上しており、当該基金を活用し、国が補助を行うこととしている。

また、令和6年12月の基本方針の改定や「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）を踏まえ、令和7年度末までとされているデジタル基盤改革支援基金の設置年限について、5年延長することを改正内容とする法律案を第217回通常国会に提出する予定である。

なお、標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドの利用料及び関連する費用については、所要額を一般行政経費（単独）に計上し、普通交付税においてガバメントクラウドへの移行状況に応じた措置を講じることとしている。

(3) 地域社会DXの推進

デジタル技術を活用し、全国各地域における地域課題解決を促進するため、令和6年度補正予算（第1号）において、AI・自動運転等の先進的ソリューションや先進無線システムの実証、地域の

通信インフラ整備の補助等の施策を総合的に行う地域社会DX推進パッケージ事業や高齢者等を対象としたデジタル活用支援等を実施することとしている。

また、「地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第3.0版】」（令和6年5月31日）について、各地方公共団体の新たな取組状況を踏まえつつ、地方公共団体が取り入れやすい汎用的な事例や、住民がサービスの恩恵を強く感じられる事例を中心に内容の拡充を予定しており、更なる横展開を図ることとしている。

（4）デジタル活用推進事業債の創設等

ア デジタル活用推進事業債の創設

担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組をしていくため、地方財政計画の一般行政経費（単独）において、「デジタル活用推進事業費」を創設し、令和7年度は1,000億円を計上している。

対象事業は、デジタル活用推進計画に位置付けて実施する地方単独事業等としている。具体的には、「行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体DXの推進」として、住民サービスの提供に必要な情報システムの導入、共同調達による情報システムの導入、住民利用又は住民サービスの提供に必要な職員利用の情報通信機器の購入、公共施設のネットワーク環境の整備、また、「地域の課題解決を図る地域社会DXの推進」として、地方公共団体及び公共的団体等による日常生活に不可欠なサービスの確保、地域産業の生産性向上等地域の課題解決に資する情報システムの導入及び情報通信機器等の整備を対象（公共的団体等による事業は地方公共団体からの補助を対象）としている。

その事業費について、地方債を充当できることとする特例措置を創設するため、「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を第217回通常国会に提出している。

事業期間については、令和11年度までとしている。

イ 都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材

全国的にデジタル人材が不足する中、令和7年度中に全ての都道府県で市町村と連携したDX推進体制を構築し、その中で市町村が求めるDX支援のための人材プール機能の確保を進めることとしている。都道府県が一定のスキル・経験を有し、市町村支援業務を行うデジタル人材を常勤職員として雇用する場合、当該職員の人件費については、これまで特別交付税措置の対象としていたが、令和7年度からは職員数に応じて普通交付税措置を講じることとしている。また、デジタル人材の募集経費について、特別交付税措置の上限を引き上げることとしている。

加えて、市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費や、地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員（DX推進リーダー）の育成に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講じることとしている。

また、令和6年度補正予算（第1号）において、総務省とデジタル庁が連携して行う都道府県への採用ノウハウの提供のほか、人材プール構築に協力できるデジタル人材や企業のリスト化、都道府県が確保した人材に対する行政実務研修等を行う「都道府県と市町村が連携したDX推進体制構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト」を実施することとしている。

5

全世代型の社会保障制度の構築

少子高齢化など人口構成の変化が一層進んでいく中、年金、医療、介護などの社会保障を持続可能なものとするためには、社会保障制度を見直し、給付・負担両面で、人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平が確保された制度へと改革していくことが必要である。

また、社会保障分野のサービス・給付の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されていることから、国と地方が一体となって安定的に実施していくことが重要であり、社会保障制度改革は国・地方が協力して推進していく必要がある。

(1) 社会保障の充実と人づくり革命

社会保障と税の一体改革は、社会保障の充実・安定化に向け、安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものである。

消費税率の引上げ分は、「社会保障の充実」、「人づくり革命」等として、全額社会保障の財源に使われることとされている。

社会保障の充実については、消費税率5%から10%への引上げによる増収分の一部及び重点化・効率化による財政効果を活用して、子ども・子育て支援、医療・介護、年金の各分野で実施することとされた。

令和7年度における「社会保障の充実」の施策に係る所要額は、**第73図**のとおりである。

第73図 令和7年度における「社会保障の充実」(概要)

事 項			事 業 内 容	令和7年度 予算案	(参考) 令和6年度 予算額
子ども・子育て支援			子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実 ^(注3) 育児休業中の経済的支援の強化 ^(注4)	前年同額 前年同額	7,000 979
医療・介護	医療・介護サービスの 提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費税増収分等の活用分 うち 令和6年度における看護職員、リハビリ専門職などの医療関係職種の賃上げの一部 ・ 医療情報化支援基金	909 1,615 466 —	1,029 1,498 350 172	
		地域包括ケアシステムの構築 ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分(介護職員の処遇改善等) ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 令和4年度における介護職員の処遇改善 ・ 令和6年度における介護職員の処遇改善	前年同額 前年同額 前年同額 前年同額 689	1,196 414 524 752 517	
		国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充・子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	前年同額	693	
		被用者保険の拠出金等に対する支援 70歳未満の高額療養費制度の改正 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化 介護保険保険者努力支援交付金 国民健康保険への財政支援の拡充 (低所得者数に応じた財政支援、保険者努力支援制度等) 国民健康保険の産前産後保険料の免除 こども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止	前年同額 前年同額 前年同額 前年同額 前年同額 前年同額 前年同額	900 248 1,190 200 3,816 15 47	
		難病・小児慢性 特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用 等	前年同額	2,089
	年 金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮 年金生活者支援給付金の支給 遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	前年同額 前年同額 108	644 3,958 106	
		合 計	27,986	27,987	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(2.4兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.8兆円)の財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実」の国費分については全額こども家庭庁に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国費分については他省庁分を含む。

また、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）における「人づくり革命」については、待機児童の解消・保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善等の施策を推進するための安定財源として、消費税率8%から10%への引上げによる増収分の一部を活用することとされた。

令和7年度におけるこれらの施策に係る所要額は、第74図のとおりである。

第74図 令和7年度における「新しい経済政策パッケージ」（概要）

新しい経済政策パッケージについて（平成29年12月8日閣議決定）（抜粋）			
社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半半ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。			
事 項	事 業 内 容	令和7年度 予算案	(単位:億円) (参考) 令和6年度 予算額
待機児童の解消	・「子育て安心プラン」を前倒し、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。 ・保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3,000円相当)の賃金引上げ)。(注3)	前年同額	722
幼児教育・保育の無償化	・3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化(2019年10月～)。(注3)		8,858
介護人材の処遇改善	・リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月～)。		1,003
高等教育の無償化	・少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月～)。(注3)(注4)	6,400	5,908
合 計		16,983	16,491

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
(注2) 「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子どもに相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。
(注3) 「待機児童の解消」、「幼児教育・保育の無償化」及び「高等教育の無償化」の国費分については全額こども家庭庁に計上。
(注4) 令和7年度予算案において7,025億円(国及び地方の合計額)を計上。

(2) 全世代型社会保障構築を目指す改革

全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築については、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定）において、時間軸を考慮した具体的な改革工程が整理されており、その内容は第75図のとおりである。

第75図 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（概要）

	2024年度に実施する取組	2028年度までに検討する取組	2040年頃を見据えた中長期的取組
働き方に 中立的な 社会保障 制度の 構築	（労働市場や雇用の在り方の見直し） ・ 同一労働同一賃金ガイドライン等の必要な見直しの検討 ・ 非正規雇用労働者の待遇改善に係る取組状況に関する企業の取組の促進 ・ 三位一体の労働市場改革の推進	（勤労者皆保険の実現に向けた取組） ・ 短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃 ・ 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消 ・ 年収の壁に対する取組 等	・ フリーランス・ギグワーカーの社会保険の適用の在り方も含めた勤労者皆保険の構築など、働き方に中立的な社会保障制度の在り方の検討
医療・ 介護制度 等の改革	・ 介護の生産性・質の向上（ロボット、ICT活用、経営の協働化大規模化の推進、介護施設の人員配置基準の柔軟化） ・ 介護保険制度改革（第1号保険料負担の在り方の見直し） ・ イノベーションの適切な評価、長期収載品の保険給付の在り方の見直し ・ 診療報酬改定、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定の実施 等	（生産性向上、効率的サービス、質向上） ・ 医療DXによる効率化・質の向上 ・ 生成AI等を用いた医療データの利活用の促進 ・ 医療提供体制改革の推進 ・ 効率的で質の高いサービス提供体制の構築 ・ 介護保険制度改革（ケアマネに関する給付の在り方 等） （能力に応じた全世代の支え合い） ・ 医療・介護保険における金融所得の勘案 ・ 医療・介護の3割負担（現役並み所得）の適切な判断基準設定 ・ 介護保険制度改革（利用者負担の範囲、多床室の室料負担） （高齢者の活躍促進や健康寿命の延伸等） ・ 高齢者の活躍促進、疾病予防等の取組の推進 等	・ 科学的知見に基づき、標準的な支援の整理を含め、個人ごとに最適化された質の高い医療・介護・障害福祉サービスの提供に向けた検討 ・ ロボット・ICTやAI等の積極的な活用等を通じた、提供体制も含めた効率的、効果的なサービス提供の在り方の検討 ・ 健康寿命延伸による活力ある社会の実現に向けた検討 等
地域共生 社会の 実現	・ 重層的支援体制整備事業の更なる推進 ・ 社会保障教育の一層の推進 ・ 住まい支援の強化に向けた制度改正 等	・ 孤独・孤立対策の推進 ・ 身寄りのない高齢者等への支援 等	・ 住まい支援にとどまらず、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包括的な社会の実現に向けた検討

このうち、「2028年度までに検討する取組」については、令和10年度までの各年度の予算編成過程において、実施すべき施策の検討・決定を行い、全世代が安心できる制度を構築し、次の世代に引き継ぐための取組を着実に進める必要があるとされている。

(3) こども・子育て政策の強化

少子化は我が国が直面する最大の危機であり、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでに少子化トレンドを反転させ、人口減少に歯止めをかけなければ、持続的な経済成長の達成は困難となる。2030年（令和12年）までがラストチャンスであり、政府として次元の異なる少子化対策を進めることとしている。

地方公共団体は、こども・子育てサービスの多くを提供する主体であり、現場において果たす役割が極めて大きいことから、こども・子育て政策の強化は国と地方が車の両輪となって取り組んでいく必要がある。

ア こども・子育て支援加速化プラン

次元の異なる少子化対策の実現に向け、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、国・地方の事業費ベースで3.6兆円程度となる「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）が掲げられた。加速化プランは、その大半を3年間（令和8年度まで）で実施することとされており、令和7年度までにおける充実額は、国・地方の事業費ベースで累計3.0兆円程度となった。

令和7年度の前年度からの地方負担の増（2,413億円）については、その全額を地方財政計画の一般行政経費（補助）等に計上するとともに、適切に地方交付税措置を講じることとしている。

イ こども・子育て政策に係る地方単独事業の推進

こども未来戦略に基づく取組に合わせて、地方公共団体において地域の実情に応じた現物給付事業を拡充することが見込まれることから、地方公共団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策（ソフト）を実施できるよう、令和6年度の地方財政計画において、一般行政経費（単独）を1,000億円増額して計上した。令和7年度においても、引き続き前年度同額の1,000億円を計上している。

また、こども未来戦略に基づく取組に合わせて、地方公共団体がこども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、令和6年度の地方財政計画の投資的経費（単独）において、「こども・子育て支援事業費」を創設した。令和7年度においても、引き続き前年度同額の500億円を計上している。

ウ 児童虐待防止対策体制の強化

児童虐待防止対策体制の強化については、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定。令和6年12月23日再改定）において、令和8年度までに、令和4年度と比べて児童相談所における児童福祉司を約1,610名、児童心理司を約950名増員することが目標とされている。

同プランに基づき、令和7年度において、全国で児童福祉司を約90名、児童心理司を約240名それぞれ増員できるよう、地方財政計画に必要な職員数を計上するとともに、道府県の標準団体で児童福祉司99名分及び児童心理司44名分の配置について、地方交付税措置を講じることとしている。

6

財政マネジメントの強化

地方公共団体や公営企業が、中長期的な見通しに基づく持続可能な財政運営・経営を行うためには、自らの財政・経営状況、ストック情報等を的確に把握することが重要であり、地方公会計の推進、地方財政の「見える化」や公営企業の経営改革等に取り組む必要がある。

(1) 地方公会計の整備・活用及び地方財政の「見える化」の推進

ア 地方公会計の整備・活用の推進

発生主義・複式簿記を採用している地方公会計は、現金主義・単式簿記では見えにくいストック情報の総体や減価償却費・退職手当引当金といった発生主義特有の行政コストなどの把握を可能とするものであり、把握した情報を資産管理や予算編成等に積極的に活用していくことが重要である。

財務書類の整備状況について、決算年度の翌年度末までに財務書類を作成している団体が令和7年度末までに100%となることを目標としているが、令和5年度末時点では全団体の94.6%に当たる1,692団体となっている。

令和6年12月に公表された「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」報告書では、地方公会計のより一層の活用に資するよう、統一的な基準の改善について整理し、地方公共団体において、これを踏まえた財務書類を令和8年度決算までに整備することとしたほか、早期作成に向けた効率化策等を示したところである。

イ 地方財政の「見える化」の推進

地方財政の「見える化」については、「地方財政白書」、「決算状況調」、「財政状況資料集」等により積極的な情報開示を行ってきた。

財政状況資料集においては、各地方公共団体の性質別・目的別の住民一人当たりのコストや、ストックに関する情報について比較可能な形で公表するとともに、基金の使途・増減理由・今後の方針等について公表している。

地方公共団体においては、住民等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や財政マネジメントの強化を図る観点から、住民等へのより分かりやすい財政情報の開示に取り組むとともに、公表内容の充実を図っていくことが求められる。

こうした中、地域の実情や住民のニーズを踏まえて実施されている地方単独事業（ソフト）についても、決算情報の「見える化」を進めており、全ての歳出区分を回答対象とする調査を実施している。

(2) 公営企業の経営改革

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしている。今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことを踏まえ、各公営企業が将来にわたりこうした役割を果たしていくためには、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表^{*1}の活用による「見える化」を推進することが求められる。

ア 公営企業の更なる経営改革の推進

(ア) 経営戦略の改定の推進

経営戦略については、令和5年度末までに97.8%の事業が策定を完了しており、未策定の事業においては、速やかな策定が求められる。

今後は、策定済みの経営戦略について、取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価・検証した上で、今後の人口減少等を加味した料金収入の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るとともに、料金改定や抜本的な改革を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討を行い、令和7年度までの経営戦略の改定に反映することが求められる。

(イ) 抜本的な改革の検討の推進

各公営企業が不断の経営健全化等に取り組むに当たっては、事業ごとの特性に応じて、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革等に取り組むことが求められる。令和5年度においては、第42表のとおり、広域化等100件、包括的民間委託35件などの取組が実施されている。

第42表 公営企業の抜本的な改革の取組状況（令和6年3月31日時点）

事業廃止	民営化・民間譲渡	公営企業型地方独立行政法人	広域化等	指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI
97件	9件	0件	100件	11件	35件	12件
						合計
						264件

(注) 1 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念。事業統合を行った場合は、統合される事業は事業廃止、統合する事業は広域化等として計上している。
2 民営化・民間譲渡等、他の事業に統合せずに事業廃止となる場合は、1つの取組をそれぞれの類型に計上している。

(ウ) 公営企業会計の適用拡大等による「見える化」の推進

「公営企業会計の適用の更なる推進について」（令和6年1月22日付け総務省自治財政局長通知）においては、適用が完了していない下水道事業及び簡易水道事業に対し、早急な適用を求めるとともに、その他の事業についても、できる限り適用することを要請している。公営企業会計

* 1 各公営企業の経営及び施設の状況を主要な経営指標やその経年の推移、類似団体との比較により表し、分析を行ったもの

適用の取組状況は第43表のとおりであり、これまで重点事業として推進してきた下水道事業及び簡易水道事業については、ほとんどの地方公共団体で適用が完了している。

第43表 公営企業会計適用の取組状況（令和6年4月1日時点）

○ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計の適用を要請してきた事業
(単位 事業)

	人口3万人以上			
	簡易水道事業		公共下水道事業及び 流域下水道事業	
	令和5年 4月1日時点	令和6年 4月1日時点	令和5年 4月1日時点	令和6年 4月1日時点
①適用済又は適用に取組中	117 (100%)	111 (100%)	1,155 (100%)	1,157 (100%)
②検 討 中	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
③検 討 未 着 手	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合 計	117 (100%)	111 (100%)	1,155 (100%)	1,157 (100%)

○新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計の適用を要請してきた事業 (単位 事業)

	人口3万人未満				人口3万人以上	
	簡易水道事業		下水道事業		その他下水道事業	
	令和5年 4月1日時点	令和6年 4月1日時点	令和5年 4月1日時点	令和6年 4月1日時点	令和5年 4月1日時点	令和6年 4月1日時点
①適用済又は適用に取組中	418 (97.9%)	401 (98.3%)	1,600 (99.1%)	1,599 (99.4%)	711 (96.9%)	718 (98.6%)
②検 討 中	7 (1.6%)	6 (1.5%)	10 (0.6%)	4 (0.2%)	19 (2.6%)	6 (0.8%)
③検 討 未 着 手	2 (0.5%)	1 (0.2%)	4 (0.2%)	6 (0.4%)	4 (0.5%)	4 (0.5%)
合 計	427 (100%)	408 (100%)	1,614 (100%)	1,609 (100%)	734 (100%)	728 (100%)

(注) 1 その他下水道事業は、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。
2 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、値の合計が一致しない場合がある。

このほか、各公営企業において、経営比較分析表の作成・公表を行い、引き続き経営状況の「見える化」を推進することとしている。

イ 水道・下水道事業における広域化等の推進

水道・下水道事業の広域化等については、令和5年度末までに全ての都道府県において計画が策定されたところであり、都道府県のリーダーシップの下、計画を着実に実施することにより、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進めることが重要である。このため、引き続き広域化等に伴う施設の整備費等に対する地方財政措置を講じることとしている。

ウ 公立病院経営強化の推進

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、へき地医療、救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算医療や高度・先進医療を提供する重要な役割を担っているが、医師不足や人口減少等により、厳しい状況が続いている。

このため、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知）を踏まえて策定した「公立病院経営強化プラン」に基づき、経営強化の取組を推進するとともに、各公立病院を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、必要に応じプランの改定を行うよう要請している。

令和7年度においては、厳しい経営環境に直面している病院事業について、経営改善実行計画を策定し収支改善に取り組む公立病院の資金繰りを支援し、経営改善を促進するため、新たに病院事業債（経営改善推進事業）を創設するとともに、不採算地区病院等については、依然として厳しい経営状況が続いていることから、特別交付税措置の基準額引上げを継続することとしている。

（3）経営・財務マネジメントの強化

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るために、地方公共団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する経営・財務マネジメント強化事業（地方公共団体金融機構との共同事業）については、令和7年度も引き続き実施し、これまでの支援分野に加え、新たに「地方公共団体間の広域連携（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）」についてアドバイザーを派遣することとしている。

7

地方行政をめぐる動向と地方分権改革の推進

(1) 地方自治制度の見直し

令和6年6月26日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」（令和6年法律第65号）は、第33次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」（以下「令和5年答申」という。）を踏まえ、立案されたものである。

同法により、①DXの進展を踏まえた対応として、情報システムの適正利用に関する基本原則の創設、サイバーセキュリティの確保に関する制度の創設及び公金の収納事務に地方税統一QRコード（eL-QR）を活用するための規定の整備、②地域の多様な主体の連携及び協働の推進のための指定地域共同活動団体制度の創設、③国民の生命等の保護の措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要がある場合の、国の地方公共団体に対する必要な指示を含む、大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例の創設が行われた。

(2) 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私との連携

地方圏において少子高齢化・人口減少の局面に的確に対応していくための連携の枠組みである「連携中枢都市圏」や「定住自立圏」の形成については相当程度進捗した段階にあり、広域的な産業政策、観光振興、災害対策など、比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられている。

さらに、令和5年答申を踏まえ、地方公共団体の経営資源が制約される中で、持続可能な形で行政サービスを提供し住民の暮らしを支えていくため、地方公共団体が、地域や組織の枠を越えて資源を融通し合い、他の地方公共団体や地域の多様な主体と連携・協働していく取組を深化する必要がある。

特に、市町村の自主的な連携による専門人材の確保等の取組が重要であり、その上でニーズに応じた都道府県等による調整・支援を促進する必要がある。

専門人材の確保については、小規模市町村を中心として、専門性を有する人材の配置が困難な状況がみられることから、技術職員やデジタル人材の確保に対する地方交付税措置に加え、都道府県等が、市町村と連携協約を締結した上で、保健師、保育士、税務職員など、当該市町村が必要とする専門性を有する人材を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、引き続き、特別交付税措置を講じることとしている。

また、地域の多様な主体が連携・協働し、生活サービスを提供しやすい環境整備が進められるよう、地域運営組織以外の地域の活動主体が指定地域共同活動団体に指定された場合の市町村による設立運営支援等に要する経費について、地域運営組織に加え、令和7年度から新たに地方交付税措置を講じることとしている。

(3) 地方公務員行政に係る取組

ア 会計年度任用職員制度

令和2年度に導入された会計年度任用職員制度に係る任用や給与決定などの施行状況については、任用根拠の明確化や勤務条件の改善など、概ね、制度の趣旨に沿った運用が図られているが、一部にまだ対応が十分でない地方公共団体もあり、こうした団体においては、適正化を図る必要がある。

イ 仕事と育児の両立支援（部分休業制度の拡充）

地方公共団体の職員が活躍するためには、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる職場環境の整備が重要である。

令和7年1月8日には、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度を拡充することを内容とした「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第5号）が公布された。この改正により、育児のために勤務しないことを認める制度である部分休業制度について、現行の1日につき2時間の範囲内での形態に加え、1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内の形態を新たに設け、職員はいずれかの形態を選択可能とするほか、非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げることとしている。

ウ 地方公共団体の人材育成・確保

地方公共団体において、少子高齢化、デジタル社会の進展等により複雑・多様化する行政課題に対応する上で、人材育成・確保の重要性が高まっており、令和5年答申においても、都道府県等が市町村と連携して専門人材の育成・確保に取り組む視点の重要性が指摘されている。このような状況を踏まえ、総務省では、各地方公共団体が人材育成基本方針を改正等する際の指針として、「人材育成・確保基本方針策定指針」（令和5年12月22日付け総務省大臣官房地域力創造審議官・自治行政局公務員部長通知）を策定し、地方公共団体に対して、指針を参考として、各地方公共団体において策定されている基本方針の改正等を含め、着実に取組を推進するよう要請している。

こうした中、前述した専門人材確保に係る特別交付税措置に加え、人材育成については、各地方公共団体が、改正後の人材育成基本方針において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関する自団体職員向けの研修経費及び都道府県等が市町村職員を含めて開催する広域的な研修経費について、引き続き、地方交付税措置を講じることとしている。

(4) 地方分権改革の推進

ア 地方からの提案に関する対応方針等

地方分権改革については、平成26年から、それまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進するため、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）により、「提案募集方式」を導入している。これまで、累次にわたる、

第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

いわゆる地方分権一括法^{*2}により、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を行うなど、国が選ぶのではなく、地方が選ぶことができる地方分権改革が推進されている。

令和6年においては、257件の提案について調整がなされ、このうち214件についての対応方針が「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」に盛り込まれた。

本方針に盛り込まれた事項のうち、主なものは第76図のとおりである。特に、デジタル化については、関連する制度の横断的な見直しを含め、重点的に取り組んだところである。また、法律の改正により措置すべき事項については、所要の地方分権一括法案を第217回通常国会に提出することを基本とし、現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化することとされている。

第76図 令和6年の地方からの提案等に関する主な対応方針

R6年の提案数: 257件(R5:176件) うち実現・対応割合: 86%(R5:88%) [件数は分権室による推計値]	
主 な 改 正 内 容	主 な 効 果
デジタル化 (重点募集) ①住基ネットの利用事務を大幅に拡大 →36法律に基づく事務を追加 ②オンライン化等に伴う都道府県の経由事務の見直し 手続のオンライン化:准看護師、精神保健指定医、薬剤師 建築基準適合判定資格者及び 構造計算適合判定資格者 一斉調査システムの活用:消防庁調査 その他 ③自治体への申請手続のオンライン化 →主な環境法令の事業者申請をe-Govで可能とする方向で検討 →精神障害者保健福祉手帳申請をマイナポータルで可能とする方向で検討 ④オンライン手数料納付(マイクロチップ情報登録+狂犬病予防登録) →犬の狂犬病予防登録時の手数料納付をオンライン化 ⑤戸籍情報照会を郵送からオンライン化(戸籍電子証明書の活用) ※現行R7年度末まで ⑥自治体システム標準化等のための基金の活用期限*を検討 ⑦条例公布時における首長の署名の方法に電子署名を追加	横断的見直し(R6⑦) ・住民申請時の住民票の写しの添付が不要 ((例)介護関係の認定証申請:年間約2.5万件) ・国の機関・自治体からの郵便等による請求が不要(年間約1万件) ・申請手続の迅速化 ・経由事務廃止に伴う事務負担軽減 (資格の新規申請件数:年間約1万件) ・住民や事業者の申請手続の迅速化 (主な環境法令に基づく申請・届出件数:年間約30万件) (精神障害者保健福祉手帳の申請件数:年間約70万件) ・マイクロチップ情報登録と狂犬病予防登録の連携 ・所有者の登録や自治体の事務負担が軽減(年間約24万件) ・戸籍の請求に係る郵送事務負担軽減 (都道府県における戸籍情報照会の件数:年間約60万件) ・システム標準化のための支援の安定化 ・条例公布手続のデジタル完結を通じた合理化
その他 ⑧民生委員等の選任要件の見直し(転出後も在任期間中は身分の継続が可能)・担い手確保策を推進 ⑨公立大学法人の出資可能対象をベンチャーキャピタル等へ拡大 ⑩児童手当の所得制限撤廃を踏まえ、所得確認を簡素化 ⑪介護保険法の介護施設の届出を生活保護法の介護施設の届出とみなす	・今後懸念される民生委員等の担い手不足に対応 ・各地域の大学におけるスタートアップ創出の加速・研究成果の社会還元 ・年間約60万件的所得確認事務が軽減 ・年間約3万件的の二重届出の解消 等

300万件を超える手続負担の軽減

また、計画策定等による地方公共団体の事務負担の増大への対応については、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」(令和5年3月31日閣議決定)を着実に運用し、国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進することとされている。

今後とも、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、地方分権改革を着実に強力に進めていくこととされている。

* 2 提案募集方式の導入以降、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成27年法律第50号。いわゆる「第5次地方分権一括法」。)から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和6年法律第53号。いわゆる「第14次地方分権一括法」。)までの地方分権一括法が成立している。

イ 地方税財源の充実確保

地方公共団体が自らの発想で特色を持った地域づくりを進めていくためには、その基盤となる地方税財源の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進めることが重要である。

なお、令和7年度税制改正については、令和6年11月26日に、地方財政審議会から、「令和7年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」が提出されるとともに、同年12月27日に「令和7年度税制改正の大綱」が閣議決定された。

以上を踏まえ、地方税制の改正を行うため、第217回通常国会に「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」を提出している。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

1

2

1

2

3

4

5

6

7

地方行政をめぐる動向と地方分権改革の推進

用語の説明

本書において（＊）を付記した用語の説明は、以下のとおりである。

地方公共団体

政令指定都市

「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定を受けた人口50万以上の市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市）をいう。

政令指定都市では、都道府県が処理するとされている児童福祉に関する事務、身体障害者の福祉に関する事務、生活保護に関する事務、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務、都市計画に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

中核市

地方自治法第252条の22第1項の指定を受けた市（函館市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、松本市、岐阜市、豊橋市、豊田市、岡崎市、一宮市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市）をいう。人口20万以上の市について、当該市からの申出に基づき政令で指定される。

中核市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理する方が効率的な事務その他中核市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち民生行政に関する事務、保健衛生行政に関する事務、環境保全行政に関する事務、都市計画等に関する事務、文教行政に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

施行時特例市

「地方自治法の一部を改正する法律」（平成26年法律第42号。以下「平成26年改正法」という。）により、平成27年4月1日より特例市制度が廃止されたが、平成27年4月1日の時点において特例市である市は施行時特例市として特例の事務を引き続き処理することとされている。

平成26年改正法による改正前の地方自治法第252条の26の3第1項の指定を受けた市（つくば市、伊勢崎市、太田市、熊谷市、所沢市、春日部市、草加市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、長岡市、上越市、沼津市、富士市、春日井市、四日市市、岸和田市、茨木

市、加古川市、宝塚市及び佐賀市）は、都道府県が処理するとされている事務の特例として中核市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理する方が効率的な事務その他施行時特例市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち環境保全行政に関する事務、都市計画等に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

都市

政令指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市をいう。

なお、市となる時には、地方自治法第8条第1項で定める要件（人口5万以上を有すること等を満たしていなければならない。

中都市

都市のうち人口10万人以上の市をいう。なお、人口は、各年度1月1日現在の住民基本台帳人口に基づく人口である。ただし、国勢調査がある年度はその数値を使用する。

小都市

都市のうち人口10万人未満の市をいう。使用する人口は中都市と同じ。

町村

地方自治法第1条の3第2項で定める普通地方公共団体のうち、都道府県及び市以外のものをいう。

なお、町となる時には、同法第8条第2項の規定により、都道府県の条例で定める町としての要件を満たしていなければならない。

特別区

地方自治法第281条第1項の規定による東京都の区のこと。現在、23の区が設置されている。

特別区は、基礎的な地方公共団体として、同法第281条の2第1項で都が一体的に処理することとされている事務を除き、同法第2条第3項において市町村が処理するものとされている事務を処理する。

一部事務組合

地方自治法第284条第2項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

広域連合

地方自治法第284条第3項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、広域にわたり処理することが適切であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体のこと。

特定被災県

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である9県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県）のこと。

特定被災市町村等

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」（平成23年政令第127号）の別表第1に定める特定被災地方公共団体である市町村並びに同令の別表第2及び別表第3に定める市町村のうち特定被災地方公共団体以

外の227市町村のこと。

会計区分等

普通会計

地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計に区分して経理されており、その中には、一般行政活動に係るものと公営事業会計に係るものがある。普通会計とは、一般会計と特別会計のうち一般行政活動に係るものを一つの会計で経理されたものとみなして整理した会計の呼称。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な把握及び比較が困難であることから、地方財政状況調査上、便宜的に用いられる会計区分。

一般会計等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、公営事業会計以外のものが該当する。これは、普通会計とほぼ同様の範囲であるが、地方財政の統計で行っているいわゆる「想定企業会計」の分別（一般会計において経理している公営事業に係る収支を一般会計と区分して公営事業会計において経理されたものとする取扱い）は行わないこととしている。

公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

公営企業会計

地方公共団体の経営する公営企業の経理を行う会計。

純計決算額

各地方公共団体の決算額を単純に合計して財政規模を把握すると地方公共団体相互間の出し入れ部分について重複するため、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。特に断りのない限り、決算額は普通会計に係る地方財政の純計額をいう。

なお、都道府県決算額は全ての都道府県における決算額の単純合計である。市町村決算額は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、都市、町村、特別区、一部事務組合及び広域連合における決算額の単純合計額から、一部事務組合及び広域連合とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除したものである。

歳入

一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、都道府県においては、市町村から交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金（政令指定都市のみ）、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交

付金、自動車税環境性能割交付金、軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）及び法人事業税交付金を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。

一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれる。

地方譲与税

本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを地方公共団体に対して譲与する税。

現在、地方譲与税としては、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税がある。

地方特例交付金等

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される地方特例交付金、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充による地方公共団体の減収を補填するため交付される新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金から構成される国から地方公共団体への交付金。

なお、令和6年度及び令和7年度において、地方特例交付金の種類は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金及び個人住民税における定額減税の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される定額減税減収補填特例交付金とされている。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

単位費用^{※1}（測定単位1当たり費用）×測定単位^{※2}（人口・面積等）×補正係数^{※3}（寒冷補正等）

※1 標準的団体（人口や面積等、行政規模が道府県や市町村の中で平均的で、積雪地帯や離島等、自然的条件や地理的条件等が特異でない団体）が合理的かつ妥当な水準において行政を行う場合等の一般財源所要額を、測定単位1単位当たりで示したもの。

※2 道府県や市町村の行政の種類（河川費や農業行政費等）ごとにその量を測定する単位。

※3 全ての道府県や市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられるが、実際には自然的・地理的・社会的条件の違いによって差異があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに

測定単位の数値を割増し又は割落としている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数という。

基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

標準的な地方税収入×原則として75/100＋地方譲与税等

震災復興特別交付税

東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して、地方公共団体に対して交付する特別交付税。

国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。

使用料

地方公共団体の公の施設の利用等の対価としてその利用者等から徴収するもの。

手数料

特定の者のために行う当該地方公共団体の事務に要する費用に充てるために徴収するもの。

歳出

目的別歳出

行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費等に大別することができる。

性質別歳出

経費の経済的性質に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その経済的性質によって、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

国直轄事業

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

物件費

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。

扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

補助費等

性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

繰出金

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は公営事業会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

なお、法非適用の公営企業に対する繰出も含まれる。

公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれる。

補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

財政分析指標関係

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額^{*}に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみるものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

※ 令和2年度・令和3年度は、猶予特例債も含まれる。

実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支（歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額）から、翌年度に繰り越すべき継続費逓次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで逓次繰り越すこと）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと）等の財源を控除した額。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

なお、「地方財政法施行令」（昭和23年政令第267号）附則の規定により、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれる。

実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業債の償還金に対する繰出金などの準元利償還金に係る実質的な公債費相当額^{※1}の標準財政規模を基本とした額^{※2}に対する比率の過去3か年の平均値。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、これらが財政運営に与える影響の度合いを示す指標ともいえる。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる「地方財政法」（昭和23年法律第109号）の実質公債費比率と同じ。

※1 元利償還金（繰上償還金等を除く。）及び準元利償還金の合計額から、これらに充当された特定財源及び元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

※2 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

将来負担比率

公営企業や地方公社、損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債^{※1}の標準財政規模を基本とした額^{※2}に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

※1 一般会計等の将来負担額から財政調整基金や元利償還金等に係る基準財政需要額算入額などの充当可能財源等を控除した額。

※2 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準又は財政再生基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政健全化団体又は財政再生団体として、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化等の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つ。

地方財政計画等

地方財政計画

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。

地方財政計画には、(1) 地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、(2) 地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、(3) 個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。

地方債計画

地方財政法第5条の3第11項に規定する同意等を行う地方債の予定額の総額等を示した年度計画。

減収補填債（特例分）

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。地方財政法第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、同条の特例として発行される特例分がある。

臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）、地方負担分は臨時財政対策債により補填することとされている。

なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされている。

一般行政経費

地方財政計画上の経費の一区分。教育文化施策、社会福祉施策、国土及び環境保全施策等の諸施策の推進に要する経費をはじめ、地方公共団体の設置する各種公用・公共用施設の管理運営に要する経費等、地方公共団体が地域社会の振興を図るとともに、その秩序を維持し、住民の安全・健康、福祉の維持向上を図るために行う一切の行政事務に要する経費から、給与関係経費、公債費、維持補修費、投資的経費及び公営企業繰出金として別途計上している経費を除いたものであり、広範な内容にわたっている。

地方一般歳出

地方財政計画において、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中の企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除いたもの。

債務負担行為

複数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

地方自治法第214条及び第215条の規定により、予算の一部を構成することとされている。

財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

公営企業等

公営企業（法適用企業・法非適用企業）

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業としている。

同法において、上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業については全部の規定、病院事業については、財務規定等の適用が義務付けられている。その他の事業については、条例で同法の全部又は財務規定等を適用することが可能となっている。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、法適用企業は、同法に基づき発生主義・複式簿記による企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づき現金主義・単式簿記による財務処理が行われる。

地方公営企業決算状況調査においては、法適用企業は地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用している事業とし、法非適用企業は地方財政法第6条に基づきその経理を特別会計を設けて行っている地方財政法施行令第46条に掲げる事業並びに有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業で、法適用企業以外のものとしている。

損益収支

公営企業の経営活動に伴い、当該年度内に発生した収益とそれに対応する費用の状況。

法適用企業の経営状況を表すものには、純損益、経常損益、総収支比率、経常収支比率等がある。

純損益とは、総収益から総費用を差し引いた額をいい、当該年度の総合的な収支状況を表す。総収益が総費用を上回る場合の差額が純利益であり、逆に総費用が総収益を上回る場合の差額が純損失である。

経常損益とは、純損益から固定資産売却益等の臨時的な収益（特別利益）や、固定資産売却損等の臨時的な費用（特別損失）を除いたものをいい、当該年度の経営活動の結果を表す。経常収益が経常費用を上回る場合の差額が経常利益であり、逆に経常費用が経常収益を上回る場合の差額が経常損失である。

総収支比率とは総費用に対する総収益の割合、経常収支比率とは経常費用に対する経常収益の割合であり、それぞれ100%を下回ると費用が収益を上回っている状態を意味することになる。

資本収支

公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出の状況。

収益的収入

公営企業の経営活動に伴い発生する料金を主体とした収益。

資本的収入

建設投資などの財源となる企業債、他会計繰入金、国庫（県）補助金などの収入。

資金不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

資金不足比率

資金不足額の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

資金不足比率が、経営健全化基準以上である地方公共団体は、経営健全化計画を策定[※]し、経営健全化団体として、当該公営企業の経営の健全化を図らなければならない。

※ 当該年度の前年度の資金不足比率が経営健全化基準未満である場合等を除く。

公営企業型地方独立行政法人

地方独立行政法人[※]のうち「地方独立行政法人法」（平成15年法律第118号）第21条第3号

に掲げる業務（水道事業（簡易水道事業を除く。）、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業又は病院事業）を行う法人をいう。

公営企業型地方独立行政法人の経理は、同法に基づき発生主義・複式簿記による企業会計方式により行われる。

※ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定される、公共上の見地から確実に実施する必要がある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないが、民間に委ねては実施が確保できない可能性があるものを効率的かつ効果的に行わせる目的のために地方公共団体が設立する法人。

第三セクター等

第三セクター等とは、次の法人をいう。

（ア）第三セクター

a 社団法人・財団法人（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）等の規定に基づいて設立されている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに特例民法法人）のうち、地方公共団体が出えんを行っている法人

b 会社法法人（「会社法」（平成17年法律第86号）等の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社）のうち、地方公共団体が出資を行っている法人

（イ）地方三公社

地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社